



第3期 中能登町 男女共同参画行動計画

～やさしい心で支えあい
誰もが幸せを実感できる未来～



令和3年3月
中能登町

はじめに

やさしい心で支え合い 誰もが幸せを実感できる未来



中能登町では、平成20年に「男女共同参画懇話会」を開催し、平成21（2009）年に「中能登町男女共同参画推進条例」を施行しました。平成23（2011）年には「中能登町男女共同参画行動計画～ともに織りなす明るい未来～」を目標に掲げ、地域や職場での男女共同参画を積極的に推進し、支援をしていくために、町民や企業、関係団体の有志と連携した、中能登町男女共同参画推進員の会が発足しました。

この推進員の会が中心となり、啓発活動や講演会、紙芝居、川柳コンクール、町民や町内企業への意識調査など、親しみやすい取り組みをはじめ、男女共同参画の意識の実態を把握するよう様々な取り組みも推進していただきました。少しずつではありますが、中能登町男女共同参画社会の意識づけが町内に広まりつつあります。

中能登町においても、少子高齢化や若年人口の流出などにより、今後人口減少が見込まれ、地域コミュニティへの関心低下や担い手不足により、地域活力の低下や経済等への影響が懸念されます。私たちが今求められていることは、お互いを思いやり、やさしい心で支え合いながら、職場・地域・家庭内において幸せを実感できるまちづくりを目指すことであります。

こうした中能登町の男女共同参画の推進を、性別にかかわらず誰もが活躍できるよう、一層強力で推し進めていくため、このほど「第3期 中能登町男女共同参画行動計画」を策定させていただきました。

第3期計画では、第2期より軸となっている「男女共同参画社会に向けた意識づくり」「男女が互いに尊重しあう社会づくり」「男女がともに参画しやすい環境づくり」の3つの方針を継承のもと、より取り組み内容や効果が実感できる行動計画とするため、町民アンケート結果や町が抱える課題を解決するための、数値目標など設定し、毎年、事業の検証や評価のPDCAサイクルを実施します。

また、こうした行動が、持続可能な開発目標（SDGs）の一つ「ジェンダー平等の実現」の理念と共有するものであり、中能登町が世界とも共通の認識であることを計画に盛り込んでおります。

男女共同参画社会の実現のため、私たち自身が自分ごとになって着実に進めていくことが大切であり、お互いを思いやりながら行動していくことで、家庭、地域、職場、学校等において男女共同参画社会の実現への意識が高まるものと考えております。

今後、この計画を推進していきたいと考えておりますが、町民、企業、団体、地域社会の皆様方により一層のご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたりまして、中能登町男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、中能登町男女共同参画推進員の会の皆様、意識調査等にご協力をいただきました関係団体の皆様ならびに町民の皆様に心より御礼申し上げます。

令和3（2021）年3月

中能登町長 杉本 栄蔵

目次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1-1.策定の趣旨	1
1-2.男女共同参画を取り巻く社会状況	2
第 2 章 計画の基本的な考え方	6
2-1.計画に当たって	6
2-2.計画の性格と役割	6
2-3.計画の期間	7
第 3 章 中能登町の現状と課題	8
3-1.統計から見る現状	8
3-2.アンケート調査から見る現状と課題	16
第 4 章 第 2 期計画の成果・評価と第 3 期計画への課題	27
4-1.指標の達成状況と事業の取組み状況	27
4-3.第 2 期計画の成果と第 3 期計画への課題	36
4-4.第 3 期計画に求められる役割意識	37
第 5 章 めざすべき方向性	39
5-1.基本理念	39
5-2.取組みの基本方針	39
5-3.新しい視点	40
5-4.横断的な目標	42
5-5.計画の体系図	44
第 6 章 具体的な取組み内容	46
6-1.具体的な取組みの体系図と数値目標一覧	46
6-2.基本方針 1.男女共同参画社会実現に向けた意識づくり	50
6-3.基本方針 2.誰もが幸せを実感できる地域づくり	56
6-4.基本方針 3.誰もが参画しやすい仕組みづくり	59
6-5.計画の進捗管理	62
資料編	63

第1章 計画策定にあたって

1-1. 策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的、及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（「男女共同参画社会基本法」平成11（1999）年6月）です。

政府は「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を平成15（2003）年に掲げ、第2次男女共同参画基本計画に「2020年30%」目標が盛り込まれ、官民においてその実現に向けた取組みが進められてきました。しかしながら、この目標は必ずしも社会全体では十分共有されず、未達成に終わり2030年には男女比率の同水準を目指すとする新たな目標が設定されました。令和元（2019）年6月には女性活躍推進法等の一部を改正する法律が施行され、職場における男女の格差是正のための取組みがより一層加速しています。また令和2（2020）年12月には第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され男女共同参画社会の実現に向けた取組みを一段と加速させています。

中能登町でも、男女を問わずさまざまな活動ができるよう、社会参画の機会を奨励し、住みやすいいきいきと活動しやすい男女共同参画社会実現を目指して平成23（2011）年3月に「第1期中能登町男女共同参画行動計画」を、平成28（2016）年3月に「第2期中能登町男女共同参画行動計画」を策定し、2期10年にわたり計画的に施策を推進してきました。

男女共同参画に対する認識が住民にも浸透しつつありますが、社会通念、慣習、しきたりにおいてはまだまだ男性が優遇されているなど、解決すべき課題は残されています。

こうした社会状況や、第2期行動計画におけるこれまでの取組み状況、課題などを踏まえ、より一層の取組みを推進する必要があるため、令和3（2021）年3月に「第3期中能登町男女共同参画行動計画」を策定することにしました。

1-2. 男女共同参画を取り巻く社会状況

※平成 27（2015）年以降の動き

年	世界	日本	石川県	中能登町
平成 27 年 (2015)	・第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）（ニューヨーク） ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」採択（国連サミット）	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性活躍推進法」制定 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 ・日本初の同性パートナーシップ条例制定（渋谷区）	・男女共同参画に関する県民意識調査	
平成 28 年 (2016)	・「女性の能力開花のための G 7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意（G 7 伊勢・志摩サミット）		・「いしかわ男女共同参画プラン 2011 改定版」策定 ・「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」策定	・「中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略 中能登町人口ビジョン」策定 ・「第 2 期中能登町男女共同参画行動計画」策定
平成 29 年 (2017)		・「働き方改革実行計画」策定 ・「SDGs アクションプラン 2018」策定	・「パープルサポートいしかわ（いしかわ性暴力被害者支援センター）」開設	・「第 2 次中能登町総合計画」策定
平成 30 年 (2018)		・「働き方改革関連法」成立 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定 ・「人づくり革命 基本構想」策定（人生 100 年時代構想会議）	・「いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度」の充実を図るため「女性活躍加速化クラス」認定開始	
平成 31 年 令和元年 (2019)		・「女性活躍推進法」改正		
令和 2 年 (2020)		・「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	・男女共同参画に関する県民意識調査	・「第 2 期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略 中能登町人口ビジョン（改訂版）」策定
令和 3 年 (2021)			・「いしかわ男女共同参画プラン 2021」策定	・「第 3 期中能登町男女共同参画行動計画」策定

(1)世界の動き

SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」

誰ひとり取り残されることなく、人類が安定してこの地球で暮らし続けることができるように、世界のさまざまな問題を整理し、解決に向けて具体的な目標を示したのが、SDGs（持続可能な開発目標）です。平成 27（2015）年に国連で採択され、国際社会は一致団結して、2030 年を目指してこの目標を達成しよう、と合意しました。SDGs には、世界を変えるための 17 の目標があります。あらゆる形の貧困を世の中からなくし、不平等とたたかい、気候変動に対処しながら、「誰ひとり取り残さない」ための取組みです。平成 28（2016）年から本格的な取組みが始まり、2030 年を目標の達成期限にしています。

17 の持続可能な開発目標



(2)国の動き

令和 2（2020）年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されました。また、働き方改革関連法の成立、女性活躍推進法の一部改正等の動きもあり、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍推進等の様々な取組みが進められています。

第 5 次男女共同参画基本計画のポイント

1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2. 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
3. 地域における男女共同参画の推進
4. 科学技術・学術における男女共同参画の推進
5. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
6. 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
7. 生涯を通じた健康支援
8. 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
9. 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
10. 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
11. 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(3)石川県の動き

平成 28 (2016) 年に「いしかわ男女共同参画プラン 2011 改定版」が策定され、令和 2 (2020) 年度までを計画期間と定めています。また、令和 2 年に男女共同参画に関する県民意識調査を実施し、「いしかわ男女共同参画プラン 2021」策定の準備をしています。

(4)中能登町の動き

令和 2 (2020) 年 6 月に「第 2 期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略 中能登町人口ビジョン (改訂版)」を策定し、まちづくりのコンセプトに「やさしい風土に磨きをかけ、誰もが笑顔で活躍できるまち」を掲げ、4 つの基本目標と新しい視点を取り入れた 2 つの横断的な目標を設定し、令和 6 (2024) 年度末までの 5 年間様々な取組みを実施しています。これらの目標を達成するための取組みにも男女共同参画社会の実現は不可欠です。

(4-1) 第 2 期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標

基本目標 1. しごとづくり 「中能登町における安定した雇用を創出する」	基本目標 2. ひとづくり 「中能登町への新しいひとの流れをつくる」
基本目標 3. 子育て環境づくり 「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」	基本目標 4. 地域づくり 「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」
横断的な目標 1. 多様な人材の活躍を推進 2. 新しい時代の流れを力にする (Society5. 0、SDGs)	

男女共同参画推進施策-人にやさしいまちづくり-

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を得ることができ、共に責任を担うことができる社会を目指します。

重要業績評価指標 (KPI※)

項目	基準値	目標値
第 3 期男女共同参画行動計画の策定	第 2 期行動計画策定済 (令和元年度)	第 3 期行動計画策定 (令和 2 年度)
普及イベント開催数 (年間)	2 回 (令和元年度)	2 回 (計画期間平均)
生産年齢人口数 (15~64 歳)	8,580 人 (令和元年度)	8,200 人 (令和 6 年度)
取組む事業		
・中能登町の男女が幸せになる普及促進事業		

※重要業績評価指標 (KPI) : 最終的な目標を達成するのに必要不可欠なプロセスを管理するための指標。

プロセスの状況を評価する判断基準、目印となるもの。

(4-2) 現状と目指すべき将来の方向

- ・中能登町では町外への転出が転入を上回る転出超過に陥っています。
 - ・中能登町で育った若者が町外へ転出している現状は、町内の財産をすり減らしています。
 - ・「いい大学、いい企業へ」と子どもを思う家族愛が、地域を支える人を残す地域愛を上回っています。
 - ・基盤産業の従業人口は増加しているが、従業者は周辺市町の住民に依存しています。
 - ・中能登町民が基盤産業を支えるためには就業人口を増加させる必要があります。
- 中能登町に在住する就業人口を増加させるために、中能登町固有の風土・文化である「能登はやさしや土までも」を磨き上げ、Uターン者や移住者、関係人口を惹きつけ、生産年齢人口の獲得を目指します。

従業人口：企業で働いている人数であり、居住地は問わない
就業人口：働いている町民の人数であり、勤務地は問わない

①従業人口を就業人口へ（下図 8、10）

働く若者やファミリー層にとって魅力的な住環境や、交流機会を創出し、町内で働く中能登町民を増やします。

②合計特殊出生率の向上（下図 12）

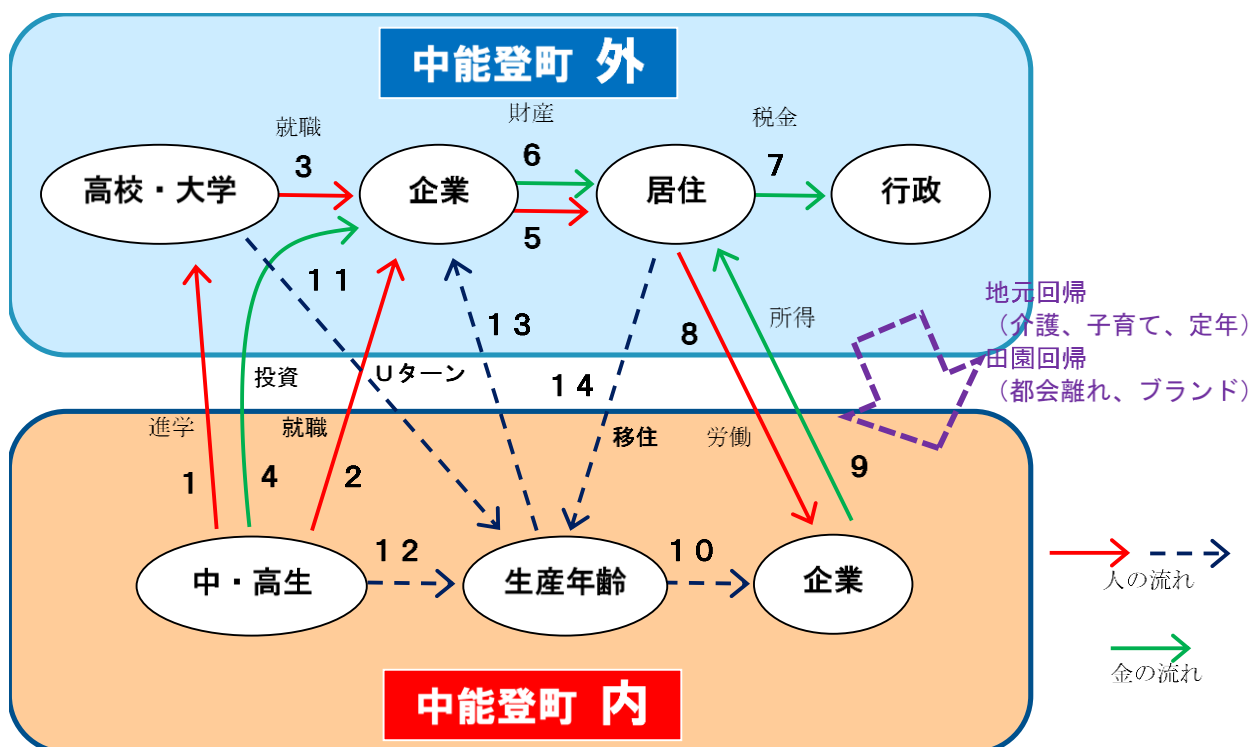
結婚・出産・子育て環境を整備し、中能登町なら出会いがあり、安心して子育てができることを可能にすることで、合計特殊出生率を向上させます。

③地元就職の促進と移住者の転入促進（下図 11、14）

中・高・大学生が働きたいと思える、外貨を稼げる魅力ある企業を創出することで地元就職を促進するとともに、就農や古民家で居住できる環境を整備することで移住者を惹きつけます。

④周辺自治体への従業とリモートワークの推進（下図 13）

ICT 技術や通信環境を整備・充実させることで、中能登町で様々な仕事ができる環境を整備し、町内への移住者や町外からの転入を促進します。



資料：中能登町人口ビジョン（改訂版）

第2章 計画の基本的な考え方

2-1. 計画に当たって

中能登町では人権尊重のまちづくりの推進を軸として、これまで2期10年間にわたり男女共同参画の啓発などを進めてきました。しかし改めて、中能登町における男女共同参画の課題を探り、中能登町の男女共同参画の方向性を明らかにすることで、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進していくこととします。そのために、「第3期中能登町男女共同参画行動計画」（以下「計画」）を策定します。

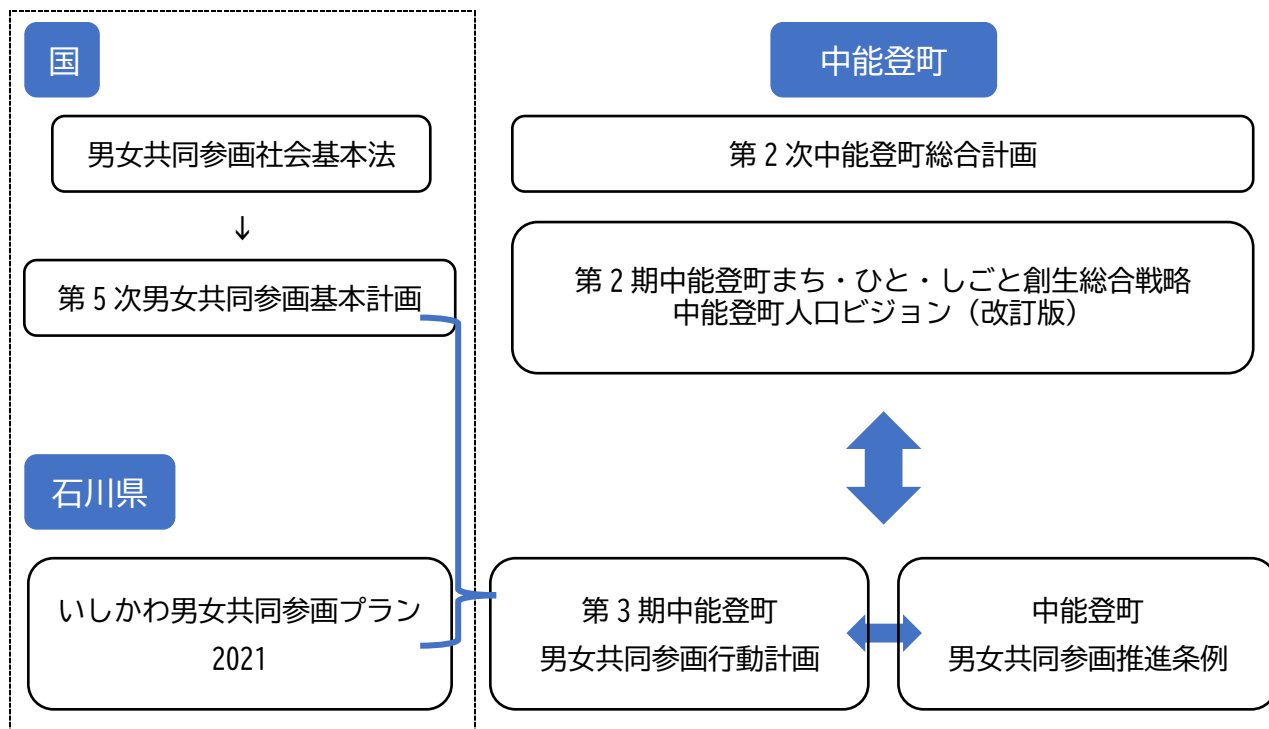
2-2. 計画の性格と役割

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「中能登町男女共同参画推進条例」第8条に基づき、男女共同参画社会の確立に向けて実施する具体的な個別施策を示す計画です。

この計画に基づき、町の各行政分野において男女共同参画の視点が活かされた施策を積極的に進め、町民や各企業・団体等とも連携を深め協力しながら推進を図っていくものです。

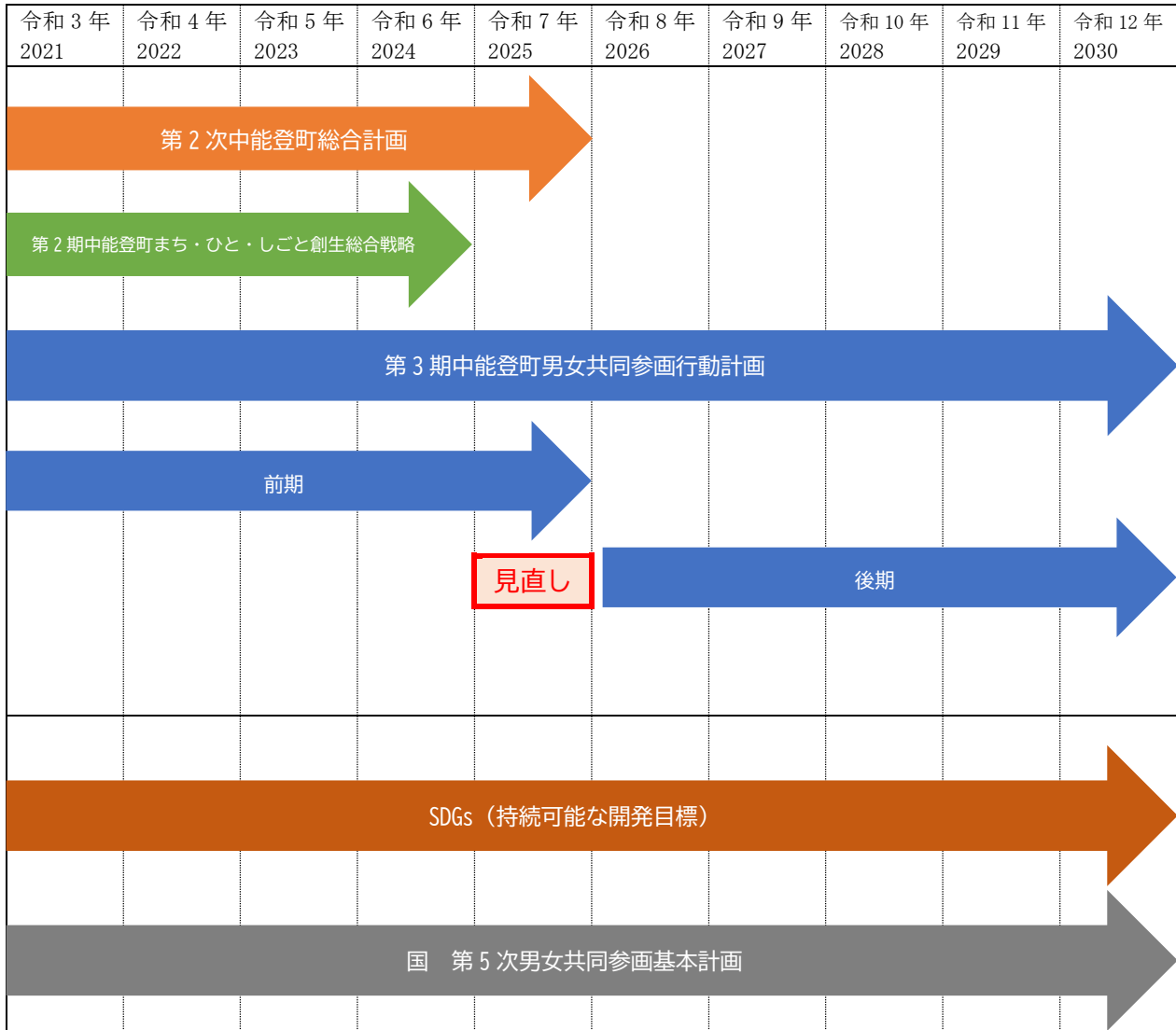
また、「第2次中能登町総合計画」および「第2期中能登町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実現するための計画であり、また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定に基づく市町推進計画として位置づけます。

<計画の位置づけ>



2-3. 計画の期間

令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 10 年間を計画期間とします。ただし、令和 7 (2025) 年度においてアンケートなどを通じて、中間見直しを実施し改定版を作成予定であり、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて、計画の見直しを行う予定です。



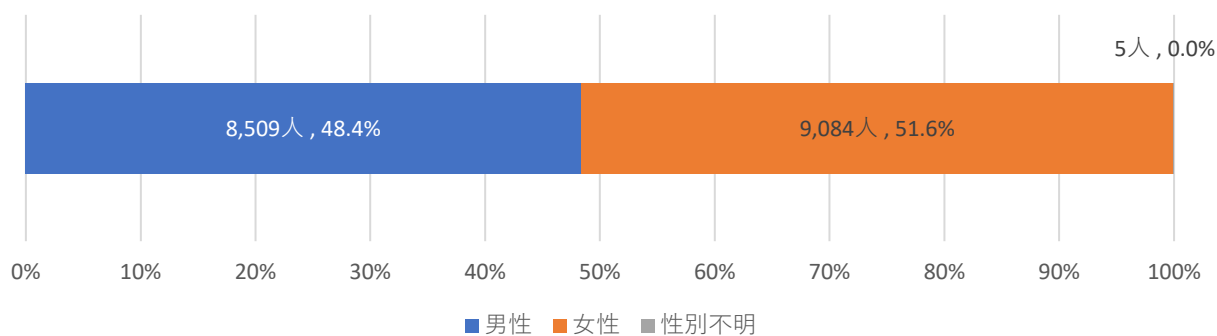
第3章 中能登町の現状と課題

3-1. 統計から見る現状

(1) 中能登町の人口

中能登町の総人口は、令和3（2021）年3月1日現在 17,598 人で、男女別では男性 8,509 人、女性 9,084 人と女性が 575 人多くなっています。

図. 中能登町の人口



資料：中能登町ホームページ（令和3年3月1日現在）

(2) 人口ピラミッド

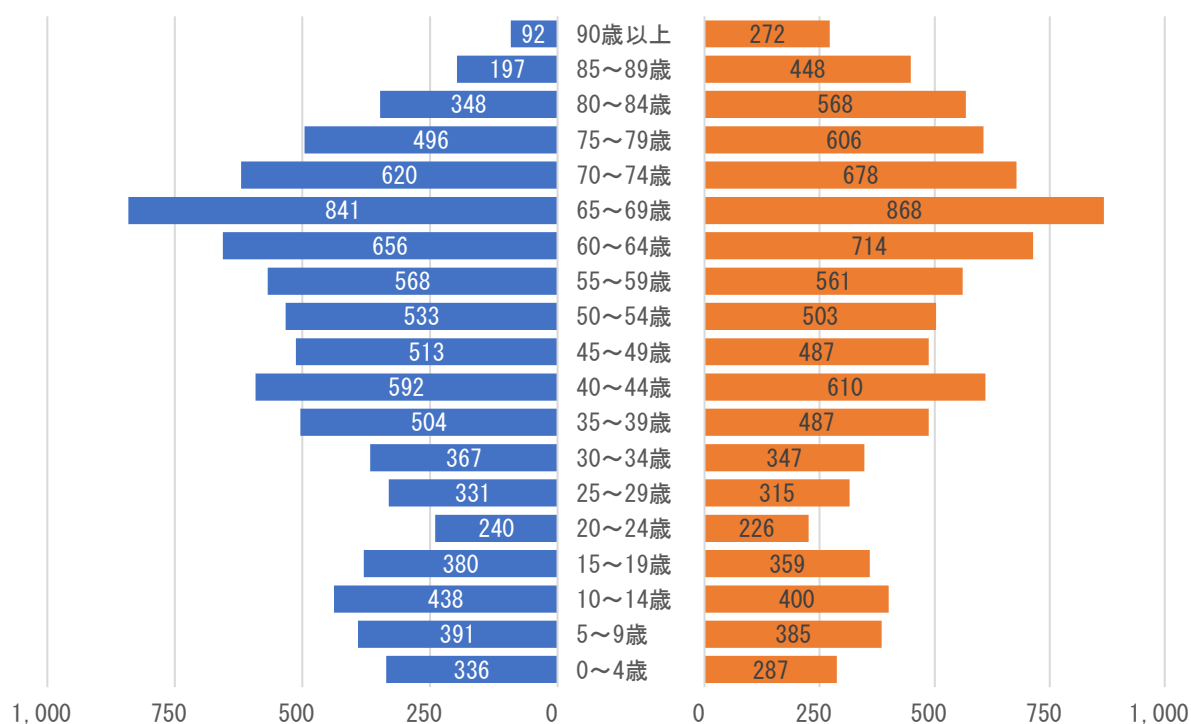
年齢5歳区分別の人口ピラミッドでは、つば型（出生率が死亡率よりも低い人口にみられる）の形を模しており、少子高齢化社会に向かっています。

図. 人口ピラミッド

【男性 8,443 人】

【男女合計 17,564 人】

【女性 9,121 人】



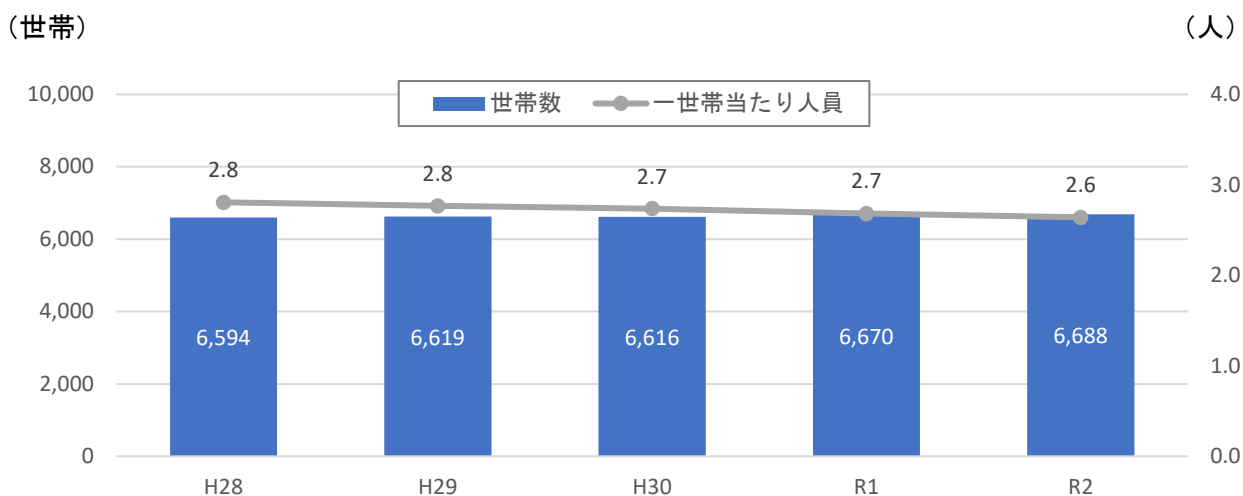
資料：国勢調査（平成27（2015）年）

※総人口 17,571 人から年齢不詳 7 人を除いた図

(3)世帯数の推移

世帯数は増加傾向にありますが、一世帯当たり人員は減少傾向にあり、核家族化や単身世帯化が進行していることがうかがえます。

図. 世帯数の推移

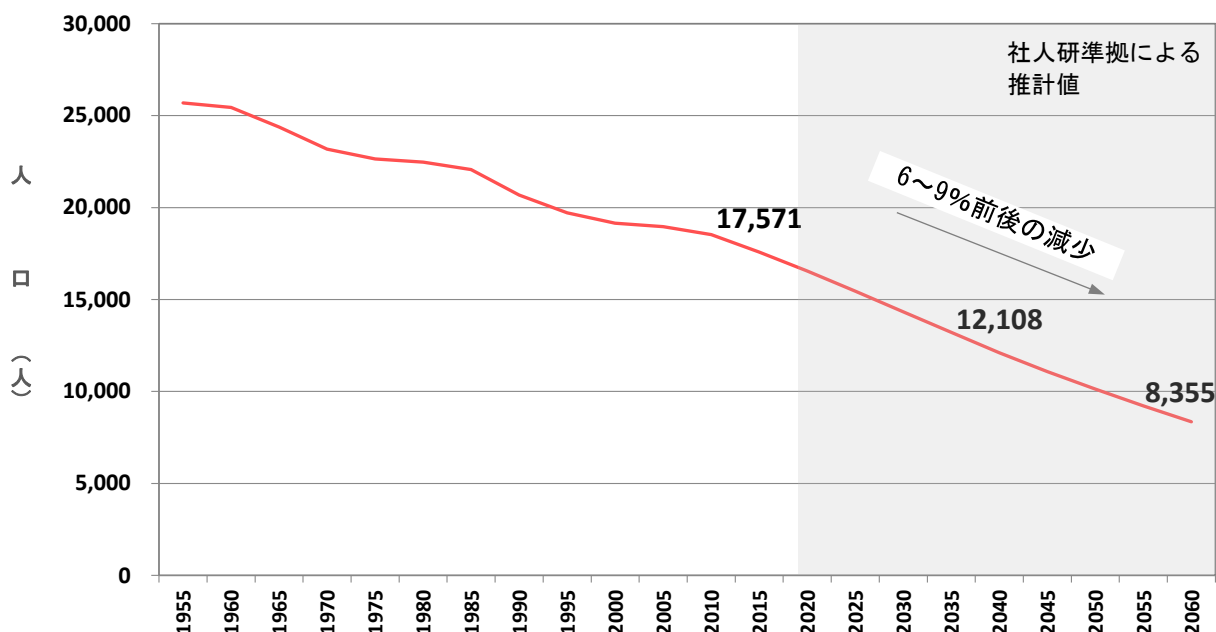


資料：中能登町ホームページ（各年 11 月 1 日現在）

(4)総人口の推移と将来推計

- ・国立社会保障人口問題研究所（以降、社人研）の推計によると、平成 27（2015）年以降は年 6～9%前後の減少が継続し、2040 年には 12,108 人（対 2015 年比 68.9%）、2060 年には 8,355 人（対 2015 年比 47.5%）になると推計されます。

図. 総人口の推移と将来推計

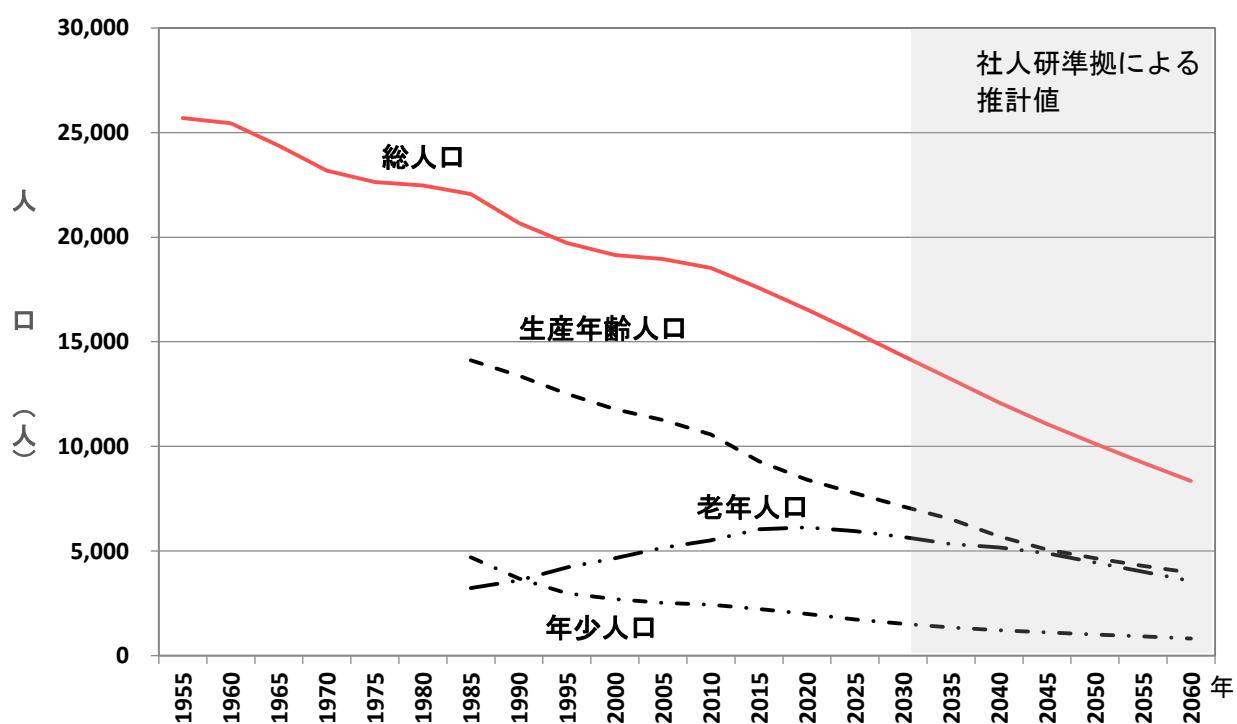


資料：中能登町人口ビジョン（改訂版）

(5)年齢 3 区分人口の推移

- ・生産年齢人口（15～64 歳）は昭和 60（1985）年から総人口同様に減少が続いています。年少人口も減少を続け、平成 7（1995）年以降、老年人口を下回っています。一方、老年人口（65 歳～）は増加傾向が続いていますが、令和 2（2020）年より減少傾向となると推測されます。
- ・2045 年の構成は、年少人口 10.1%、生産年齢人口 45.7%、老年人口 44.1%となり、さらなる生産年齢人口、年少人口割合の低下及び、老年人口割合の上昇により、人口構成の変化が予想されます。

図. 年齢 3 区分人口の推移



注) 年少人口は 0～14 歳、生産年齢人口は 15～64 歳、老年人口は 65 歳以上

資料：中能登町人口ビジョン（改訂版）

平成 12 (2000) 年以降、老年人口比率 (65 歳以上) は上昇している一方で、年少人口比率 (0～14 歳) は減少し続けています。

図. 年齢 3 区分人口の推移

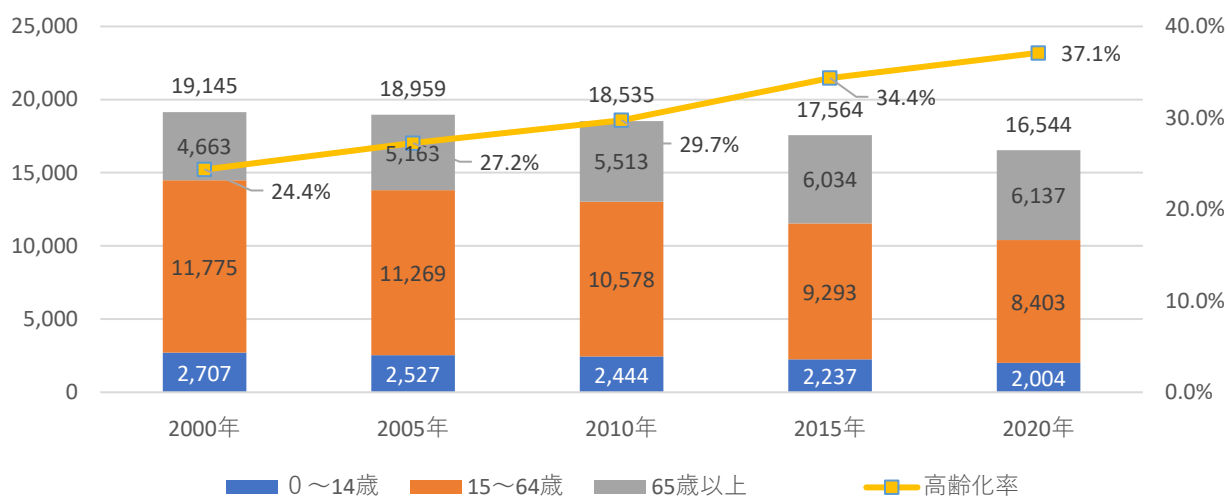
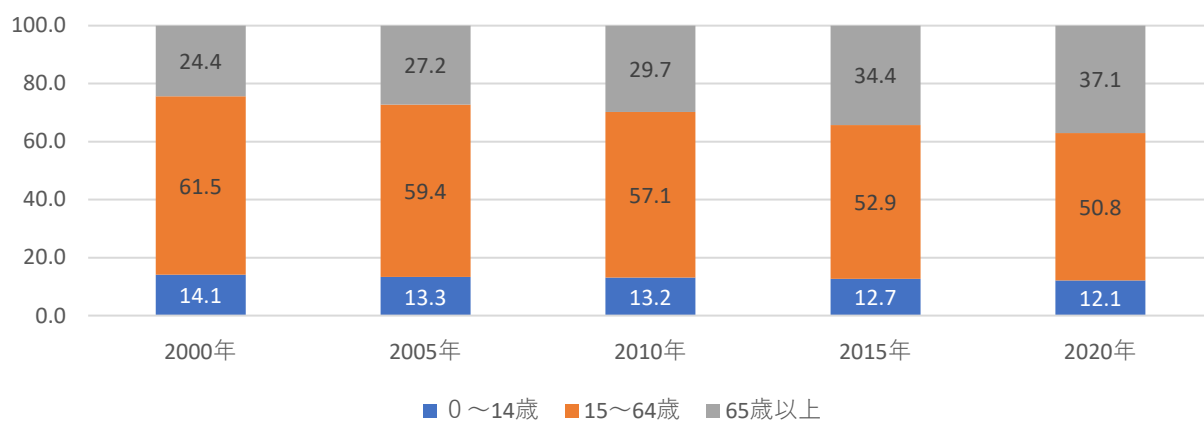


図. 年齢 3 区分人口比率の推移

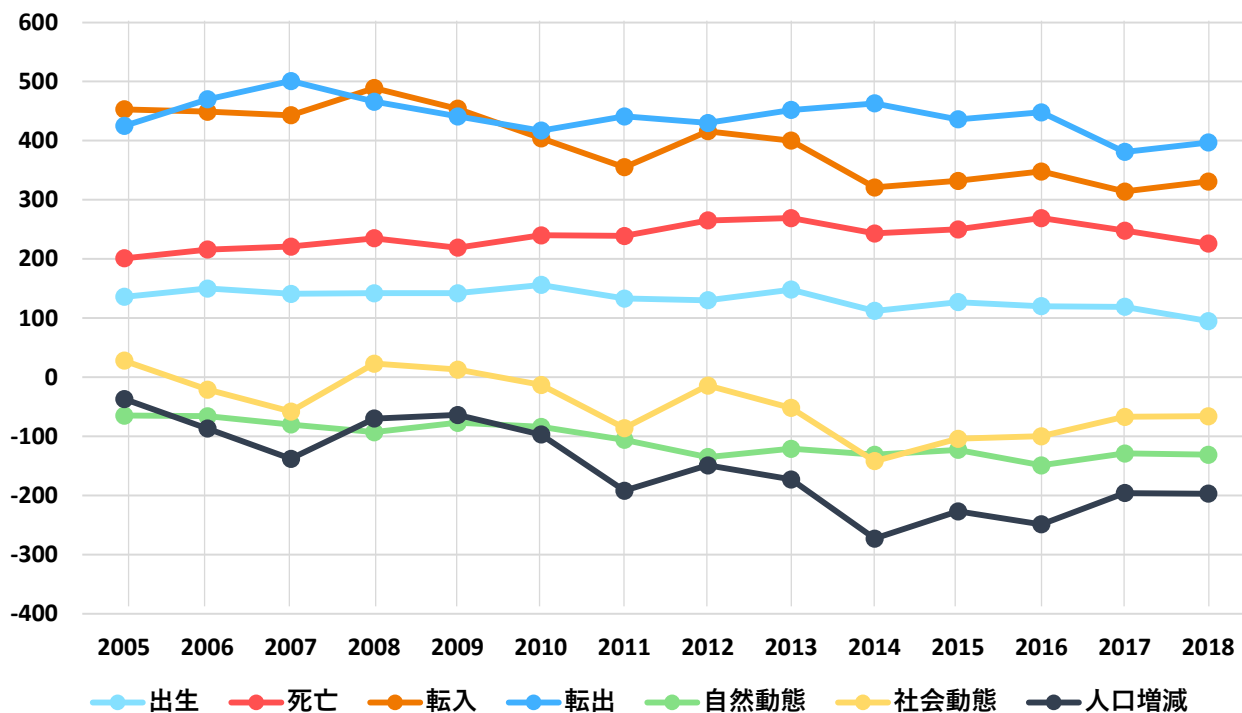


資料：国勢調査（令和 2（2020）年）

(6)出生・死亡、転入・転出の推移

- ・自然動態（出生数－死亡数）は、出生数が減少傾向にある一方、死亡数は増加傾向です。
- ・平成 30（2018）年では、出生数 95 人に対し死亡数は 226 人であり、自然増減は-131 人です。
- ・社会動態（転入数－転出数）は、平成 20（2008）年に転入数が転出数を上回っていますが、ほぼ転出超過です。
- ・平成 30（2018）年では、転入数 331 人に対し転出数 397 人で、社会増減は-66 人です。
- ・平成 23（2011）年から、毎年約 200 人の人口減が続いています。

図. 出生・死亡、転入・転出の推移

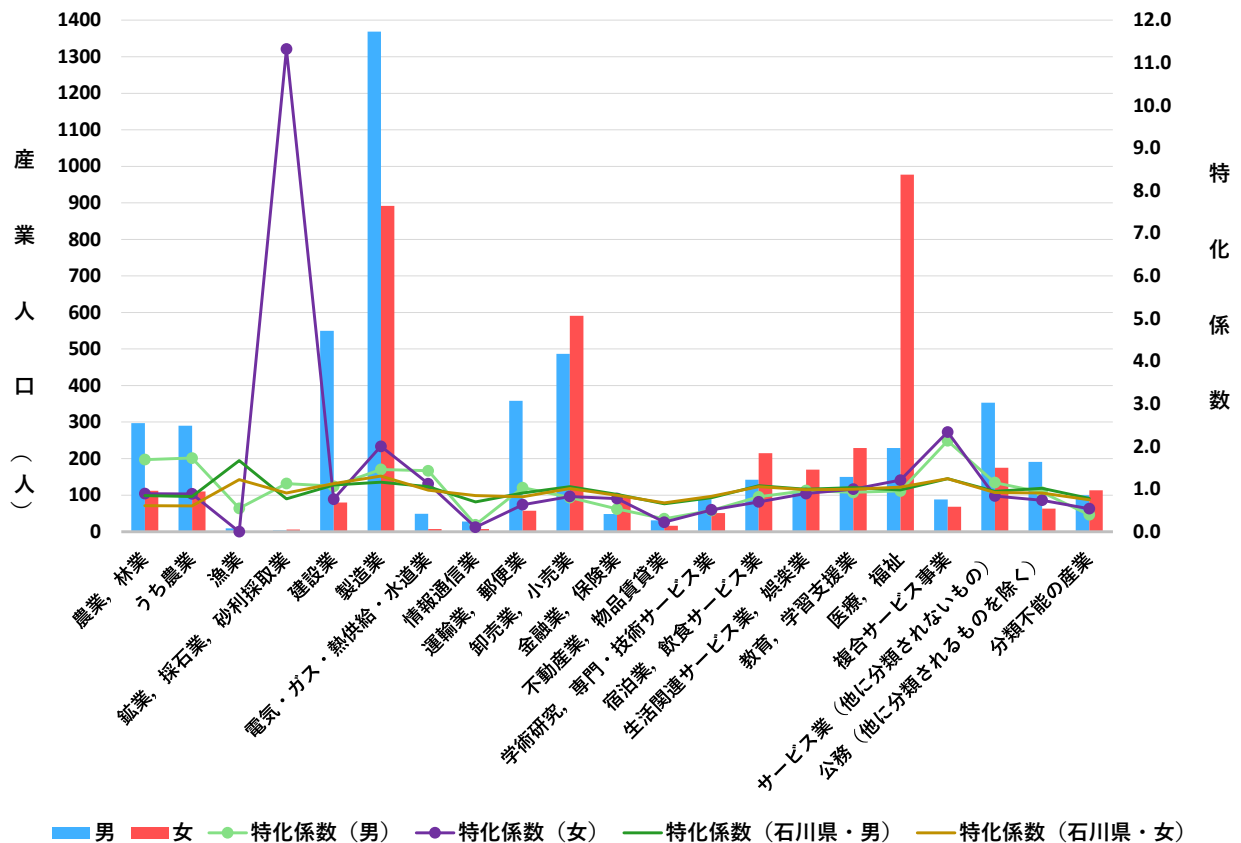


資料：中能登町人口ビジョン（改訂版）

(7)男女別産業人口の状況

- ・男性は、製造業、建設業、卸売・小売業、運輸・郵便業、農業の就業者が多いです。女性は、医療・福祉、製造業、卸売・小売業、教育・学習支援業、宿泊業・飲食サービス業の就業者が多いです。
- ・特化係数（産業別の中能登町の就業者比率／全国の就業者比率）をみると、男性では複合サービス事業（2.1）、農業（1.7）が高く、女性では鉱業・採石業・砂利採取業（11.3）が非常に高く、次いで、複合サービス事業（2.3）、製造業（2.0）です。

図. 男女別産業人口（平成 27（2015）年）

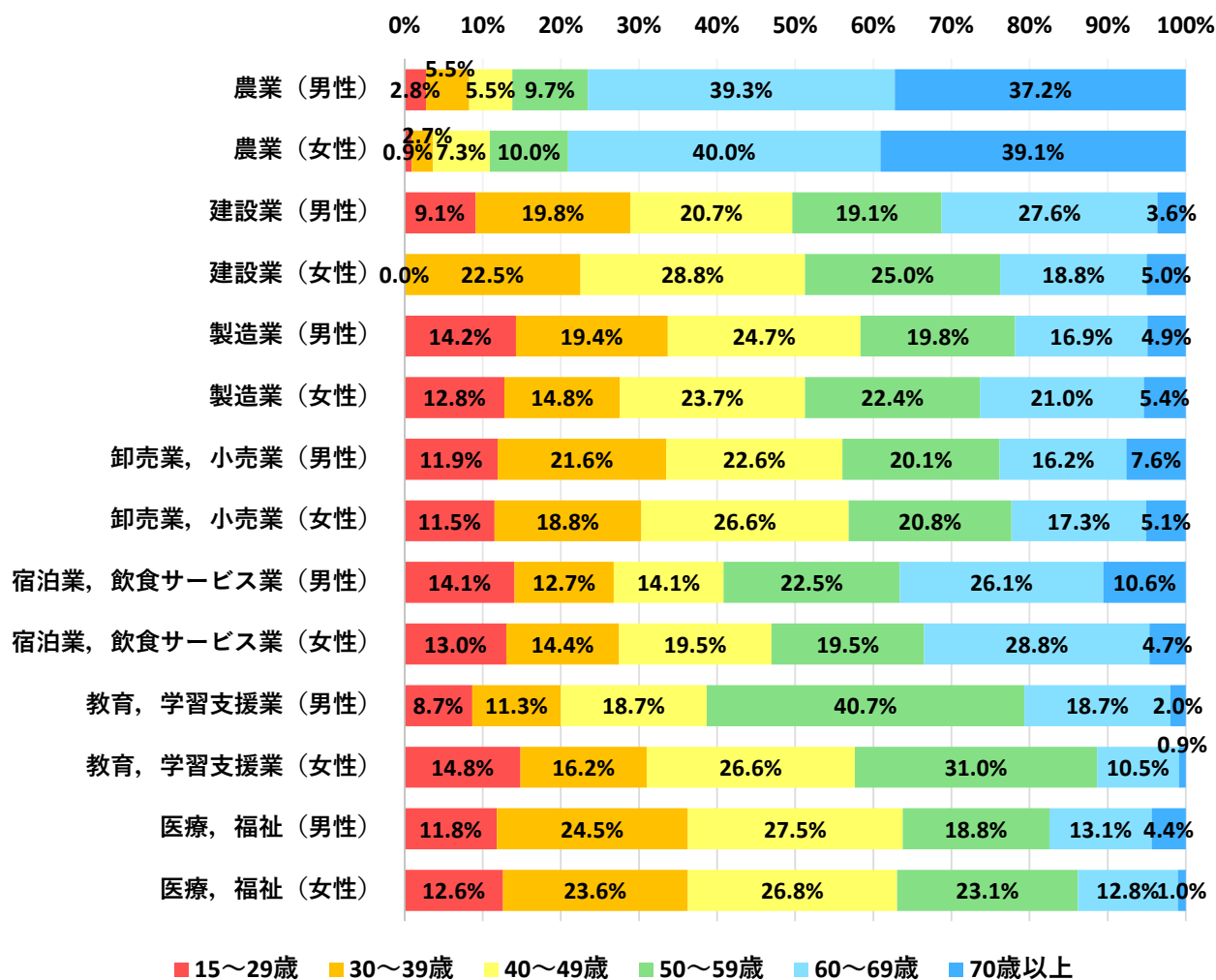


資料：中能登町人口ビジョン（改訂版）

(8)年齢階級別産業人口の状況

- ・男女とも農業は約 8 割が 60 歳以上、建設業、教育・学習支援業は約 5 割が 50 歳以上と高齢化が進んでいます。今後、就業者が急激に減少する可能性があり、担い手の確保が課題となります。
- ・製造業、卸売業・小売業、医療福祉は、比較的年齢構成のバランスがとれており、幅広い年齢層の雇用の受け皿となっていますが、50 歳以上が半数を占めています。

図. 年齢階級別産業人口の割合（平成 27（2015）年）



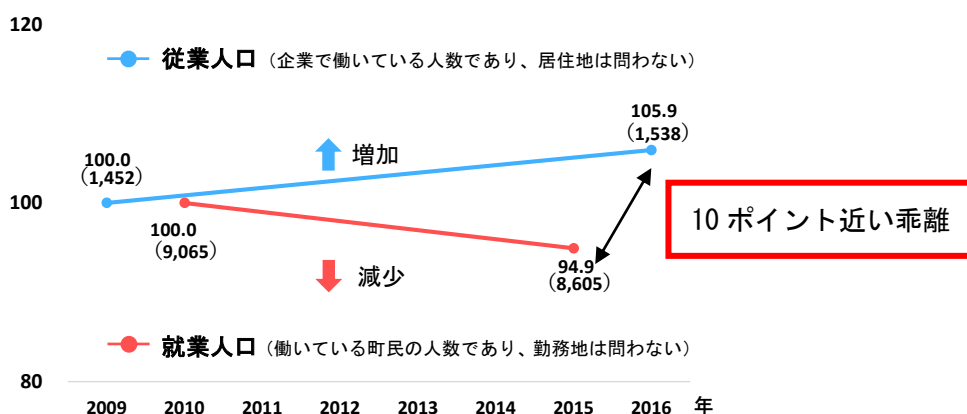
資料：中能登町人口ビジョン（改訂版）

(9) 町外の人口によって支えられている基盤産業の状況

地域の人口は、基盤産業の従業人口の約 13 倍まで増やすことができると言われています。近年、中能登町の基盤産業は好調で、製造品出荷額等や従業人口が伸びましたが、総人口、就業人口ともに年々減少し、町外からの従業人口によって中能登町の基盤産業が支えられている状況です。また、近年の従業人口の増加割合と就業人口の減少割合には 10 ポイント近い乖離が見られます。

今後は、中能登町外から中能登町に働きにきている従業人口を町内に居住する就業人口にシフトしてもらえるように、働く若者やファミリー層にとって、魅力的な住環境や交流機会を創出し、生産年齢人口の転入を促進する必要があります。

図. 基盤産業の従業人口と就業人口の推移

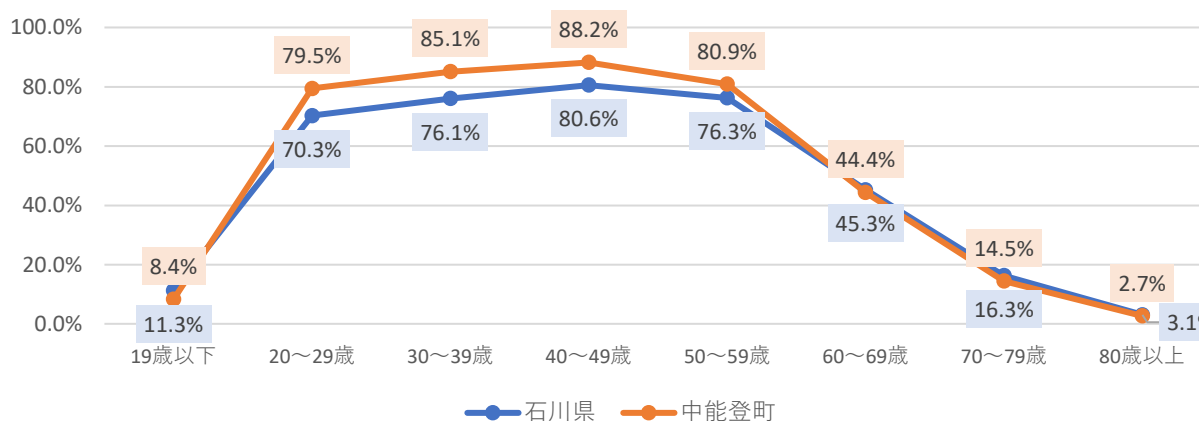


資料：中能登町人口ビジョン（改訂版）

(10) 女性の就業率

中能登町の女性の就業率は、20 歳代から 50 歳代までいずれも石川県の平均を上回っています。

図. 女性就業率の推移



(単位：人)

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計
石川県	3,094	36,489	49,912	65,063	52,824	39,908	11,163	2,006	260,459
中能登町	30	430	710	968	861	702	186	35	3,922

資料：国勢調査（平成 27（2015）年）

3-2. アンケート調査から見る現状と課題

(1) 調査概要

男女共同参画について、町民や中高生の実態を把握し、第3期男女共同参画行動計画の基礎資料とするアンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

<調査概要>

	町民アンケート調査	中高生アンケート調査
対象	中能登町在住の満18歳～70歳代の町民 1,000人（男性500人、女性500人）	中能登町立中能登中学校の2年生151人 および 石川県立鹿西高等学校の1～3年生 （中能登町在住のみ）
調査手法	郵送配付・郵送回収（無作為抽出）	学校において直接配布・直接回収
実施時期	令和2（2020）年11月26日～12月11日	令和2（2020）年12月16日～12月24日
設問数	全22問	全4問
回収数/ 回収率	341件/34.1% 男性144人（28.8%）、女性194人（38.8%）、 性別未回答3人	211件 中能登中学校140件/92.7% 男性72人、女性65人、性別未回答3人 鹿西高等学校71件 男性36人、女性34人、性別未回答1人

また、役場職員の男女共同参画への意識を確認するために町民アンケートとは別枠でアンケート調査を実施しました。さらに女性職員の自身のキャリアや管理職への希望状況を把握するためのアンケート調査も実施しました。

	役場職員アンケート	女性役場職員向けアンケート調査
対象	中能登町役場職員および町立保育園職員 233人	中能登町役場および町立保育園の女性職員 134人
調査手法	メール及びインターネット調査	インターネット調査
実施時期	令和2（2020）年12月25日 ～令和3（2021）年2月19日	令和3（2021）年2月2日～2月10日
設問数	全22問	全6問
回収数/ 回収率	195件/83.6% 男性80人、女性115人 インターネット回答184件/94.4% メール回答11件/5.6%	101件/75.4%

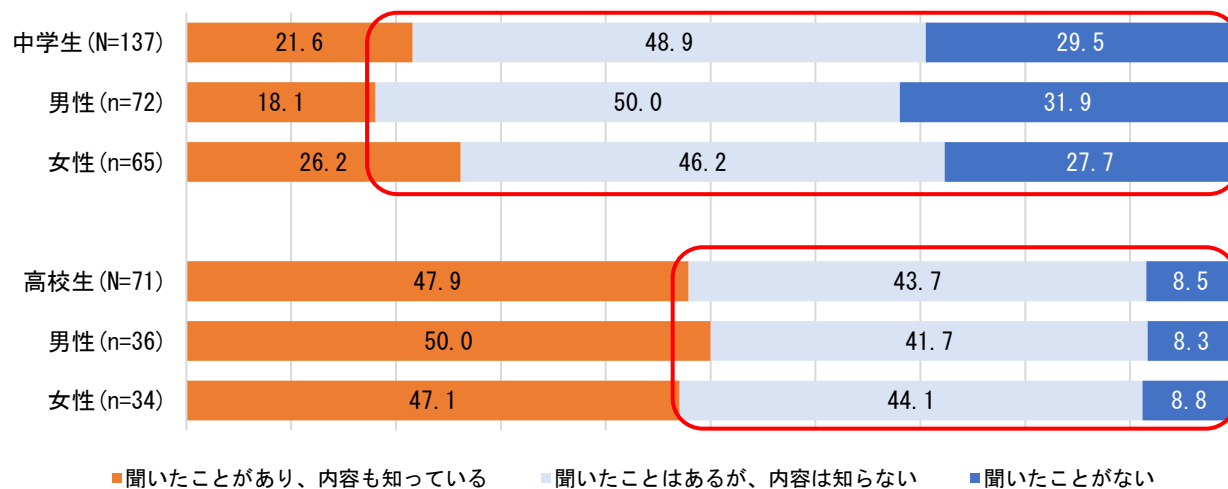
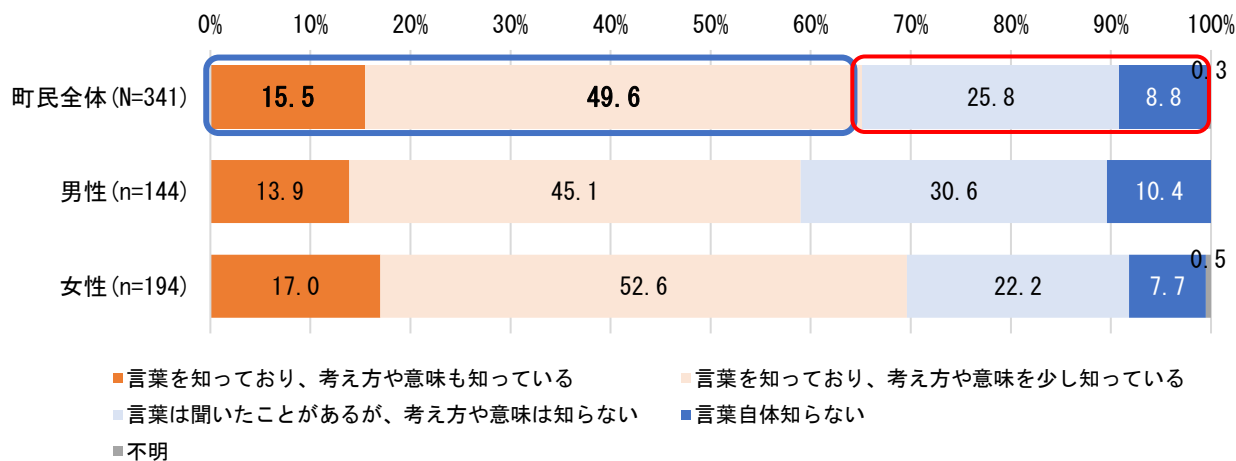
(2)調査結果

(2-1) 男女共同参画という言葉の周知度

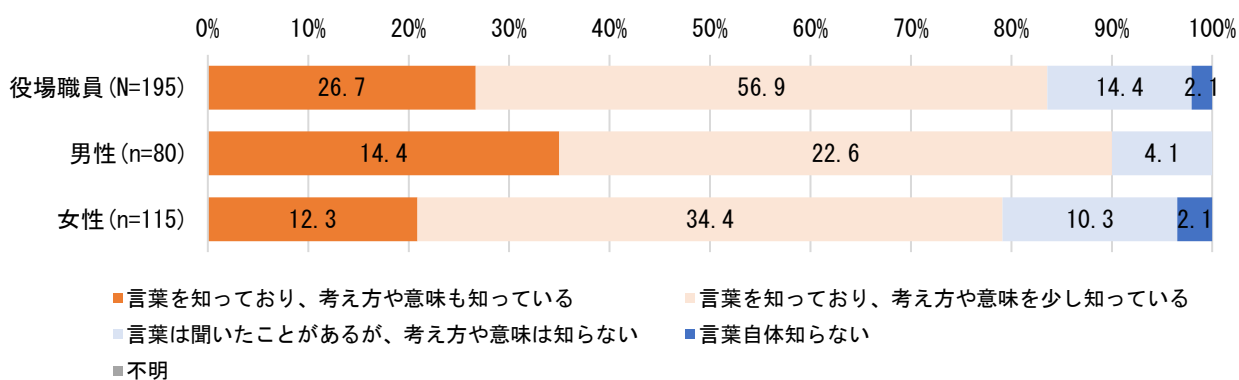
グラフの凡例	 現状
	 課題

現状	町民全体の 65.1%が、「男女共同参画という言葉を知っている」と答えています。
課題	男女共同参画の「考え方や意味（内容）」を周知していく必要があります。 特に、若い年代へ周知していく必要があります。

図. 男女共同参画という言葉の周知度



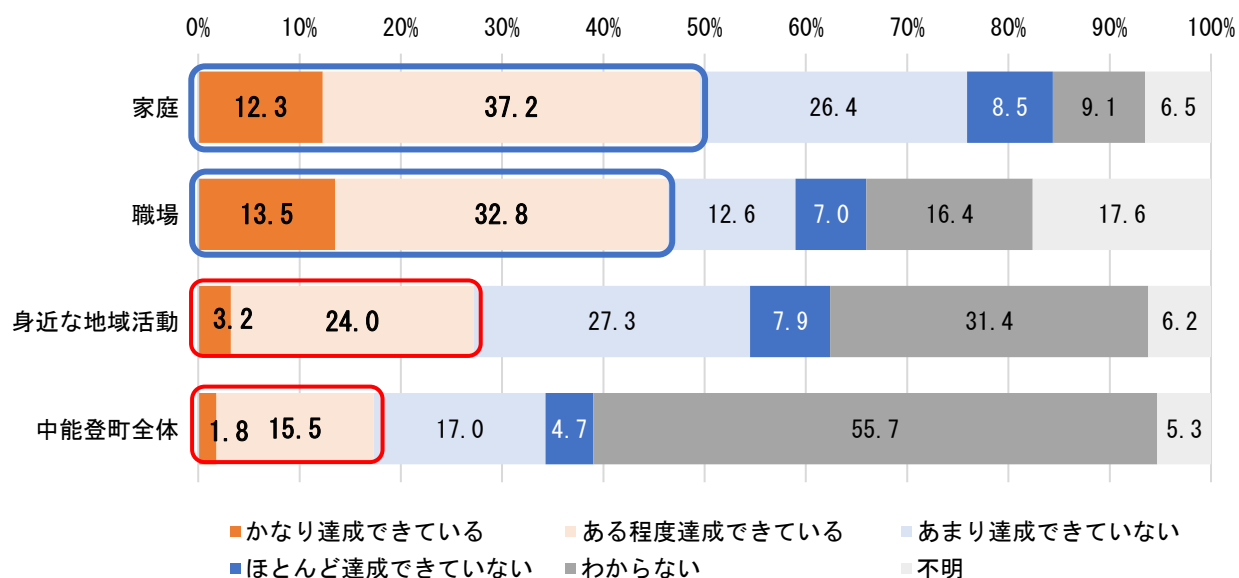
(参考) 役場職員アンケート調査結果 (N=195)



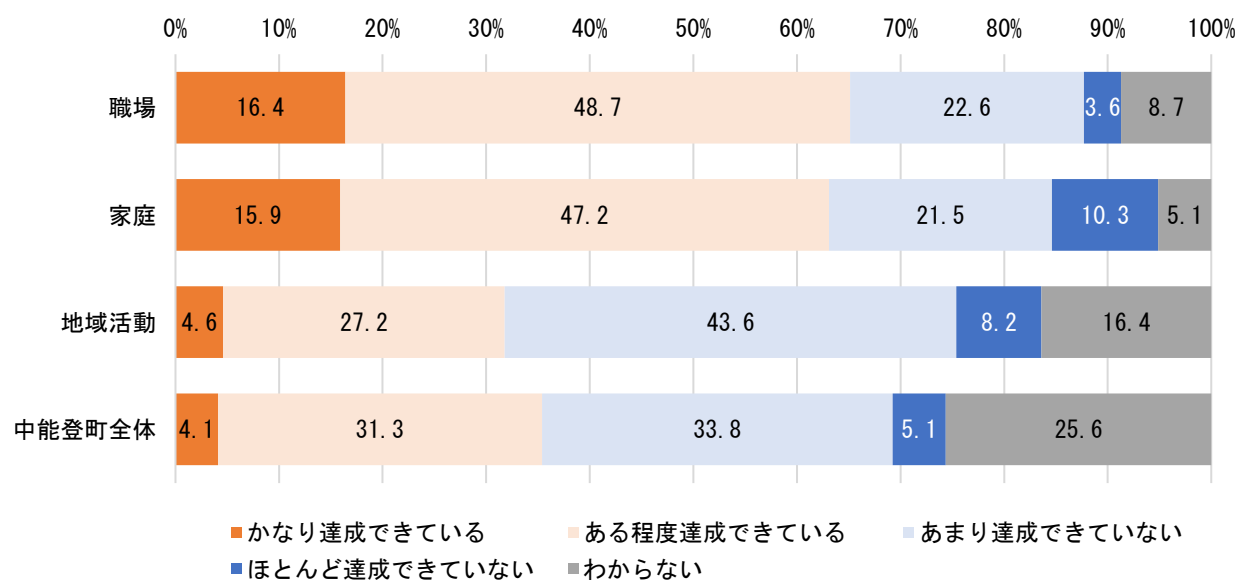
(2-2) 男女共同参画社会の達成状況

現状	「家庭」における達成状況（：「かなり達成できている」＋「ある程度達成できている」）の認識が最も多く(49.5%)、次いで「職場」(46.3%)となっています。
課題	「身近な地域活動」(27.2%)や「中能登町全体」(17.3%)における達成状況を町民に認識していただけるよう、取組みを促進していく必要があります。

図. 男女共同参画社会の達成状況（町民全体 N=341）



（参考）役場職員アンケート調査結果（N=195）



(2-3)「男は仕事、女は家庭」という考え方について

現状	「男は仕事、女は家庭」という古い考え方を 65.1%が反対（「どちらかといえば反対」＋「反対」）しているものの、23.5%は賛成（「どちらかといえば賛成」＋「賛成」）しています。 ただし、「子供ができて、ずっと働き続ける方がよい」の 61.0%と「子供ができたなら職業をやめ大きくなったら再び職業を持つ方がよい」の 20.8%を合わせた 81.8%は女性が働き続けることに肯定的です。
課題	「男は仕事、女は家庭」という古い考え方を改める啓発が、引き続き必要です。一方、職場復帰を含め、女性が働き続けられる、見える形での環境整備が求められます。

図. 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

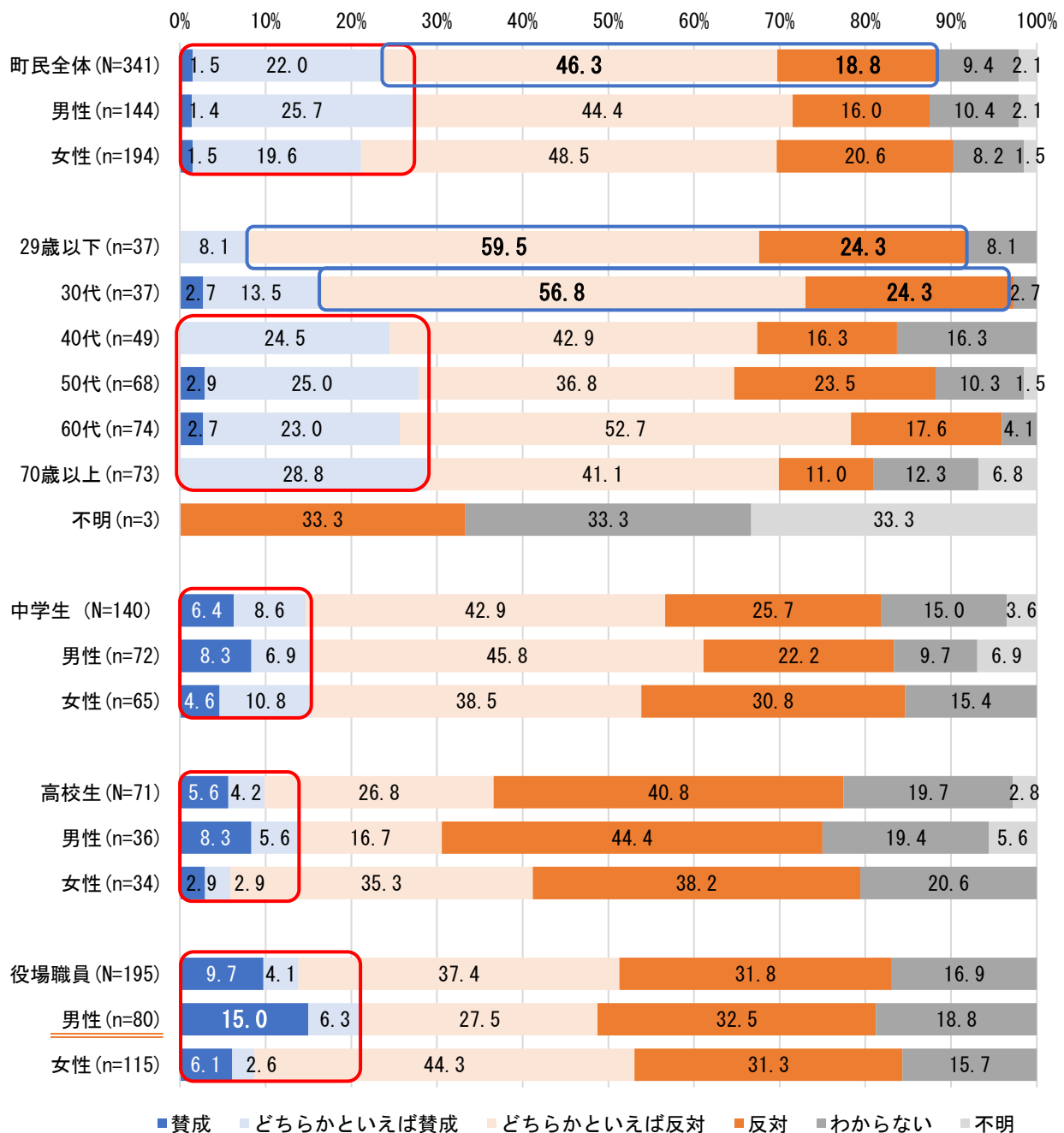
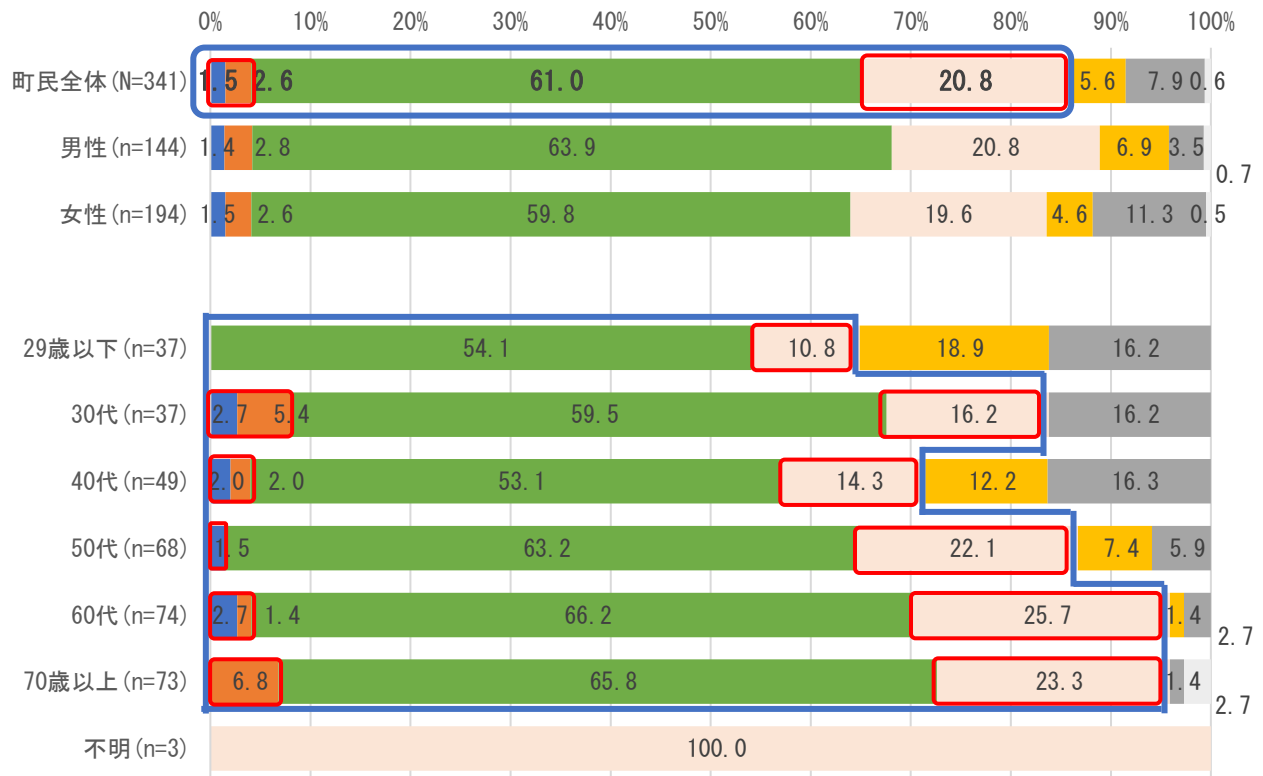


図. 女性が仕事を持つことについて



- 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 子どもができて、ずっと働き続ける方がよい
- 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 女性には職業をもたない方がよい
- わからない
- その他
- 不明

(2-4) 職場における男女平等

現状	「募集や採用条件」(42.4%)、「教育や研修制度」(46.7%)、「退職・解雇」(40.5%)の3項目は町民の約半数が男女平等と感じています。
課題	「人事配置」「昇進、昇格」「賃金」の3項目は男性が優遇されていると感じる町民が比較的多くなっています。また、男女別にみると、男性に比べて女性の平等と感じている人は少なく、依然として女性の不平等感は解消されていないと考えられます。職場においてワーク・ライフ・バランスの啓発・学習を推進し、男女がともに働きやすい意識づくりや制度づくりを企業に働きかけていく必要があります。

図. 職場における男女平等について (勤め人 N=210)

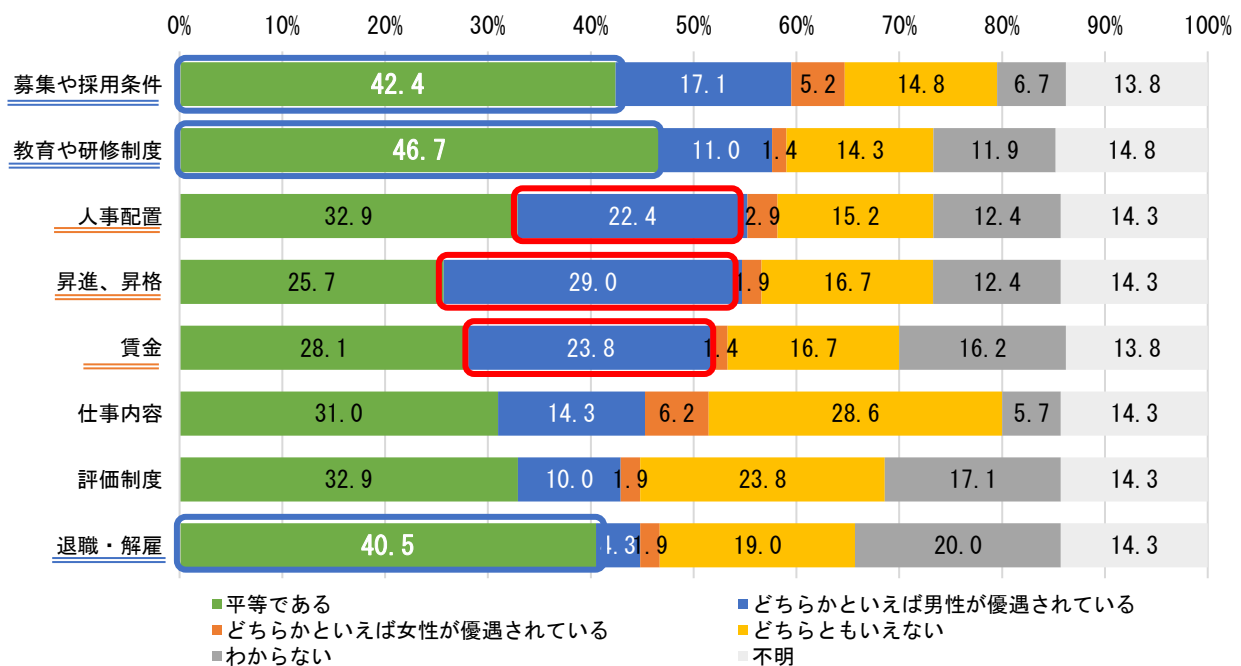
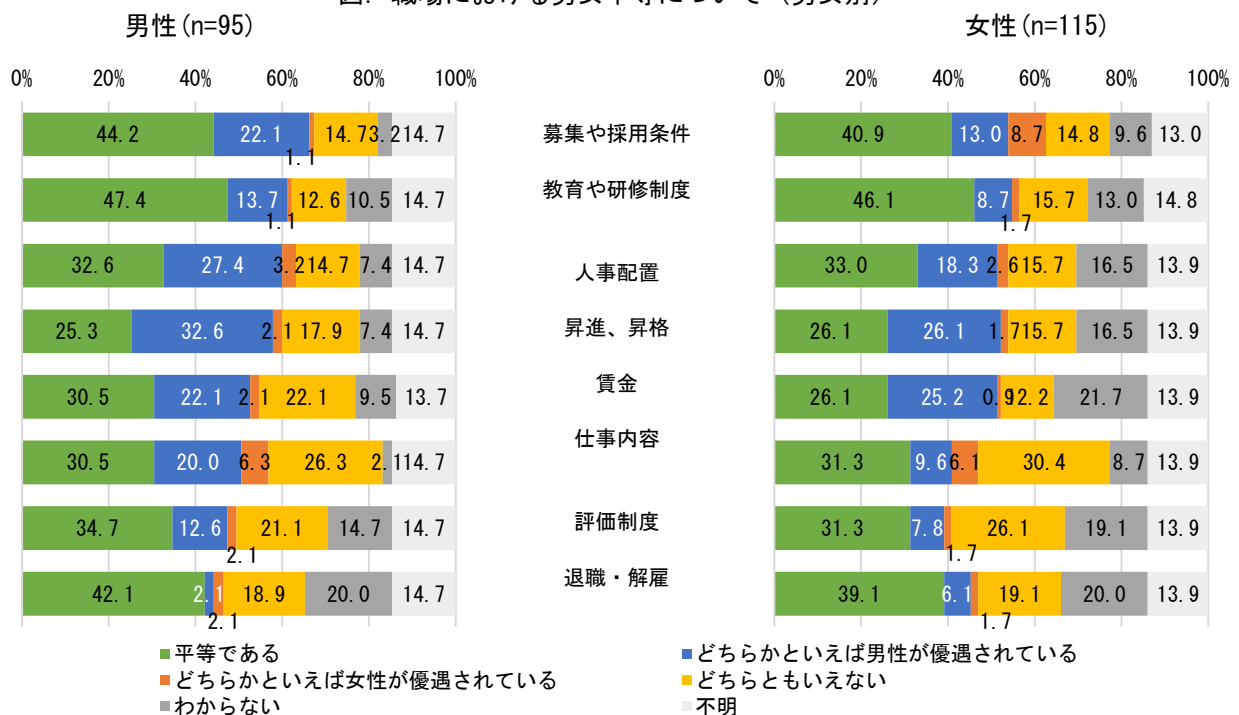


図. 職場における男女平等について (男女別)



(2-5) 家庭における男女平等

現状	比較的男性の役割が多い項目は「ゴミ出し」(31.1%)、「地域活動への参加」(32.0%)の2項目にとどまっています。
課題	「ゴミ出し」「地域活動への参加」を除く家庭における仕事の役割8項目は、依然として女性が担う役割が多くなっています。家事・育児・介護に対する責任は男女平等であり、分担して行う思いやりが育めるよう、町民に対する周知と、学校を通じた子どもへの教育を推進していく必要があります。

図. 家庭における男女平等について（町民全体 N=341）

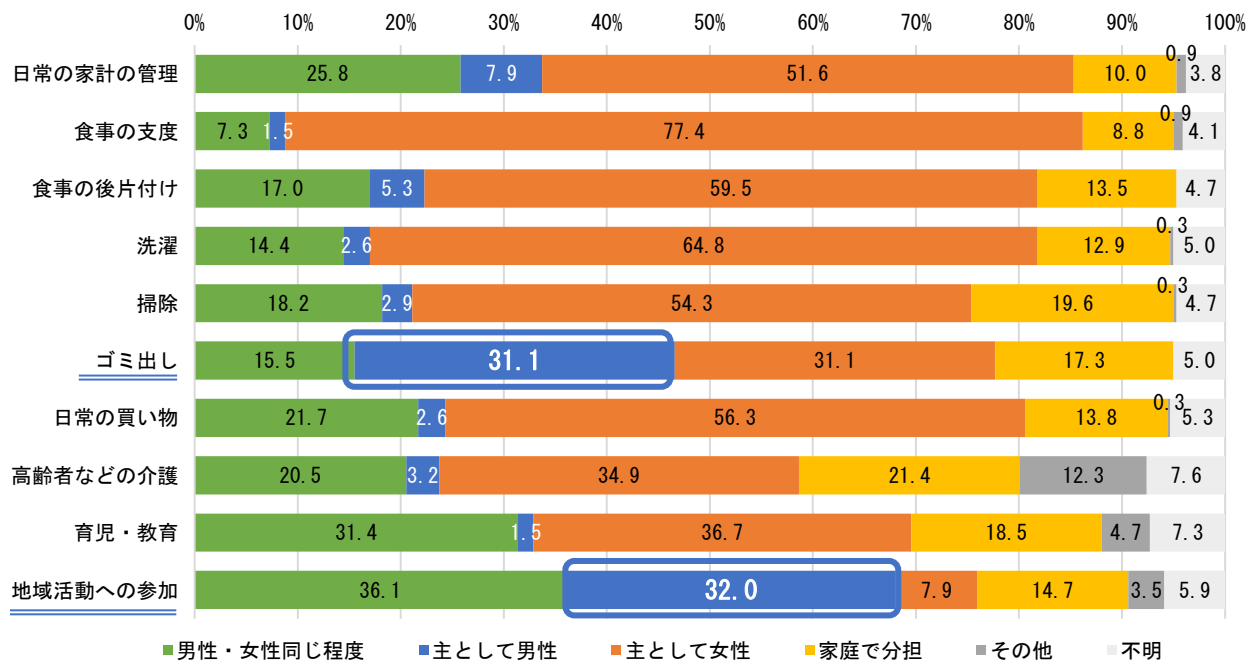
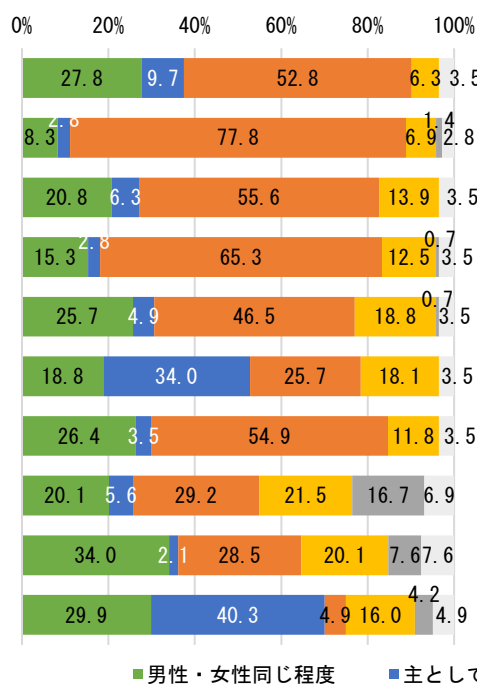
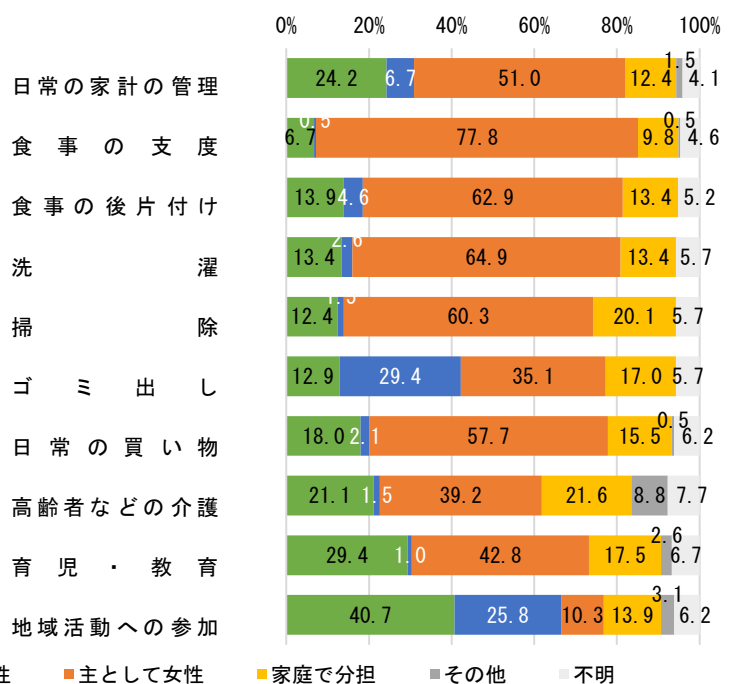


図. 家庭における男女平等について（男女別）

男性 (n=144)



女性 (n=194)



(2-6) 地域活動における男女平等

現状	2人に1人が自治会や町内会等の地域活動へ参加しています。特に男性の参加率は61.8%となっています。
課題	仕事や家庭以外の活動への参加について、参加していない女性の割合は37.6%となっています。「自治会や町内会の役員は長い間の習慣で男性と決まっている」「女性自身が指導的立場となることに消極的である」「活動の準備や後片付けなどは女性が行う習慣がある」という従来からの性別役割分担意識をなくし、女性の地域活動への参画を促進できるよう支援していく必要があります。

図. 仕事や家庭以外の活動への参加について（町民全体 N=341）

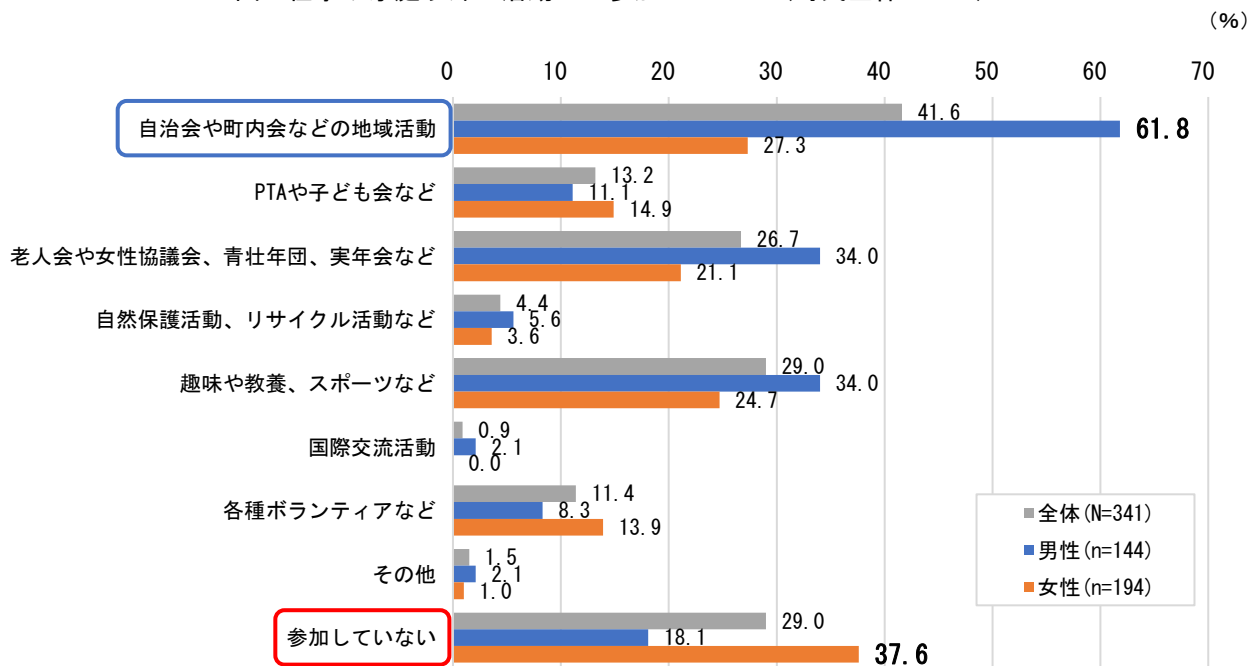
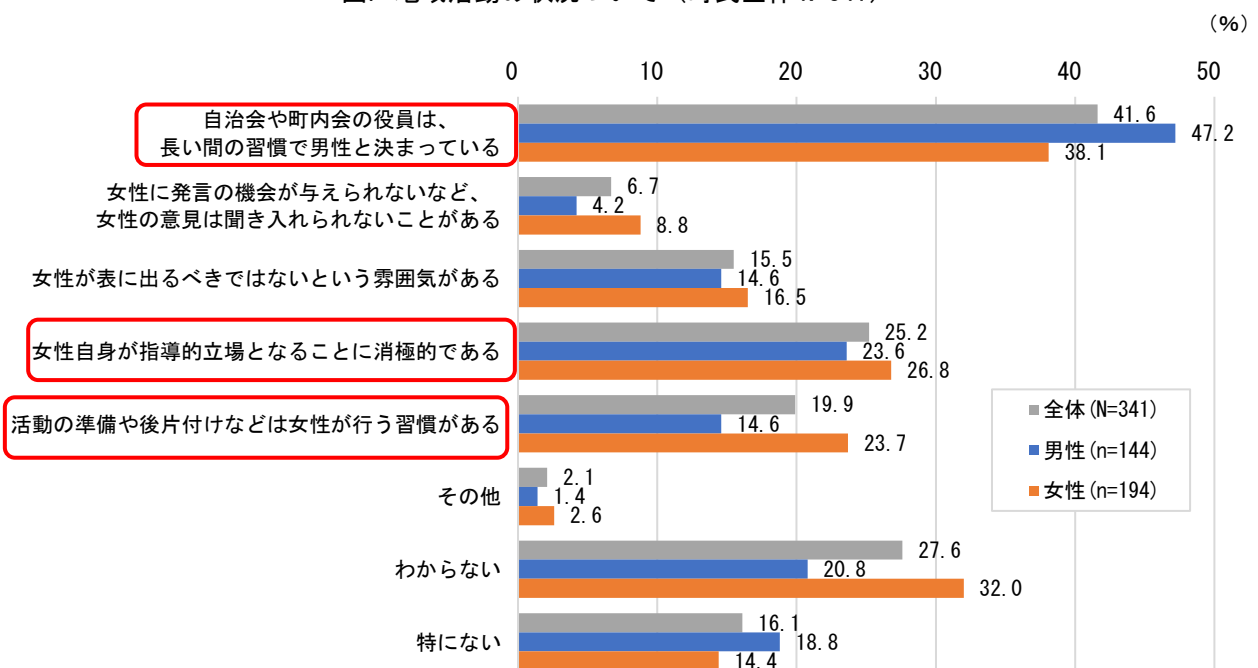


図. 地域活動の状況について（町民全体 N=341）



(2-7) 日常生活における暴力

現状	日常生活における暴力を「経験したことも、身近で見聞きしたこともない」と回答している町民が73.3%となっています。
課題	実際に被害にあった人は「誰にも相談しなかった、できなかった」割合が最も多くなっています。「相談しても無駄だと思った」「早く忘れたかった」と考える前に、身近ですぐに援助を求めることができる相談窓口として中能登町の相談窓口の情報提供体制を整え、充実・周知していく必要があります。

図. 日常生活における暴力について（町民全体 N=341）

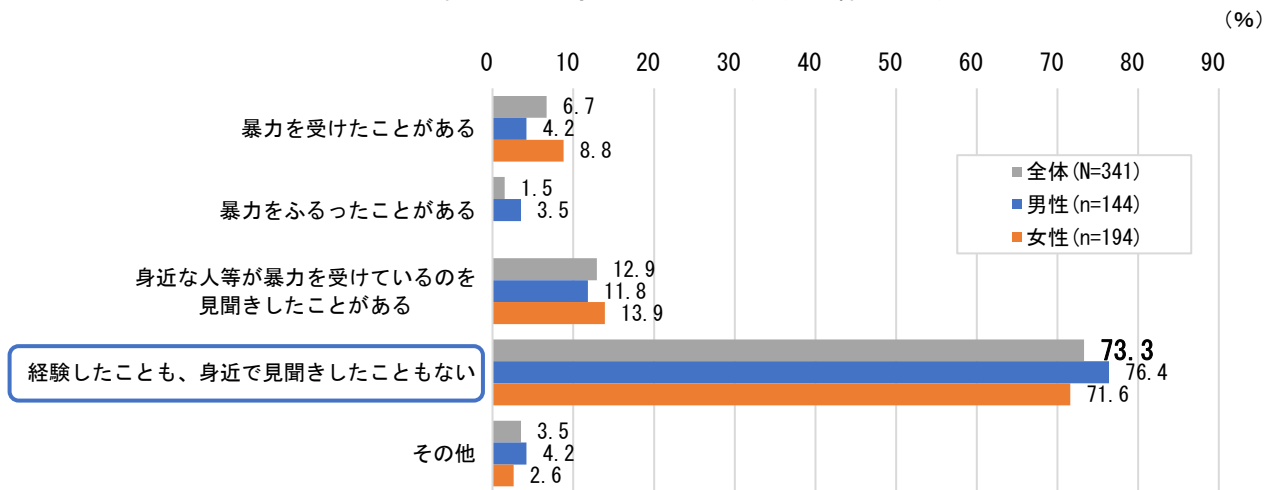
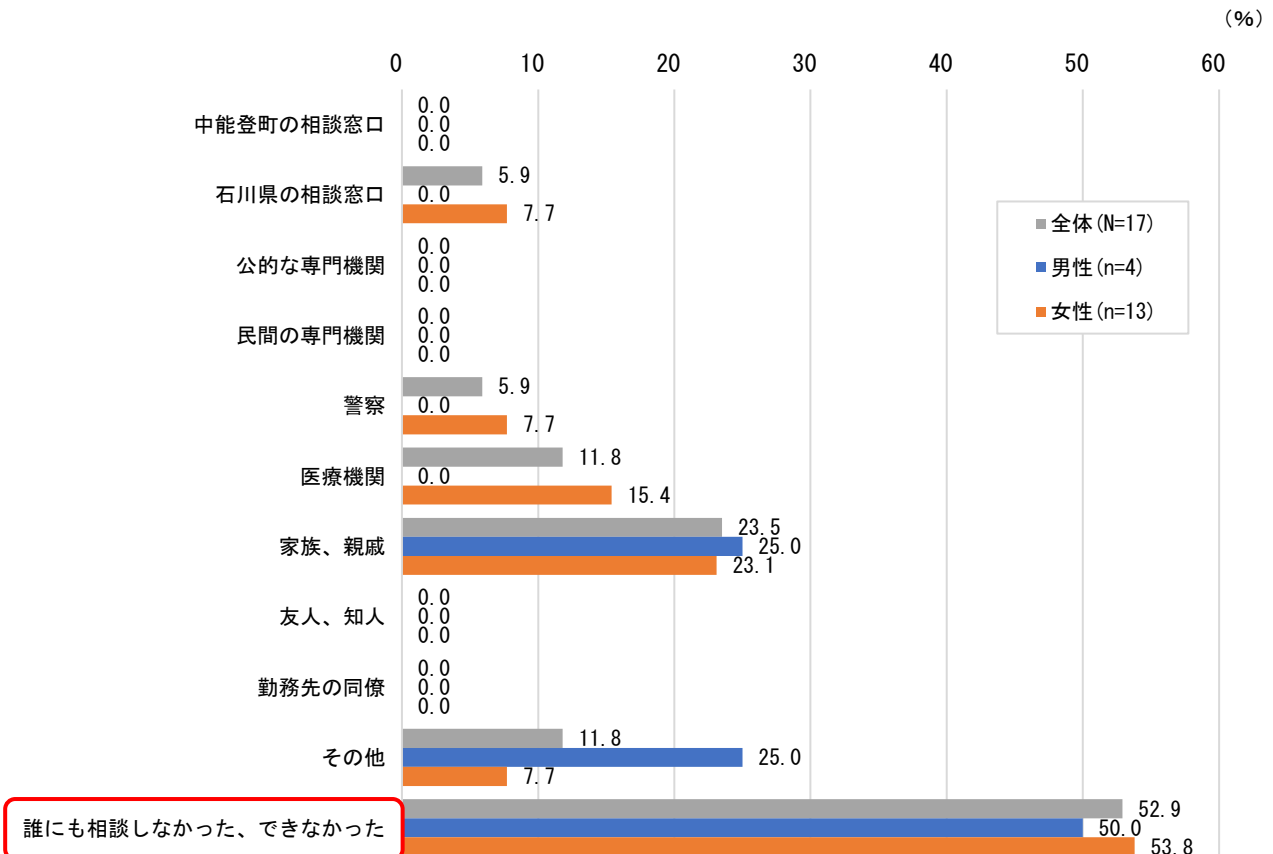


図. 被害を受けた後の相談について（被害者 N=17）



(2-8) 男女共同参画社会実現のために必要なこと

現状	男女が互いに人権を尊重し、利益も責任もともに担い、生きやすい社会を実現するためには、男女がお互いの立場や意見に理解を深め尊重しあい、家事や育児・介護などを積極的に分担することが大切という意識が醸成されています。
課題	「男女の均等な雇用機会と待遇の促進」と「安心して働けるように保育サービスの充実」を図ることをはじめ、「高齢者や障がい者等への福祉サービスの充実」や「学校教育の場で男女の平等と相互理解や協力についての学習を充実する」等により、男女共同参画の実現を図り、男女ともに今後も住み続けたい中能登町にしていく必要があります。

図. 男女が互いに人権を尊重し利益も責任も共に担い生きやすい社会を実現するために（町民全体 N=341）

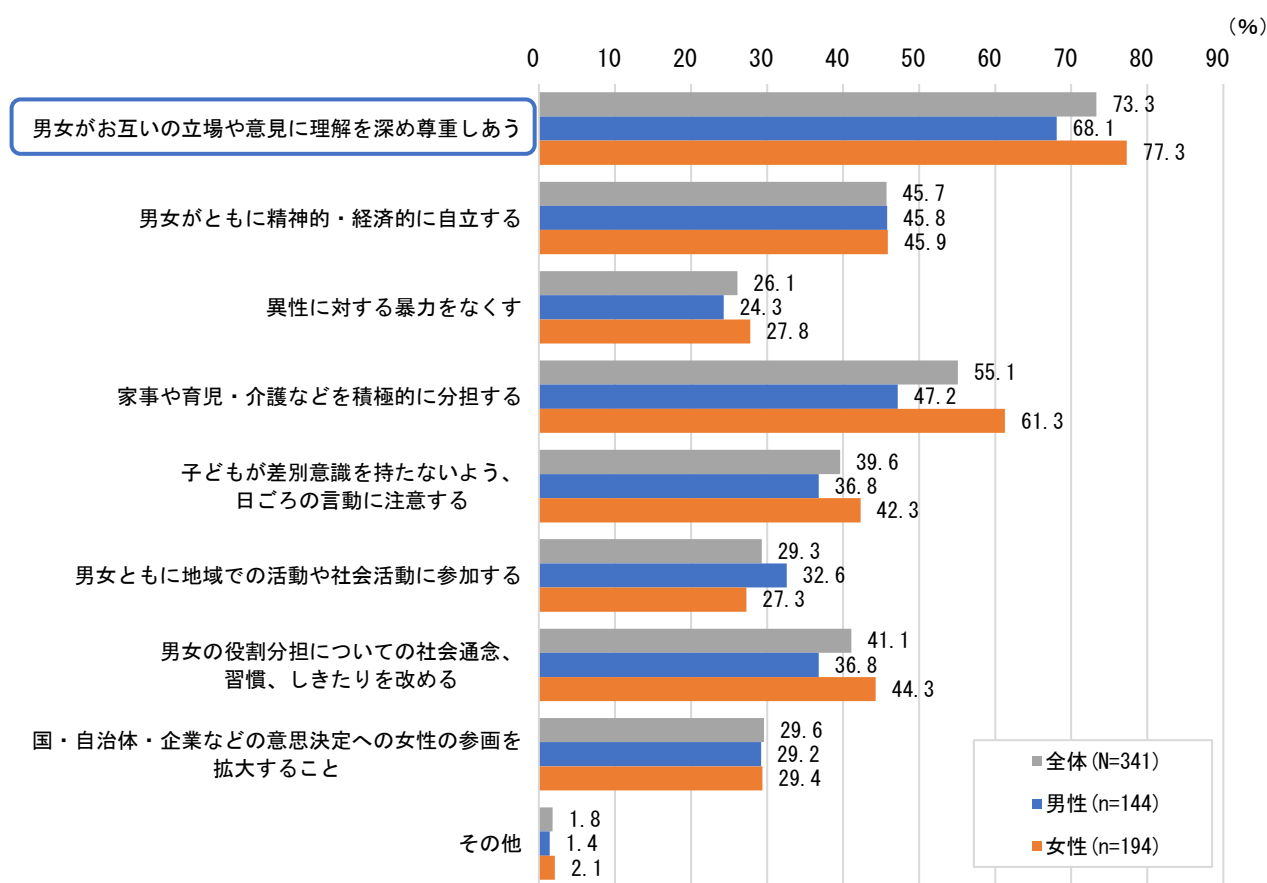
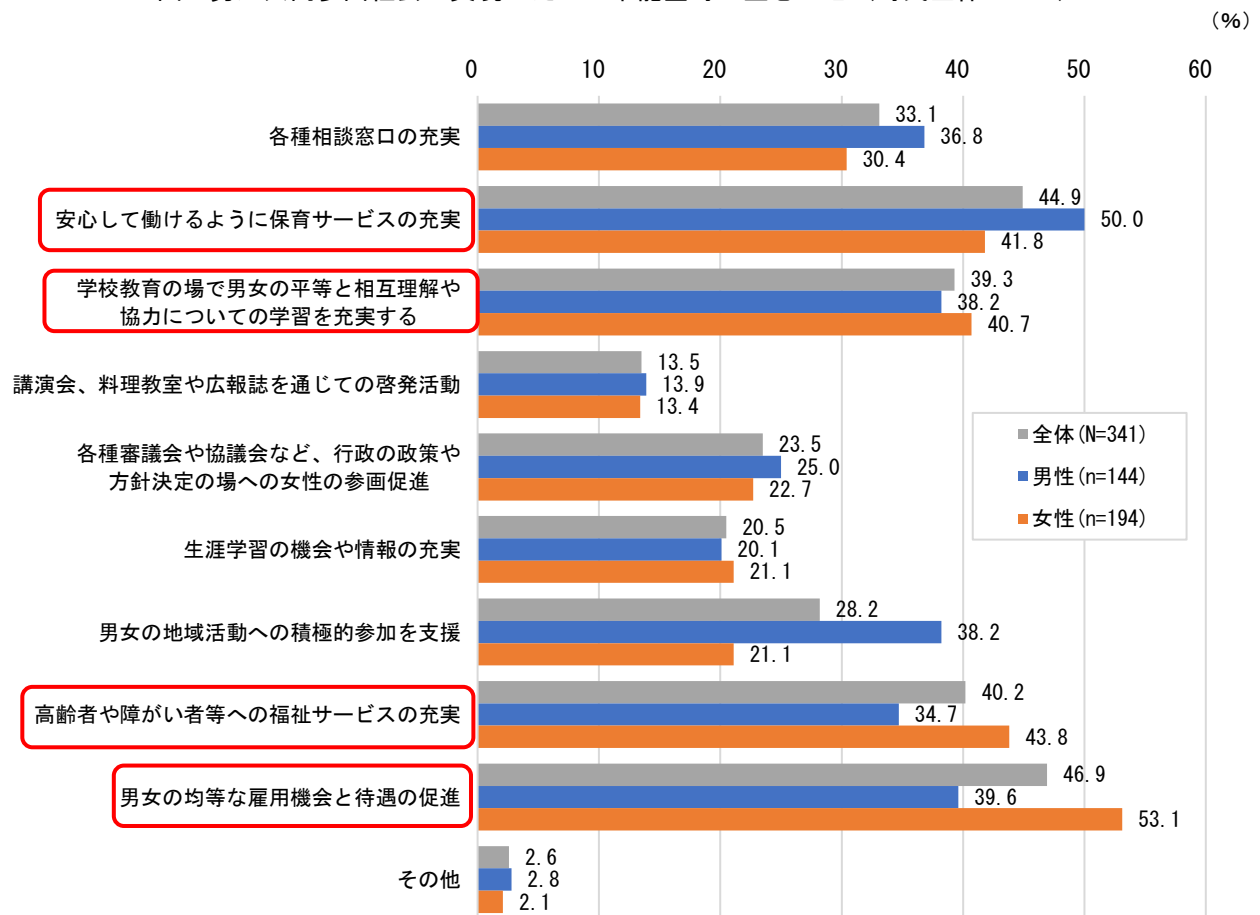


図. 男女共同参画社会の実現のために中能登町に望むこと（町民全体 N=341）



第4章 第2期計画の成果・評価と第3期計画への課題

4-1. 指標の達成状況と事業の取組み状況

第2期行動計画（平成28（2016）～令和2（2020）年）で設定している指標の達成状況は以下のとおりです。

指標の達成状況	取組みの評価
○：達成している ×：達成していない・実施していない ―：評価できない	A：できている B：ほぼできている C：あまりできていない D：できていない ―：評価できない

指標の達成状況一覧

基本方針	指標	目標値 (令和2年)	実績値 (令和2年)	達成 状況
1. 男女共同参画社会に向けた意識づくり	啓発・周知事業（広報なかのとへの掲載）	毎月	毎月	○
	町民への情報提供	年1回以上	年1回以上	○
	学校・保育所等における男女共同参画に関する指導	年1回以上	年1回以上	○
	学校教育における性教育の授業の実施	年1時間以上	年1時間以上	○
	教職員に対する男女平等教育に関する研修の実施	年1回以上	年1回以上	○
	ワーク・ライフ・バランスの見直しを図るための学習機会の場の提供	年1回	年1回	○
	男女共同参画に関する講座・イベントの開催	年2回	年0回	×
	地区自衛消防団に対する支援	年1回交付	新規女性消防団員なし	×
	女性消防団員	10%以上	6%	×
	女性の自治会活動等参加促進に対する地域への働きかけ	年1回以上	年1回以上	○

基本方針	指標	目標値 (令和2年)	実績値 (令和2年)	達成 状況
2. 男女が互いに尊重しあう社会づくり	審議会や委員会等における女性の登用比率	男女双方 40%以上	39.5%	×
	役場における管理的地位にある職員の女性割合	18%以上	15.8% (3/19人) 33.3%※1 (8/24人) ※1) 保育園長含む	×
	家族経営協定の締結に関する呼びかけの実施	広報なかのと 掲載 年2回	広報なかのと 掲載 年2回	○
	あらゆる暴力の予防や根絶に向けた啓発	年1回以上	年1回以上	○
3. 男女がともに参画しやすい環境づくり	子育て支援だよりの発行	年6回	年6回	○
	障がい者等駐車場の設置	町内29施設	既設	○
	ひとり親家庭に対する情報提供	毎月 広報なかのと 掲載	毎月 広報なかのと 掲載	○
	小規模多機能型居宅介護施設の開設	1施設	設置済	○
	特定健診受診率	60%	36.6%	×
	特定保健指導率	60%	38.8%	×
	がん検診受診率	40%	胃がん : 11.4% 肺がん : 13.5% 大腸がん : 10.7% 乳がん : 14.8% 子宮がん : 12.9%	×
	妊産婦及び乳幼児健康診査受診率	100%	100%	○
	生涯スポーツやレクリエーション活動の推進	年数回	コロナ禍で 実施できず	—
	男女共同参画の関連法令の周知啓発と研修支援など企業に対する啓発活動	年1回	年1回	○
	女性の就労のための情報や学習機会の提供	年1回	年1回	○

基本方針 1. 男女共同参画社会に向けた意識づくり

基本課題 1 男女共同参画意識の啓発と普及

1-1-1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

事業	取組み状況	担当課等	評価
啓発・周知事業	毎月、広報なかのとの連載枠（1/2 頁）で男女共同参画について掲載し啓発に努めた。	企画課	B
	依頼があった男女共同参画 PR を広報なかのとに掲載した。	情報推進課	B

1-1-2 男女共同参画に関する諸問題の調査・研究の充実

事業	取組み状況	担当課等	評価
情報、資料の収集	男女共同参画に関するパンフレットやリーフレットを各庁舎・生涯学習施設等に設置した。	企画課	B
	国・県・町の関係資料を図書館に設置し、誰もが閲覧できるようにした。	生涯学習課	A
町民への情報提供	男女共同参画推進講演会の内容をケーブルテレビで放送し、町民全体へ男女共同参画について考える機会を提供した。広報なかのとの連載枠で毎月周知・啓発を図った。	企画課	B

1-1-3 男女共同参画推進員の会設置および活動支援

事業	取組み状況	担当課等	評価
男女共同参画推進員の活動を支援	年間を通じて様々な活動支援を行った。	企画課	B

基本課題 2 多様な選択ができる教育・学習の充実

1-2-1 学校における男女平等教育の推進

事業	取組み状況	担当課等	評価
学校教育による心の育成	男女共同参画推進員の会による紙芝居を実施するため、3 小学校で授業を提供した。	教育文化課 企画課	A
	人権擁護委員による啓発活動を実施した。	住民福祉課	A
性教育の推進	学校の教育課程で実施した。	教育文化課	A
男女平等教育に関する研修の促進	人権に関する研修を行った。また、常に男女共同参画に対する意識を高め、授業や学校生活に取組んだ。	教育文化課	A

1-2-2 家庭や地域・職場における男女共同参画教育・学習の推進

事業	取組み状況	担当課等	評価
ワーク・ライフ・バランスの啓発学習	男女共同参画に関するパンフレットやリーフレットを各庁舎・生涯学習施設等に設置した。 また、町内の男女共同参画推進宣言企業の取組み内容を講演会会場に掲示したり、広報なかのと連載コーナーでワーク・ライフ・バランスについて掲載した。	企画課	B
まちづくりや職場・地域活動への男女共同参画	地区等へ出向き、啓発紙芝居の上演を多数行った。簡易で親しみやすい内容のため、年齢問わず楽しみながら理解を深めてもらった。	企画課	B
	生涯学習講座や生涯学習のつどいにおいて、男女問わず参加できる講座の開設と多文化共生の地域づくりをテーマとした講演会を開催した。	生涯学習課	B

1-2-3 女性団体等の設置および活動支援

事業	取組み状況	担当課等	評価
自衛消防団への活動支援および女性消防団員の普及・促進	地区自衛消防団及び鳥屋・鹿西女性防火クラブに活動支援として4万円を交付した。また、中能登町消防団には、6名の女性消防団員が所属しており、平常時から啓発活動を展開した。	総務課	C
女性の自治会活動等への参加促進	各地域において防災訓練などの実施に際し、女性の参加を推進し、地域への参画の場を形成した。 また、防災面では、女性防災士の眼がすべての避難所に届くよう女性防災士の育成・拡充（4名増員）に努めた。	総務課	B
女性協議会活動への支援	女性協議会が行う各種行事・事業や各支部が開催する教養講座など、年間活動に対して様々な支援を行った。	生涯学習課	A

基本方針 2. 男女が互いに尊重しあう社会づくり

基本課題 1 意思決定の場への女性の参画

2-1-1 審議会等委員への女性の参画促進

事業	取組み状況	実績値	担当課等	評価
審議会や委員会等 における女性の登 用		39.5% (101/256 人)	全課	B
	防災会議委員 12.5% (2/16 人) 表彰審議会 33.3% (2/6 人) 選挙管理委員会 0%【議会推薦】(0/4 人) 国民保護協議会委員 10.0% (2/20 人) 情報公開審議会 0% (0/3 人)	12.2% (6/49 人)	総務課	D
	男女共同参画審議会 46.7% (7/15 人) 男女共同参画推進員の会 51.7% (15/29 人)	50.0% (22/44 人)	企画課	A
	人権擁護委員 50.0% (3/6 人) 民生児童委員 59.4% (38/64 人)	58.6% (41/70 人)	住民福祉課	A
	介護認定審査会 27.8% (5/18 人)	27.8%	長寿介護課	C
	ケーブルテレビネットワーク放送番組審議会 37.5% (3/8 人)	37.5%	情報推進課	B
	学校給食センター運営協議会 10.0% (1/10 人)	10.0%	教育文化課	D
	公民館運営審議会 40.0% (4/10 人) 社会教育員会議 40.0% (4/10 人) 図書館協議会 50.0% (5/10 人) スポーツ推進委員 40.0% (6/15 人)	42.2% (19/45 人)	生涯学習課	A
	審議会では幅広く意見を徴収するため女性の登用も考慮し、各種団体から委員を選出してもらっている。このため、委員の選定において女性の割合までは指定できないが女性の選出に配慮いただけるよう努める。	—	上下水道課	C
	定型的、継続的な審議会、委員会などはないことから今後そのような場面が生じた時に配慮したいと考えている。	—	土木建設課	—
	農林業を営み、生業とする女性（経営者含む）が元来少なく、昨年改選された農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員においても、自薦・他薦においてわずか1名の公募に留まった。	—	農林課	C

	議会議員においては、選挙により選出されるため、当局では、現行計画における数値目標については定められないものと考えている。	—	議会事務局	—
	固定資産評価審査委員会委員 0% (0/3 人) 委員の任期は 3 年であり、改選時に資格要件を満たした方がいれば推薦することは可能である。	0%	税務課	D
	国民健康保険運営協議会 44.4% (4/9 人)	44.4%	保健環境課	A

2-1-2 役場役職員等への女性の参画促進

事業	取組み状況	担当課等	評価
女性管理職員の登用	管理職的地位にある職員（24 名）の女性割合は、29.6% (H30) から 33.3% (H31) と前年比 3.7% と上昇した。	総務課	A

基本課題 2 男女の人権の尊重

2-2-1 性別による固定的役割分担意識の改革と不平等改善

事業	取組み状況	担当課等	評価
家族経営協定の締結	本制度の PR をあらゆる機会を捉えて実施し、意欲と責任感を持って経営に参画する仕掛けを展開した。	農林課	B
	関係機関が作成したパンフレットを各庁舎・生涯学習施設等に設置した。	企画課	D
子育て支援センターの活用	のびのびサークルの各行事やなかよし広場などに、夫婦の参加を呼びかけ、ベビースイミングやひよこ運動会、夏祭りなどにも父親の参加を促した。参加した父親には子育ての楽しさ、成長の喜びを共に感じられるようにし、繰り返し参加しやすいように声をかけた。	住民福祉課 (各保育園)	A
家庭における固定的役割分担意識の是正	年 2 回のコーポの日（家事協力の日／5 月・10 月 クリーン&グリーンデー同日）の呼びかけをチラシ全戸配布・告知端末で行った。 また、地域での啓発紙芝居の実施により、家族ぐるみでの協力の必要性を伝えた。	企画課	B
	コーポの日の告知を広報なかのくにに掲載した。	情報推進課	C

基本課題3 あらゆる暴力の根絶

2-3-1 配偶者およびパートナー等に対するあらゆる暴力への対策

事業	取組み状況	担当課等	評価
DV 被害者への相談体制の構築	広報なかのとに毎月 DV 相談、行政・人権くらしの相談の相談窓口を掲載し、周知を行った。	住民福祉課	A
	職員を対象とした相談窓口として、産業医を設置した体制づくりを整えている。	総務課	B
	平成 30（2018）年度より住民福祉課へ移管	企画課	—
DV に関する情報の提供および連携	職員に関する DV 被害の報告はなかった。 相談窓口としては、産業医を設置している。	総務課	B
	県発信の DV・児童虐待防止等のパンフレットを各庁舎窓口に設置し、県女性相談支援センターの相談専用ダイヤルの周知にも努めた。	企画課	A
被害者支援に関する支援ネットワークの構築	七尾警察署、七尾市他関係機関による被害者支援ネットワーク連絡会を設置しており、年 1 回の会議に参加している。	総務課	B
	県女性センターや七尾警察署等と情報共有しながら、被害者の安全確保に努めた。	住民福祉課	A
	平成 30（2018）年度より住民福祉課へ移管	企画課	—
DV 防止に向けた環境づくり	令和 2（2020）年度より、子ども、障がいに関する DV 相談は住民福祉課、高齢者における DV 相談は、長寿介護課で受けることとし、住民への啓発の推進は企画課が中心となり実施している。	企画課 住民福祉課 長寿介護課	A

基本方針 3. 男女がともに参画しやすい環境づくり

基本課題 1 暮らしと仕事の両立支援

3-1-1 育児・介護、障がいのある人などに関する支援

事業	取組み状況	担当課等	評価
育児・障がい者への支援	子育て支援だより（ひよこのびのび通信）を奇数月末に発行した。保健センターすくすくに掲示し、健診時に配布した。 町ホームページにて子育て支援センターの様子をお知らせした。 障がい者等用駐車場を町内 29 施設に設置した。	住民福祉課	A
ひとり親家庭への支援充実	ひとり親家庭学習支援事業を行った。 ひとり親家庭等児童入学卒業支度金支給事業として、小中学校入学または中学校を卒業する児童生徒の保護者に各 1 万円を支給した。 広報なかのくにひとり親家庭相談の周知を図り、毎月第 2 火曜日に行った。	住民福祉課	A
介護サービスの充実および人材育成	医療と介護が必要になっても在宅生活を希望する人が本人が望む場所で生活が送れるよう支援するとともに、医療介護関係者の研修会を実施して人材の資質向上に努めた。	長寿介護課	D

3-1-2 生涯を通じた健康づくりの支援

事業	取組み状況	担当課等	評価
ライフステージに応じた健康づくりの推進	特定健診や各種がん検診の受診率向上に努めるとともに、教室、相談事業や家庭訪問等により、生活習慣病予防に重点を置いた保健指導に取り組んだ。	保健環境課	C
母と子の健康づくりの推進	妊婦・産婦及び乳幼児の健康診査や教室・相談事業、家庭訪問を行い、母子の健康保持、推進に努めた。 但し 3 月中の乳幼児健診においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期としたため、年度内にすべての健診を実施することが困難であった。	保健環境課	A
生涯を通じた健康活動の推進	生涯学習のつどいの体験コーナーで手軽にできる運動講座を紹介。生涯学習講座では、ハードとソフトに分けた運動講座を開設し、町民の健康づくりの推進に努めた。また、トレーニングルームではインストラクターを配置し、健康増進を図った。	生涯学習課	A

基本課題 2 就業・労働における男女平等の促進

3-2-1 雇用機会における男女雇用機会の均等と待遇の確保

事業	取組み状況	担当課等	評価
男女共同参画の関連法令の周知および雇用機会の均等	県やいしかわ女性基金が実施する講習会や研修会のチラシ・ポスターを設置した。	企画課	B
女性の就労のための能力開発と意識向上の促進	県やいしかわ女性基金が実施する講習会や研修会のチラシ・ポスターを設置した。	企画課	C
	県・町の研修会へ積極的な参加を促すとともに、各支部（21 支部）の活動による教養講座（12 講座）を支援するなど、女性会員のスキルアップ向上につながった。	生涯学習課	C

4-3. 第2期計画の成果と第3期計画への課題

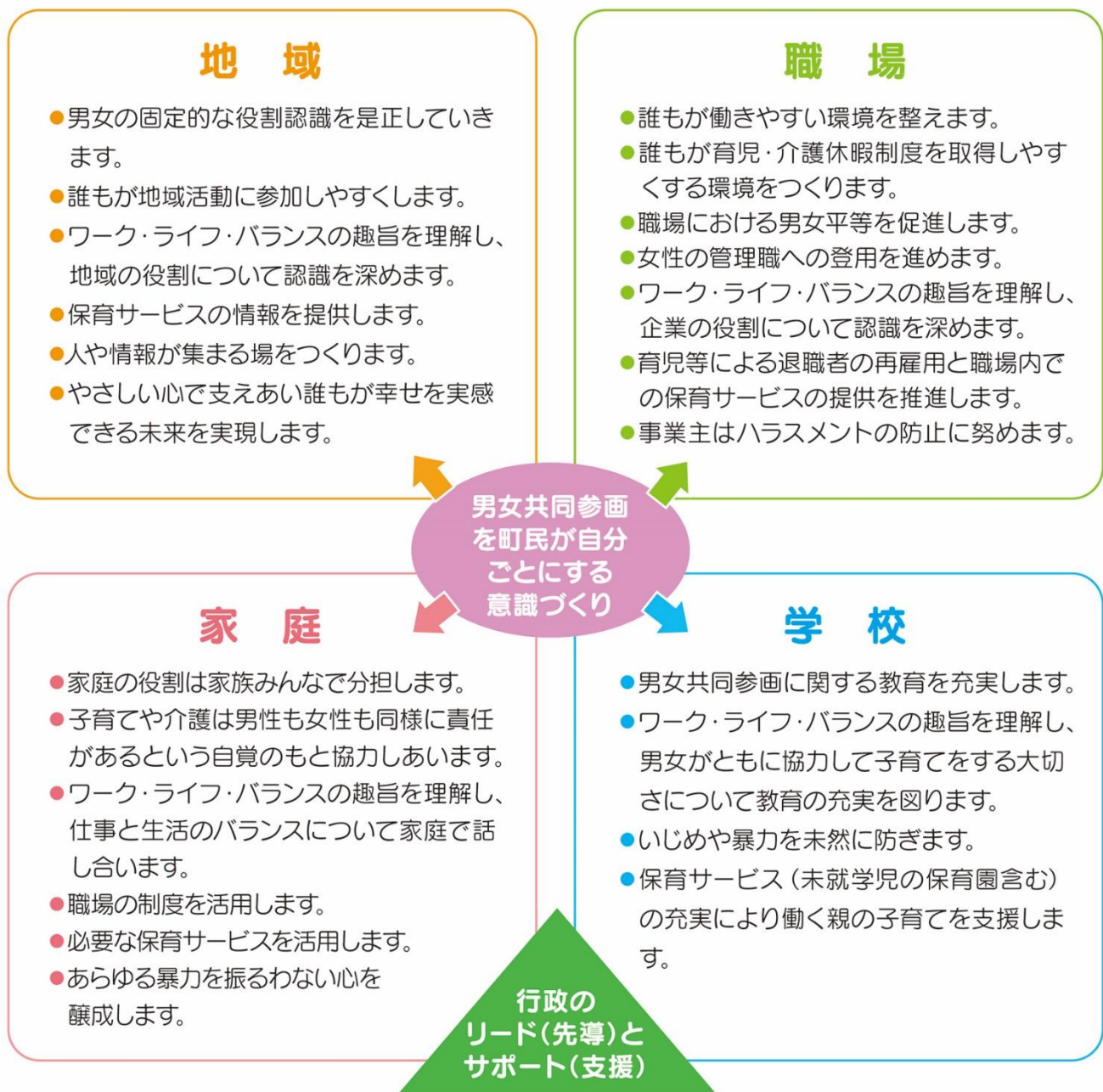
	成 果	課 題
第2期計画	● 審議会や委員会等における女性の登用比率（39.5％）は全国の市町村平均（27.1％）を上回っています。 ● 数値目標が設けられている取組みは、ほぼ達成できています。	● 数値目標が設けられていない取組みがあり、評価・改善の検討がしづらい計画でした。 ● すべての取組主体が行政であり、具体的に町民がどう取組めばよいかわからなかった。
町民アンケート結果	● 男女共同参画という言葉は浸透しています。 ● 家庭や職場では男女共同参画はある程度達成できています。 ● 男女共同参画に意識が高い町民は増えてきています。 ● 職場における男女平等は進んでいます。 ● 男性は積極的に地域活動に参加しています。 ● 日常生活における暴力はあまり見られません。 ● 男女がお互いの立場や意見に理解を深め尊重しあう意識は醸成されています。	● 中能登町全体や地域活動では男女共同参画はあまり達成できていません。 ● 家庭における仕事の役割は、依然として女性が担う役割が多くなっています。 ● 女性は地域活動における様々な意思決定の場に参加できていません。古くからの習慣・制度や性別にとらわれる役割分担が男女共同参画の阻害要因になっています。 ● 日常生活における暴力の被害者は誰にも相談しなかった、できなかった割合が高くなっています。 ● 男女共同参画社会実現のためには行政のサポートが必要です。



<第3期計画に必要な視点>

- ・ 行政主導から町民が自分ごとになって取組めるプランへの転換
- ・ 数値目標による取組みの評価と改善
- ・ 官民額連携によるバランスのとれた取組み
- ・ 役場職員の意識改革

4-4. 第3期計画に求められる役割意識



男女共同参画社会を実現するために

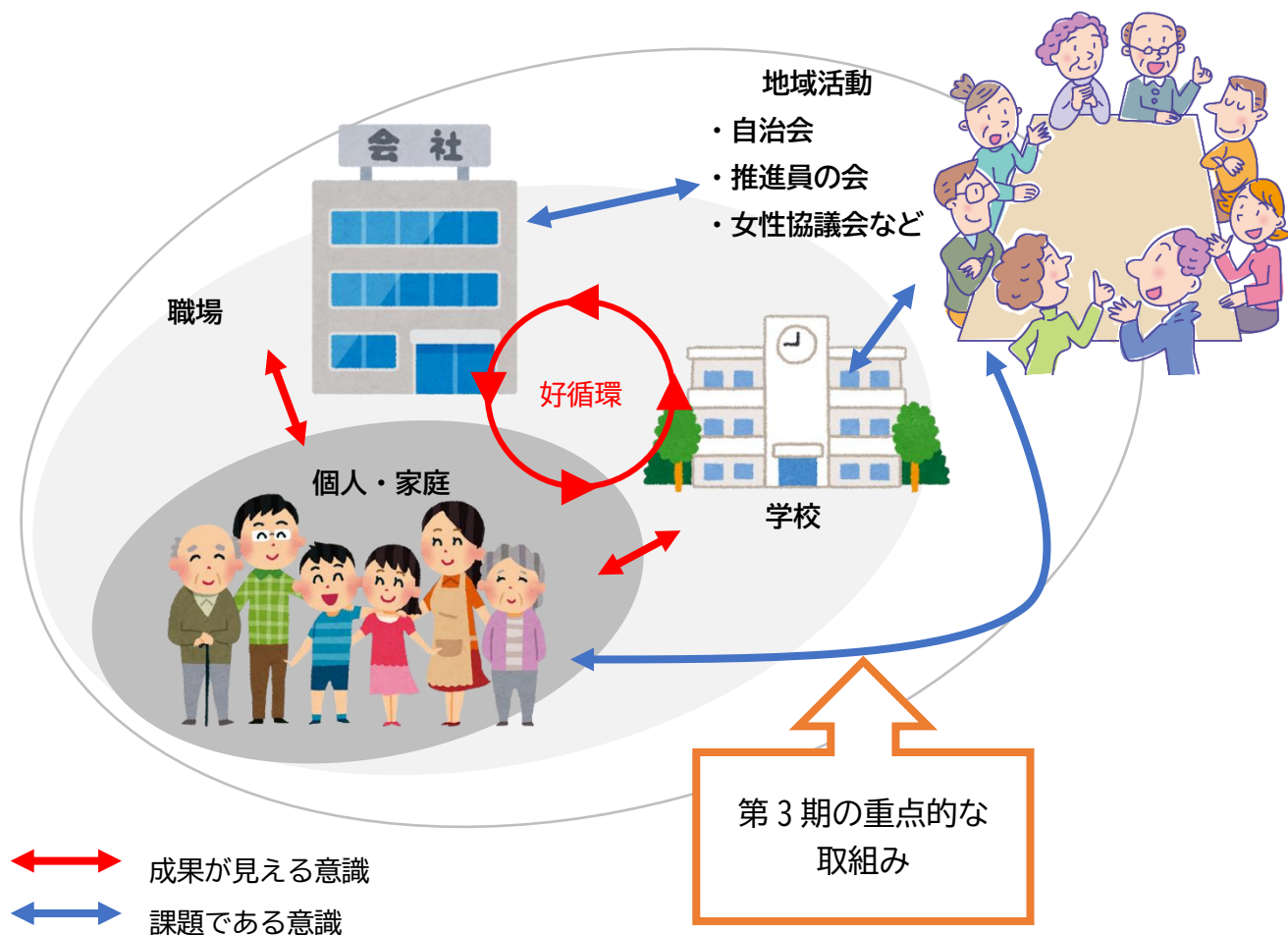
中能登町では、家庭や職場、学校における意識づくりの中で、自然に男女共同参画の意識が根付く好循環が生まれ、家庭・職場・学校での男女平等については一定の成果につながっている現状が考えられます。

中能登町全体で男女共同参画社会を実現していくためには、普段の生活の中で性別にとらわれず役割を分担できるよう、町を構成する最小単位である個人・家庭の意識醸成を重点的に図っていくことが大切です。一般的に個人は、学校や職場、地域活動の場など他の組織に属しています。職場で仕事をするうえでは、人事や待遇など様々な場面において男女平等を感じられるよう意識することが必要です。また学校では、教育過程の中で幼い頃から男女平等や人権尊重の考え方を学んでおり、それらの経験を家庭に持ち帰って生活していると考えられます。

その一方で、個人は地域活動にも属しているものの、あまり男女平等が感じられていない現状があり、古くからの習慣・制度や性別にとらわれる役割分担が阻害要因になっていると考えられます。

中能登町では生活習慣の変化から3世代同居の家庭は減少し、高齢者の1世代世帯や単身世帯が増加、地域活動への関わり方がわからない、関心がない子育て世帯や次世代を担う若い世代が混在し、少子高齢化が進んでいます。このような状況で地域活動を維持・継続していくためには男女共同参画の考え方は不可欠であり、誰もが地域活動に参加するための行動につなげていく必要があります。

家庭、職場、学校での好循環を地域活動に広げ、中能登町全体の男女共同参画社会を実現しましょう。



第5章 めざすべき方向性

中能登町では男女共同参画社会実現のために2期10年間にわたり様々な取り組みを行ってきました。しかし、アンケート調査結果からもわかるように中能登町全体として男女共同参画はまだ道半ばであり、町をとりまく環境の変化や住民のニーズに対応しながら、更に取り組みを進めていく必要があります。

第3期中能登町男女共同参画行動計画では男女共同参画社会が町全体として達成できていると評価されることを目標に具体的な取り組みを実施していきます。

5-1. 基本理念

やさしい心で支えあい誰もが幸せを実感できる未来

これまでは「ともに織り成す 明るい未来」を基本理念に掲げ、男女がともに輝き、人と人のつながりを大切にしながらお互いに助け合い、すべての人が住み良いと感じることができる男女共同参画が推進される温かい思いやりのあるまちを目指してきました。第3期行動計画では中能登町の男女共同参画社会が実現すると具体的にどうなるかをイメージしやすい基本理念を掲げ、すべての中能登町民が目標を共有し、新たな気持ちで男女共同参画社会実現を目指します。

5-2. 取り組みの基本方針

男女共同参画社会実現のためには地域、職場、学校、家庭、行政の視点からバランスよく取り組む必要があります。また行政が進めるプランから町民が自分ごととして取り組めるプランへの転換が必要です。以下の3つの方針に基づき、中能登町全体が一体となり取り組んでいきます。

基本方針 1. 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

中能登町全体に男女共同参画を浸透させていくためには、第2期で進めてきた男女共同参画意識の啓発と普及、多様な選択ができる教育・学習の充実を課題とした意識づくりを引き続き進めるとともに、地域、学校、職場、個人・家庭を意識した取り組みが必要です。やさしい心で支えあう風土を培い、誰もが生き生きと活躍できる中能登町を目指した意識づくりを進めていきます。

基本方針 2. 誰もが幸せを実感できる地域づくり

誰もが幸せを実感できる未来を実現するために、第2期で進めてきた行政の役割である支援施策を地域づくりの課題に集中し、安全・安心に暮らせる誰もが住みよい中能登町を目指した地域づくりを進めていきます。

基本方針 3. 誰もが参画しやすい仕組みづくり

今までの男女共同参画の啓発・周知は行政からの一方向の情報発信であり、必要な情報が必要な方に届いているかまで検証する方法はありませんでした。啓発・周知方法、手段を再検討し、町民が自分ごととして男女共同参画に関する取り組みに参画する際の受け皿となる女性協議会や男女共同参画推進員の会の普及啓発活動と新たな民間団体との連携のための仕組みづくりを進め、誰もが参画しやすい仕組みづくりを進めていきます。

5-3. 新しい視点

(1) Society5.0 の実現

第2期中能登町総合戦略にも取り入れている「Society5.0」の実現に向けた技術の導入は、町民の自立した生活を豊かにすることが可能です。地理的・時間的な制約を克服することで、新しい仕事や新しい働き方が生まれ、地域産業の活性化だけでなく人材の多様化にもつながります。また、自動走行を含めた便利な移動・物流サービス・オンライン医療やIoTを活用した教育、見守り等により、利便性が高く、医療や教育などきめ細かいサービスの提供が可能になると考えられます。また新型コロナウイルス感染防止のための「新しい生活様式」への対応にも Society5.0 の実現は不可欠です。

図. Society5.0 で実現する社会



(2)SDGs の推進

平成 27（2015）年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は国連加盟 193 か国が平成 28（2016）年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた 17 の目標です。その目標の一つに「5 ジェンダー平等を実現しよう」があり、男女共同参画は世界的な流れでもあり、中能登町でも町全体に男女共同参画社会が広がっていくことを実感するために達成しなければならない目標です。「ジェンダー平等を実現しよう」以外にも男女共同参画に関係のある目標も意識して取り組んでいく必要があります。

図. 第 3 期中能登町男女共同参画行動計画に関連する主な「持続可能な開発目標」

 5 ジェンダー平等を実現しよう	男女平等を実現し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げよう	 1 貧困をなくそう	地球上のあらゆる形の貧困をなくそう
 3 すべての人に健康と福祉を	だれもが健康で幸せな生活を送れるようにしよう	 4 質の高い教育をみんなに	だれもが公平に、良い教育を受けられるように、また一生に渡って学習できる機会を広めよう
 8 働きがいも経済成長も	みんなの生活を良くする安定した経済成長を進め、だれもが人間らしく生産的な仕事ができる社会を作ろう	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	災害に強いインフラを整え、新しい技術を開発し、みんなに役立つ安定した産業化を進めよう
 10 人や国の不平等をなくそう	世界中から不平等を減らそう	 11 住み続けられるまちづくりを	だれもがずっと安全に暮らせて、災害にも強いまちをつくろう
 16 平和と公正をすべての人に	平和でだれもが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくろう	 17 パートナシップで目標を達成しよう	世界のすべての人がみんなで協力しあい、これらの目標を達成しよう

5-4. 横断的な目標

3つの方針に基づいた取組みを推進していくうえで、意識しなければならない横断的な目標を追加し、基本理念実現に向けて男女共同参画を推進していきます。

地域活動活性化のための男女共同参画の推進

家庭や職場では男女共同参画は達成しつつありますが、地域活動の場ではあまり実感できていないことが現状です。また高齢化が進み、若者の町外への転出が止まらない現在の中能登町で、これまでの地域活動を維持・継続していくことは課題でもあります。

地域活動を維持・継続し、男女共同参画の意識を定着・浸透させていくためには、固定観念にとらわれずこれからの時代に合った考え方やあり方に更新していく必要があります。

町民が主体となっている団体（男女共同参画推進員の会、女性協議会など）が中心となり誰もが参加しやすく活躍できる地域活動の場へと活性化させていくとともに、次世代を担う人材を育成することでやさしい心で支えあい誰もが幸せを実感できる未来を実現していきます。

新たな視点を取り入れた男女共同参画の推進

新型コロナウイルス感染防止のための ICT（Information and Communication Technology＝通信技術を活用したコミュニケーション）の活用により私たちの生活は大きく変化しました。また 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す SDGs では「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

未来を見据え、将来を担う子どもたちに自然あふれる豊かな中能登町を引き継いでいくためにも Society5.0 の実現や SDGs の推進に取り組んでいきます。

男女共同参画を推進していくうえでも、新たな視点を取り入れ、ICT の活用や持続可能な開発目標を達成し、誰もが幸せを実感できる未来を実現していきます。

5-5. 計画の体系図



支えあい 誰もが幸せを実感できる未来

② 誰もが幸せを実感できる地域づくり

- ① 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり
- ② 人生100年時代を実現できる地域づくり
- ③ あらゆる暴力を許さない風土づくり

- 子育て世帯、ひとり親家庭への支援
- ライフステージに応じた健康づくりの推進
- DV等相談体制の充実

- 出産、子育て環境に対する満足度80%
- 特定健診受診率60%
- 相談体制・支援の周知度50%

③ 誰もが参画しやすい仕組みづくり

- ① 意思決定の場への女性登用
- ② 男女共同参画を身近に感じる環境づくり
- ③ 民間団体が男女共同参画を推進できる体制づくり

- 意思決定の場への女性の参画、登用促進
- 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
- 民間団体等との連携・仕組みづくり

- 女性の登用比率40%
- 課題解決提案企画数年1提案
- 男女共同参画普及啓発活動等への支援団体数5団体

ための男女共同参画の推進（次世代の人材育成）

入れた男女共同参画の推進（SDGs※2、Society5.0※3）



※2 SDGs(エスディージーズ、持続可能な開発目標)…誰ひとり取り残されことなく、人類が安定してこの地球で暮らし続けることができるように、世界の様々な問題を整理し、解決に向けた具体的な17の開発目標。

※3 Society5.0(ソサイエティ5.0)…仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

第6章 具体的な取組み内容

6-1. 具体的な取組みの体系図と数値目標一覧

基本理念：やさしい心で支えあい誰もが幸せを実感できる未来

基本方針	基本課題	具体的な取組み
1. 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり	1. 地域活動の場への女性登用	1. ★地域活動の場における女性の参画、登用拡大
		2. 女性の自治会活動等への参加促進
		3. 自衛消防団への活動支援および女性消防団員の普及・促進
		4. まちづくりや職場・地域活動への男女共同参画
	2. 就業・労働の場での男女平等	1. ワーク・ライフ・バランスの啓発、推進
		2. ★役場内へのワーク・ライフ・バランスの促進
		3. 男女共同参画の関連法令の周知および雇用機会の均等
		4. 就労のための能力開発と意識向上の促進
		5. 農林業における家族経営協定の締結
	3. 家庭や学校教育の場での男女平等	1. 学校教育による心の育成
		2. 性教育（★性の多様性）の推進
		3. 家庭における男女共同参画の意識醸成

数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
新たなルールを運用できる団体数	—	2 団体	4 団体
各地区の自治会活動等への女性の参加割合	—	50%	100%
女性防災士数	67 人	90 人	115 人
女性消防団員の割合	6%	10%以上	12%以上
イベント等開催数（年間）	0 回	5 回	5 回
イベント等参加者へ基本理念の実感度	—	30%	50%
男女共同参画図書コーナー設置回数（年間）	—	2 回	2 回
いしかわワーク・ライフ・バランス認定企業数	2 社	5 社	10 社
勉強会開催数（年間）	—	5 回	5 回
男性職員の育児休業取得率	0%	15%	30%
「職場」における男女平等が 40%を超える項目数	3 項目	6 項目	8 項目
いしかわ男女共同参画推進宣言企業数	8 社	20 社	30 社
情報、学習機会提供回数（年間）	1 回	1 回	1 回
雇用につながるプログラム実施数（年間）	—	5 回	5 回
女性新規就農者数	0 人	3 人	6 人
小学校での授業提供回数（年間）	3 回	1 回以上	1 回以上
人権教育の実施校数（年間）	4 校	4 校	4 校
性教育の実施校数（年間）	4 校	4 校	4 校
SDGs セミナー開催数（年間）	—	1 回	1 回
「家庭」における男女共同参画社会の達成状況	49.5%	60%	70%

基本方針	基本課題	具体的な取組み
2. 誰もが幸せを実感できる地域づくり	1. 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり	1. 子育て世帯への支援
		2. 障がい者への相談支援
		3. ひとり親家庭への支援充実
		4. ★外国人への支援
	2. 人生 100 年時代を実現できる地域づくり	1. ライフステージに応じた健康づくりの推進
		2. 親子の健康づくりの推進
		3. 生涯を通じた健康活動の推進
	3. 暴力を許さない風土づくり	1. DV 等予防啓発各堂の推進及び相談先の周知
		2. DV 等相談体制の充実
3. 誰もが参画しやすい仕組みづくり	1. 意思決定の場への女性登用	1. 審議会や委員会等における女性の参画、登用
		2. 女性管理職員の登用と育成
	2. 男女共同参画を身近に感じる環境づくり	1. 男女共同参画の啓発・周知の深化
		2. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
		3. 情報、資料の収集
	3. 民間団体が男女共同参画を推進できる体制づくり	1. ★民間団体等との連携・仕組みづくり
		2. ★女性協議会の普及啓発活動
		3. ★男女共同参画推進員の普及啓発活動

数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
出産・子育て環境に対する満足度	65%	80%	100%
相談支援件数（年間）	186 件	201 件	216 件
ひとり親家庭学習支援事業数（年間）	19 回	10 回以上	10 回以上
ひとり親家庭相談回数（月間）	1 回	1 回	1 回
日本語教室の参加のべ人数	90 人	240 人	440 人
特定健診受診率	36.6%	60%	60%
特定保健指導率	38.8%	60%	60%
がん検診受診率	胃がん : 11.4% 肺がん : 13.5% 大腸がん : 10.7% 乳がん : 14.8% 子宮がん : 12.9%	40%	40%
妊産婦及び乳幼児健康診査受診率	100%	100%	100%
生涯学習のつどい参加者の周知度、満足度	—	50%	100%
相談体制・支援の周知度	—	50%	100%
相談件数（年間）	5 件	10 件	10 件
相談体制・支援の周知度	—	50%	100%
女性登用比率	39.5%	40%以上	40%以上 60%以下
女性管理職比率（一般行政職の比率）	15.8%	18%以上	40%
中能登町全体の男女共同参画達成状況	17.3%	40%	50%
ケーブルテレビでの男女共同参画の啓発に関する番組制作およびデジタルを活用した情報発信（年間）	—	1 回	2 回
課題解決提案企画数（年間）	—	1 提案	1 提案
告知推進月間の PR（年間）	2 回	2 回	2 回
男女共同参画関連図書の購入数	10 冊	50 冊	100 冊
男女共同参画の普及啓発活動等への支援団体数	1 団体	5 団体	5 団体
中能登町 18 歳以上女性人口数に占める女性協議会会員数の割合	8.8%	9%維持	9%維持
各地区での男女共同参画普及啓発活動	—	5 地区	10 地区

★第 3 期の新たな取り組みです

6-2. 基本方針 1. 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

基本課題 1. 地域活動の場への女性登用

1-1-1 地域活動の場における女性の参画、登用拡大（新規）

内容	取組主体	関係/連携団体	
地域活動の活性化を目的とし、地域活動における様々な意思決定の場等への女性の参画拡大、役職への登用につながるこれからの時代に合う考え方に更新したルールづくりをまずは男女共同参画推進員の会から検討し、連携する各団体へと波及できるように努めます。	企画課	男女共同参画推進員の会 区長会 実年会	
数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
新たなルールを運用できる団体数 (独自設定指標)	—	2 団体 (計画期間累計)	4 団体 (計画期間累計)

1-1-2 女性の自治会活動等への参加促進

内容		取組主体		
女性が自治会活動などに参画し、環境・防犯・防災などの地域課題に対し、多様な考え方が活かせるよう地域への働きかけを行うとともに人材を育成します。また、すべての避難所に女性防災士を配置できるよう女性防災士の育成・拡充に努めます。		総務課		
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
1	各地区の自治会活動等への女性の参加割合 (独自設定指標)	—	50% (計画期間累計)	100% (計画期間累計)
2	女性防災士数 (独自設定指標)	67 人	90 人 (計画期間累計)	115 人 (計画期間累計)

1-1-3 自衛消防団への活動支援および女性消防団員の普及・促進

内容	取組主体		
地区ごとに組織する自衛消防団に対する活動交付金を交付し、支援に努めるとともに、女性消防団員を増加させるために啓発活動を行い、募集や普及に努めます。	総務課		
数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
女性消防団員の割合 (国の指標)	6%	10%以上 (計画期間累計)	12%以上 (計画期間累計)

1-1-4① まちづくりや職場・地域活動への男女共同参画

内容		取組主体		関係/連携団体
「やさしい心で支え合い誰もが幸せを実感できる未来」の基本理念の普及を図るため、学校、地域などに出張紙芝居・講座・イベント・ワークショップを開催します。		企画課		男女共同参画推進員の会 町内企業 鹿西高等学校
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
1	イベント等開催数(年間) (独自設定指標)	0回	5回 (計画期間平均)	5回 (計画期間平均)
2	基本理念「やさしい心で支え合い誰もが幸せを実感できる未来」の実感度 (独自設定指標、イベント参加者へアンケートの実施)	—	30% (計画期間累計)	50% (計画期間累計)

1-1-4② まちづくりや職場・地域活動への男女共同参画

内容			取組主体	
6月の男女共同参画週間、11月のパープルリボン月間に図書館内に男女共同参画コーナーを設置し、男女共同参画の意識醸成につなげます。			生涯学習課	
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
3	男女共同参画図書コーナー設置回数(年間) (独自設定指標)	—	2回 (計画期間平均)	2回 (計画期間平均)

基本課題 2. 就業・労働の場での男女平等

1-2-1 ワーク・ライフ・バランスの啓発、推進

内容		取組主体	関係/連携団体	
仕事と家庭の調和が保たれるよう、男女ともにワーク・ライフ・バランスの見直しを図るための学習やセミナーの場を提供するほか、企業イメージや人材確保 PR の際の企業の強みとなるように、県の認定制度を活用します。		企画課	中能登町商工会 町内企業 外部団体	
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
1	いしかわワーク・ライフ・バランス認定企業数 (独自設定指標、県の制度)	2 社	5 社 (計画期間累計)	10 社 (計画期間累計)
2	各種団体に向けた啓発のための勉強会開催数 (年間) (独自設定指標)	—	3 回 (計画期間平均)	5 回 (計画期間平均)

1-2-2 役場内へのワーク・ライフ・バランスの促進 (新規)

内容		取組主体		
中能登町役場職員に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。役場職員へのさらなる男女共同参画意識の醸成、多様な働き方の推進を図るためワーキングチームの設置を検討します。		総務課		
数値、指標の測り方		現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
男性職員の育児休業取得率 (国の指標)		0%	15% (計画期間累計)	30% (計画期間累計)

1-2-3 男女共同参画の関連法令の周知および雇用機会の均等

内容		取組主体	関係/連携団体	
「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」「労働基準法」など男女共同参画の関連法令について周知啓発を行うとともに、研修支援など企業に対して啓発活動を行います。		企画課	中能登町商工会 町内企業 鹿西高等学校	
数値、指標の測り方		現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
「職場」における男女平等が 40%を超える項目数 ※20 頁「(2-4) 職場における男女平等」参照 (全 8 項目) (独自設定指標、町民アンケートの実施)		3 項目	6 項目 (計画期間累計)	8 項目 (計画期間累計)

1-2-4① 就労のための能力開発と意識向上の促進

内容		取組主体		関係/連携団体
女性の労働意識の向上と能力開発、自己啓発を図るため、関連する情報や学習機会を提供します。		企画課		町内企業 外部団体
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
1	いしかわ男女共同参画推進宣言企業数 (独自設定指標、県の制度)	8社	20社 (計画期間累計)	30社 (計画期間累計)
2	情報、学習機会提供回数(年間) (独自設定指標)	1回	1回 (計画期間平均)	1回 (計画期間平均)

1-2-4② 就労のための能力開発と意識向上の促進

内容		取組主体		関係/連携団体
企画課と連携し、生涯学習講座に男女問わず雇用につながるプログラムの追加を検討します。また女性が子どもの有無にかかわらず働き続けられるよう、能力開発や自己啓発を図るなど、労働意識の向上につながる情報や学習機会を提供します。		生涯学習課		企画課 町内企業 外部団体
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
3	雇用につながるプログラム実施数(年間) (独自設定指標)	—	5回 (計画期間平均)	5回 (計画期間平均)

1-2-5 農林業における家族経営協定の締結

内容		取組主体		
女性自営業者や後継者の主体的な経営の参画や家計と経営の分離を促し、共同経営の確立を呼びかけます。また、6次産業化の担い手として農林業の成長産業化に向けた女性活躍の仕掛けを展開していきます。		農林課		
数値、指標の測り方		現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
女性新規就農者数 (独自設定指標)		0人	3人 (計画期間累計)	6人 (計画期間累計)

基本課題 3. 家庭や学校教育の場での男女平等

1-3-1① 学校教育による心の育成

内容		取組主体		関係/連携団体	
男女共同参画推進員の会による紙芝居を3小学校で実施し、人権尊重、男女平等など男女共同参画に関する意識づくりを行います。		学校教育課 企画課		男女共同参画推進員の会 3小学校	
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)	
1	小学校での授業提供回数（年間） （独自設定指標）	3回	1回以上 （計画期間平均）	1回以上 （計画期間平均）	

1-3-1② 学校教育による心の育成

内容		取組主体		関係/連携団体	
人権擁護委員による保育園での人権に関する紙芝居を実施や、小中学校での人権教育を通して心の育成に努めます。		人権擁護委員		長寿福祉課 学校教育課 小中学校、保育園	
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)	
2	人権教育の実施校数（年間） （独自設定指標）	4校	4校 （計画期間平均）	4校 （計画期間平均）	

1-3-2 性教育(性の多様性)の推進

内容		取組主体		関係/連携団体	
学校教育において、児童・生徒が発達段階に応じた知識や男女平等に対する意識など、性に関して自らが考え、判断する能力を身につけられるよう性教育を推進します。また国の学習指導要領に対応し、新たな視点として性の多様性についても取り入れるよう検討します。		学校教育課		小中学校	
数値、指標の測り方		現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)	
性教育の実施校数（年間） （独自設定指標）		4校	4校 （計画期間平均）	4校 （計画期間平均）	

1-3-3 家庭における男女共同参画の意識醸成

内容		取組主体	関係/連携団体	
SDGs の開発目標「ジェンダー平等を実現しよう」を意識し、性別による役割分担の不平等や差別を生む固定的観念や先入観のイメージを払拭することに努めます。(SDGs 週間などを活用して)		企画課	男女共同参画推進員の会 鹿西高等学校	
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
1	SDGs セミナー開催数 (年間) (独自設定指標)	—	1 回 (計画期間平均)	1 回 (計画期間平均)
2	「家庭」における男女共同参画社会の達成状況 ※18 頁「(2-2) 男女共同参画社会の達成状況」参照 (独自設定指標、町民アンケートの実施)	49.5%	60% (計画期間累計)	70% (計画期間累計)

6-3. 基本方針 2. 誰もが幸せを実感できる地域づくり

基本課題 1. 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

2-1-1 子育て世帯への支援

内容	取組主体	関係/連携団体	
子育てに関する情報発信を行い、安心して生活できるよう支援を行います。 様々な子育てニーズに対応するため、延長保育、病後児保育の充実など、第2期中能登町子ども・子育て支援事業計画に基づいて、子育て施策を推進していきます。	健康保険課	保育園・認定子ども園 保健センター	
数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
出産・子育て環境に対する満足度 (独自設定指標、子ども・子育て計画アンケートの実施)	65%	80% (計画期間累計)	100% (計画期間累計)

2-1-2 障がい者への相談支援

内容	取組主体		
障がい者本人及び障がい者がおられる家族を対象に、地域共生社会の実現を目的とした地域づくりのために障がい者支援策を講じます。	長寿福祉課		
数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
相談支援件数(年間) (独自設定指標、障がい福祉計画による)	186件	201件 (計画期間累計)	216件 (計画期間累計)

2-1-3 ひとり親家庭への支援充実

内容		取組主体		関係/連携団体	
ひとり親家庭に対し、相談窓口を設置し、周知をすることで不安の軽減を図り、自立に必要な情報提供・支援を行います。		健康保険課		社会福祉協議会 能登中部保健福祉センター	
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和２年度)	数値目標 (令和７年度)	数値目標 (令和１２年度)	
1	ひとり親家庭学習支援事業数（年間） （独自設定指標）	19 回	10 回以上 (計画期間平均)	10 回以上 (計画期間平均)	
2	ひとり親家庭相談回数（月間） （独自設定指標）	1 回	1 回 (計画期間平均)	1 回 (計画期間平均)	

2-1-4 外国人への支援（新規）

内容		取組主体	
外国人居住者に対して情報発信を行い、安心して生活できるよう支援を行います。		生涯学習課	
数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
日本語教室の参加のべ人数 (独自設定指標、第2期総合戦略による)	90人	240人 (計画期間累計)	440人 (計画期間累計)

基本課題2. 人生100年時代を実現できる地域づくり

2-2-1 ライフステージに応じた健康づくりの推進

内容		取組主体		
がんや脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病予防のために、特定健診や各種がん検診の受診率向上や保健指導の徹底に努めるとともに、予防のための知識の普及啓発を行い、生涯を通じた健康づくりを支援します。		健康保険課		
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
1	特定健診受診率 (国の指標、データヘルス計画による)	36.6%	60% (計画期間累計)	60% (計画期間累計)
2	特定保健指導率 (国の指標、データヘルス計画による)	38.8%	60% (計画期間累計)	60% (計画期間累計)
3	がん検診受診率 (国の指標、健康増進計画による)	胃がん : 11.4% 肺がん : 13.5% 大腸がん : 10.7% 乳がん : 14.8% 子宮がん : 12.9%	40% (計画期間累計)	40% (計画期間累計)

2-2-2 親子の健康づくりの推進

内容		取組主体	
母と子の健康診査や教室・相談事業、家庭訪問等を行い、妊娠期・出産期・乳幼児期を通じて切れ目のない健康づくりを支援します。		健康保険課	
数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
妊産婦及び乳幼児健康診査受診率 (独自設定指標)	100%	100% (計画期間平均)	100% (計画期間平均)

2-2-3 生涯を通じた健康活動の推進

内容	取組主体	関係/連携団体	
生涯にわたり健康に過ごすため、生涯スポーツやレクリエーション活動の推進を図ります。高齢者から若年層まで対象に応じたプログラムを検討し、実際の体験だけでなくケーブルテレビを利用したオンライン講座などの提供方法も検討します。	生涯学習課	情報推進課	
数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
生涯学習のつどい参加者の周知度、満足度 (独自設定指標、参加者アンケートの実施)	—	50% (計画期間累計)	100% (計画期間累計)

基本課題 3. 暴力を許さない風土づくり

2-3-1 DV等の予防啓発活動の推進及び相談先の周知

内容	取組主体	関係/連携団体	
DV等に対する認識を浸透させ、あらゆる暴力の予防、根絶に向けた啓発を推進します。また、必要な情報提供が幅広く行えるよう、相談窓口をはじめ、県など関係機関と連携を図ります。	企画課	健康保険課 長寿福祉課	
数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
相談体制・支援の周知度 (独自設定指標、町民アンケートの実施)	—	50% (計画期間累計)	100% (計画期間累計)

2-3-2 DV等相談体制の充実

内容		取組主体		
DVをはじめ、子ども・子育て・ひとり親・障がい者からお年寄りまで、全ての年齢層に対応できる体制を行政サービス庁舎内において連携を図るとともに、相談内容に応じた適切な専門機関に繋げます。		健康保険課 長寿福祉課		
職員を対象としたDV等の被害、ハラスメントの相談窓口として産業医を設置した体制づくりを整えます。		総務課		
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
1	相談件数（年間） (独自設定指標)	5件	10件 (計画期間平均)	15件 (計画期間平均)
2	相談体制・支援の周知度 (独自設定指標、町民アンケートの実施)	—	50% (計画期間累計)	100% (計画期間累計)

6-4. 基本方針 3. 誰もが参画しやすい仕組みづくり

基本課題 1. 意思決定の場への女性登用

3-1-1 審議会や委員会等における女性の参画、登用促進

内容		取組主体	
審議会や委員会等において、委員会委員の選出方法を見直すなど、委員改選時にどちらかが 40%未満にならないように配慮し、女性の登用を図ります。		中能登町役場 全課	
数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
女性登用比率 (国の指標)	39.5%	40%以上 (計画期間累計)	40%以上 60%以下 (計画期間累計)

3-1-2 女性管理職員の登用と育成

内容		取組主体	
研修などへの参加を促進するとともに、職場における女性職員の幹部への積極的登用を図ります。また、役場女性職員に対する管理職に対する調査結果を踏まえた人材育成を検討し、女性管理職への登用に努めます。		総務課	
数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
女性管理職比率（一般行政職の比率） (国の指標)	15.8%	18%以上 (計画期間累計)	40% (計画期間累計)

基本課題 2. 男女共同参画を身近に感じる環境づくり

3-2-1① 男女共同参画の啓発・周知の深化

内容		取組主体		関係/連携団体
男女共同参画週間、パープルリボンキャンペーン月間を活用して、男女共同参画に対する意識を高めることや中能登町の地域活動での成功事例などを、広報なかのとやホームページ、ケーブルテレビ等さまざまな媒体を通じて男女共同参画の重要性及び必要性について周知・啓発を行います。また、積極的なセミナーで町民の周知度と意識醸成を図ります。		企画課		男女共同参画推進員の会 鹿西高等学校
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
1	中能登町全体の男女共同参画達成状況 ※18 頁「(2-2) 男女共同参画社会の達成状況」参照 (独自設定指標、町民アンケートの実施)	17.3%	40% (計画期間累計)	50% (計画期間累計)

3-2-1② 男女共同参画の啓発・周知の深化

内容			取組主体	
広報なかのとの掲載や、ホームページ、SNS 等および音声告知端末を活用した情報発信を行い、現在のニーズに合った啓発と普及に努めます。			情報推進課	
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
2	ケーブルテレビでの男女共同参画の啓発に関する番組制作およびデジタルを活用した情報発信（年間） （独自設定指標）	—	1 回 (計画期間平均)	2 回 (計画期間平均)

3-2-2 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

内容		取組主体		関係/連携団体
高校生と連携し、地域に根付く制度・慣行や若い人が疑問に思うことなどを固定観念にとらわれない、これからの時代に合ったものに更新していくためのワークショップなどを実施し、課題解決につながる提案を行います。		企画課		鹿西高等学校 男女共同参画推進員の会
数値、指標の測り方		現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
課題解決提案企画数（年間） （独自設定指標）		—	1 提案 (計画期間平均)	1 提案 (計画期間平均)

3-2-3① 情報・資料の収集

内容		取組主体		関係/連携団体
男女共同参画に関する国・県・他自治体等の情報や資料を収集し、閲覧できるような仕組みを整えます。（男女共同参画週間、パープルリボンキャンペーン月間を活用）		企画課		男女共同参画推進員の会 鹿西高等学校
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
1	告知推進月間の PR（年間） （独自設定指標）	2 回	2 回 (計画期間平均)	2 回 (計画期間平均)

3-2-3② 情報・資料の収集

内容			取組主体	
男女共同参画に関する書籍を図書館に充実させ、町民が男女共同参画を身近に感じられるような環境づくりを図ります。			生涯学習課	
No.	数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
2	男女共同参画関連図書の購入数 （独自設定指標）	10 冊	50 冊 (計画期間累計)	100 冊 (計画期間累計)

基本課題 3. 民間団体が男女共同参画を推進できる体制づくり

3-3-1 民間団体等との連携・仕組みづくり（新規）

内容	取組主体	関係/連携団体	
男女共同参画推進につながる地区や有志の団体への先進的で持続可能な普及啓発活動等を支援します。	企画課 生涯学習課	商工会青年部 青壮年協議会	
数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
男女共同参画の普及啓発活動等への支援団体数 (独自設定指標)	1 団体	5 団体 (計画期間累計)	5 団体 (計画期間累計)

3-3-2 女性協議会の普及啓発活動（新規）

内容	取組主体		
女性が地域活動に参加する際の受け皿としてあり続けるために会員数を確保しつつ、次世代の人材育成にも努めます。また若年層に向けたすそ野の拡大をはかるため SNS 等を活用し気軽に参加できる機運づくりにも努めます。	女性協議会		
数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
中能登町 18 歳以上女性人口数に占める 女性協議会会員数の割合 (独自設定指標) 会員数 700 人/18 歳以上女性人口 7,904 人 (現況値) (令和 3 年 3 月 1 日現在、外国人含む)	8.8%	9%維持 (計画期間累計)	9%維持 (計画期間累計)

3-3-3 男女共同参画推進員の普及啓発活動（新規）

内容	取組主体	関係/連携団体	
町全体への男女共同参画の普及には、地域への意識醸成が必要です。男女共同参画推進員の会が中心となり、町内の各地区で年配の方も含めた多世代の町民を対象とした男女共同参画の普及啓発活動に努めます。	企画課	男女共同参画推進員の会 区長会	
数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
各地区での男女共同参画普及啓発活動 (独自設定指標)	—	5 地区 (計画期間累計)	10 地区 (計画期間累計)

6-5. 計画の進捗管理

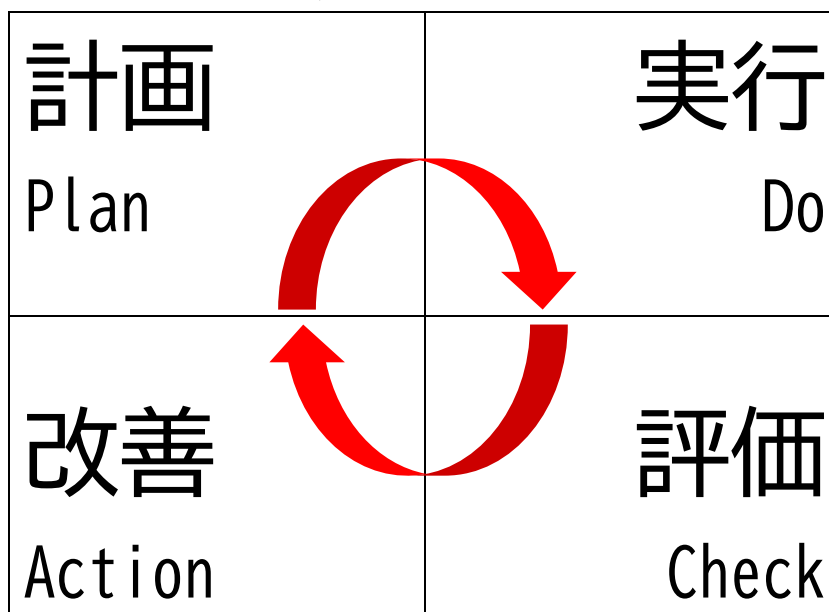
中能登町男女共同参画審議会の開催

本計画をより実効性のあるものとするため、計画に基づく各取組みの進捗状況を定期的に確認・検証する場として、中能登町男女共同参画審議会を引き続き開催していきます。審議会は、町内の各種団体の代表者および学識経験者、町民有志で構成されておりますので、様々な角度からのご意見をもとに5年後、10年後の見直しも見据えたアプローチを意識していきます。また国や他の自治体など世の中の動きを注視し、男女共同参画を推進していく中での現場の動きにも柔軟に対応し、改善を図っていきます。また変化の激しい男女共同参画を取り巻く社会状況に対応するために、必要に応じて町民の意見、意識を確認するWebアンケートの実施などデジタル技術を活用した仕組みづくりにも努めます。

PDCA サイクルによる計画の評価

第3期中能登町男女共同参画行動計画の推進にあたっては、計画の取組みを効率的かつ効果的に実施していくために、すべての取組みに数値目標を設定しました。数値目標は数値、指標の測り方をもとに設定しており、毎年次年度以降の取組みの推進に反映するために、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」するPDCA サイクルを回しながら「やさしい心で支え合い誰もが幸せを実感できる未来」を実現するための取組みを進めていきます。

図. PDCA サイクル



資料編

1. 数値目標一覧
2. 男女共同参画に関するアンケート調査
3. 男女共同参画社会基本法
4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
5. 中能登町男女共同参画推進条例
6. 中能登町男女共同参画審議会委員名簿
7. 第3期中能登町男女共同参画行動計画の策定経過
8. 中能登町男女共同参画推進員の会設置要綱
9. 用語集

1. 数値目標一覧

基本方針 1. 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

No.	取組み名	数値、指標の測り方	現況値 (令和2年度)	数値目標 (令和7年度)	数値目標 (令和12年度)
1-1-1	地域活動の場における女性の参画、登用拡大	新たなルールを運用できる団体数	—	2 団体	4 団体
1-1-2	女性の自治会活動等への参加促進	各地区の自治会活動等への女性の参加割合	—	50%	100%
		女性防災士数	67 人	90 人	115 人
1-1-3	自衛消防団への活動支援および女性消防団員の普及・促進	女性消防団員の割合	6%	10%以上	12%以上
1-1-4①	まちづくりや職場・地域活動への男女共同参画	イベント等開催数（年間）	0 回	5 回	5 回
		イベント等参加者へ基本理念の実感度	—	30%	50%
1-1-4②		男女共同参画図書コーナー設置回数（年間）	—	2 回	2 回
1-2-1	ワーク・ライフ・バランスの啓発、推進	いしかわワーク・ライフ・バランス認定企業数	2 社	5 社	10 社
		勉強会開催数（年間）	—	3 回	5 回
1-2-2	役場内へのワーク・ライフ・バランスの促進	男性職員の育児休業取得率	0%	15%	30%
1-2-3	男女共同参画の関連法令の周知および雇用機会の均等	「職場」における男女平等が40%を超える項目数	3 項目	6 項目	8 項目
1-2-4①	就労のための能力開発と意識向上の促進	いしかわ男女共同参画推進宣言企業数	8 社	20 社	30 社
		情報、学習機会提供回数（年間）	1 回	1 回	1 回
1-2-4②		雇用につながるプログラム実施数（年間）	—	5 回	5 回
1-2-5	農林業における家族経営協定の締結	女性新規就農者数	0 人	3 人	6 人
1-3-1①	学校教育による心の育成	小学校での授業提供回数（年間）	3 回	1 回以上	1 回以上
1-3-1②		人権教育の実施校数（年間）	4 校	4 校	4 校
1-3-2	性教育(性の多様性)の推進	性教育の実施校数（年間）	4 校	4 校	4 校
1-3-3	家庭における男女共同参画の意識醸成	SDGs セミナー開催数（年間）	—	1 回	1 回
		「家庭」における男女共同参画社会の達成状況	49.5%	60%	70%

基本方針 2. 誰もが幸せを実感できる地域づくり

No.	取組み名	数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
2-1-1	子育て世帯への支援	出産・子育て環境に対する満足度	65%	80%	100%
2-1-2	障がい者への相談支援	相談支援件数（年間）	186 件	201 件	216 件
2-1-3	ひとり親家庭への支援 充実	ひとり親家庭学習支援事業 数（年間）	19 回	10 回以上	10 回以上
		ひとり親家庭相談回数（月 間）	1 回	1 回	1 回
2-1-4	外国人への支援	日本語教室の参加のべ人数	90 人	240 人	440 人
2-2-1	ライフステージに応じ た健康づくりの推進	特定健診受診率	36.6%	60%	60%
		特定保健指導率	38.8%	60%	60%
		がん検診受診率	胃がん : 11.4% 肺がん : 13.5% 大腸がん : 10.7% 乳がん : 14.8% 子宮がん : 12.9%	40%	40%
2-2-2	親子の健康づくりの推 進	妊産婦及び乳幼児健康診査 受診率	100%	100%	100%
2-2-3	生涯を通じた健康活動 の推進	生涯学習のつどい参加者の 周知度、満足度	—	50%	100%
2-3-1	DV 等の予防啓発活動の 推進及び相談先の周知	相談体制・支援の周知度	—	50%	100%
2-3-2	DV 等相談体制の充実	相談件数（年間）	5 件	10 件	10 件
		相談体制・支援の周知度	—	50%	100%

基本方針 3. 誰もが参画しやすい仕組みづくり

No.	取組み名	数値、指標の測り方	現況値 (令和 2 年度)	数値目標 (令和 7 年度)	数値目標 (令和 12 年度)
3-1-1	審議会や委員会等における女性の参画、登用促進	女性登用比率	39.5%	40%以上	40%以上 60%以下
3-1-2	女性管理職員の登用と育成	女性管理職比率（一般行政職の比率）	15.8%	18%以上	40%
3-2-1①	男女共同参画の啓発・周知の 深化	中能登町全体の男女共同参画達成状況	17.3%	40%	50%
3-2-1②		ケーブルテレビでの男女共同参画の啓発に関する番組制作およびデジタルを活用した情報発信（年間）	—	1 回	2 回
3-2-2	男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	課題解決提案企画数（年間）	—	1 提案	1 提案
3-2-3①	情報・資料の収集	告知推進月間の PR（年間）	2 回	2 回	2 回
3-2-3②		男女共同参画関連図書の購入数	10 冊	50 冊	100 冊
3-3-1	民間団体等との連携・仕組みづくり	男女共同参画の普及啓発活動等への支援団体数	1 団体	5 団体	5 団体
3-3-2	女性協議会の普及啓発活動	中能登町 18 歳以上女性人口数に占める女性協議会会員数の割合	8.8%	9%維持	9%維持
3-3-3	男女共同参画推進員の普及啓発活動	各地区での男女共同参画普及啓発活動	—	5 地区	10 地区

2. 男女共同参画に関するアンケート調査

(調査の目的)

中能登町では平成 21 (2009) 年 3 月に男女共同参画推進条例を制定後、平成 23 (2011) 年 3 月には第 1 期行動計画を平成 28 (2016) 年 3 月には第 2 期行動計画を策定し、この計画に基づき男女共同参画社会の形成に向けて取り組んできました。

このアンケート調査は、町の現況を把握し、第 2 期行動計画策定後から 5 年間でどれほど意識の変化が見られるか、それにより今後、取り組むべき施策や目標を示し、効果的に推進するため、第 3 期行動計画に反映させる基礎資料とすることを目的としています。

(調査項目)

あなた自身について

(1) 社会の状況について

・ 男女共同参画という言葉の周知度	・ 出生数が減ってきている理由
・ 身の回りの社会状況の中での男女平等	

(2) 家庭生活の環境等について

・ 女性が職業をもつことについて	・ 家庭の役割について
・ 男は仕事、女は家庭という考え方について → 賛成、反対の理由	・ 仕事、家庭、地域活動の優先度 → 理想と現状
・ 結婚観について	・ 子どものしつけや教育について

(3) 地域とのつながりについて

・ 仕事以外の活動への参加状況	・ 地域活動への参加に障害になること
・ 地域活動の状況について	

(4) 仕事や職場について

・ 職場での男女平等	・ 女性管理職が少ない理由
・ 育児休業、介護休暇・休業の取得状況 → 取得したことがない理由、取得時のハラスメント	・ 女性が働き続けるために必要なこと

(5) 日常生活における DV 等について

・ 日常生活における暴力等について → 被害後の相談先、相談できなかった理由	・ 性犯罪、暴力等をなくすためには
---	-------------------

(6) 男女共同参画社会のためにできること

・ 男女共同参画社会の達成状況	・ 男女共同参画社会実現に行政に望むこと
・ 男女共同参画社会実現に必要なこと	・ 中能登町への今後の居住意向、その理由

(調査の概要)

(1) 調査対象：中能登町在住の満 18 歳～70 歳代の町民 1,000 人（男性 500 人、女性 500 人）

(2) 調査手法：郵送配付・郵送回収（無作為抽出）

(3) 実施時期：令和 2 (2020) 年 11 月 26 日～12 月 11 日

(4) 設問数：全 22 問

(調査結果)

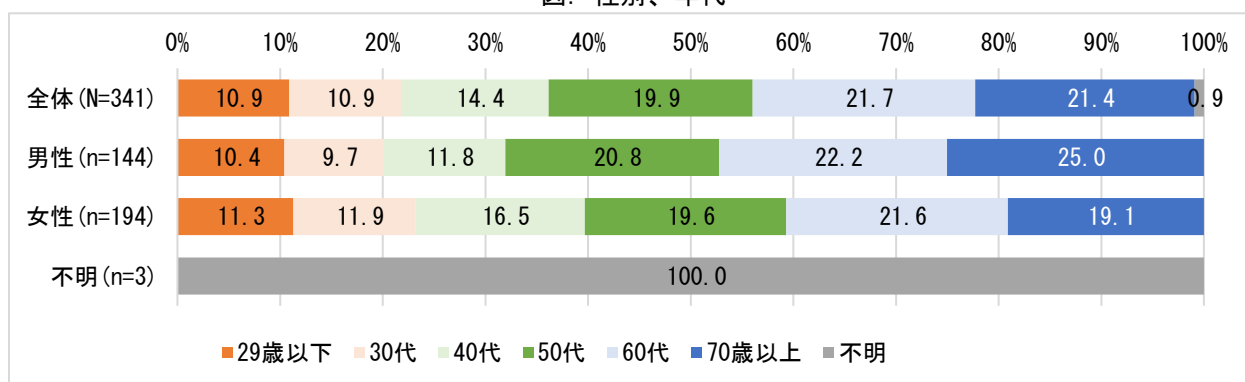
回収数/回収率	341 件/34.1% 男性 144 人 (28.8%)、女性 194 人 (38.8%) 性別未回答 3 人
---------	---

あなた自身について

性別、年代

- ・[全体]男性より女性の回答率が多くなっている。
- ・[性別年代別]50 代以上の男性、40 代以下の女性の回答率が全体平均より多くなっている。

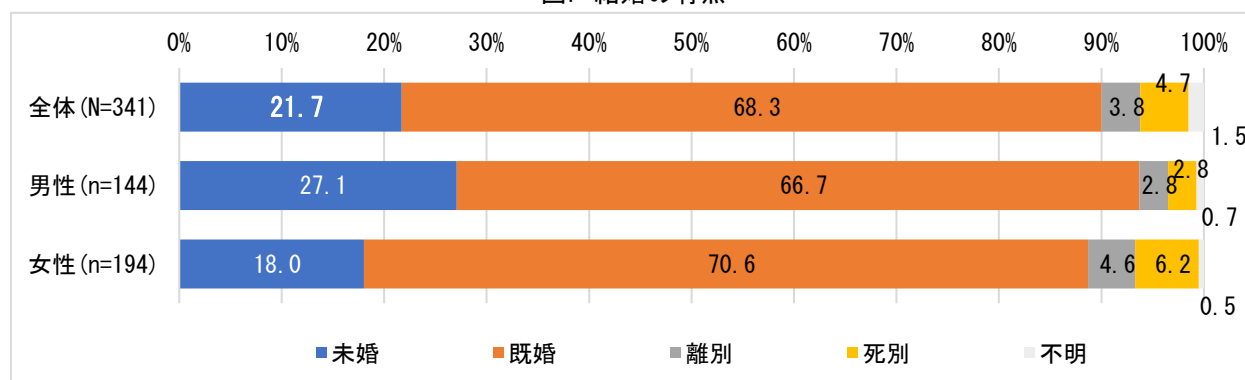
図. 性別、年代



結婚の有無

- ・[全体]「既婚」(68.3%) が最も多いが、「未婚」も約 20%存在している。
- ・[男女別]女性より男性の未婚の割合が多くなっている。

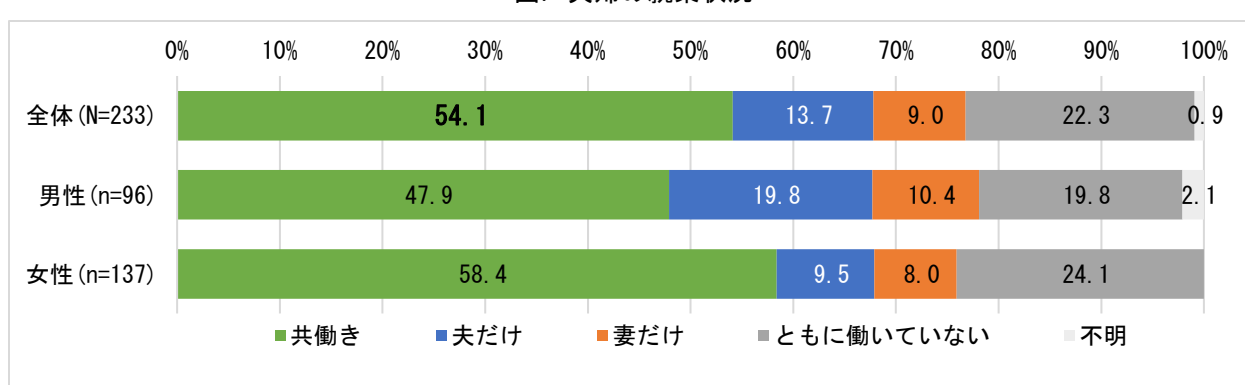
図. 結婚の有無



夫婦の就業状況

- ・[全体]「共働き」(54.1%) が最も多く、次いで「どちらかが働いている」(：「夫だけ」+「妻だけ」)(22.7%) となっている。

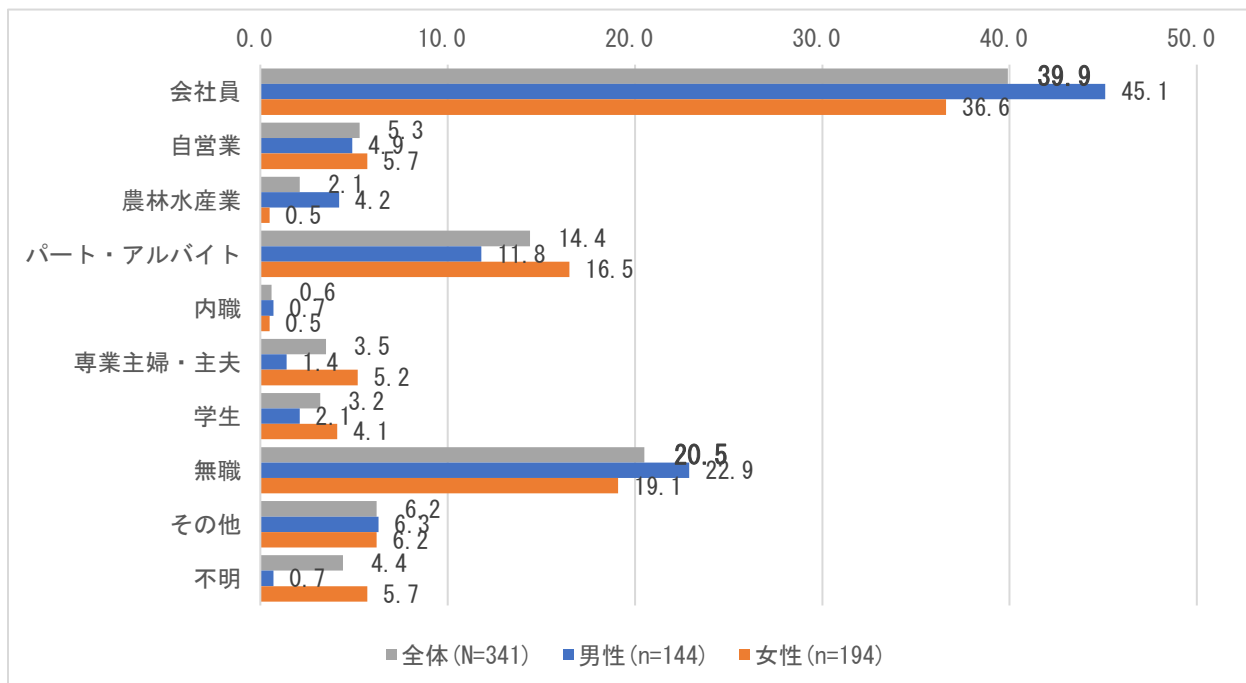
図. 夫婦の就業状況



職業

- ・[全体]「会社員」(39.9%) が最も多く、次いで「無職」(20.5%)、「パート・アルバイト」(14.4%) となっている。
- ・[男女別]「会社員」や「農林水産業」、「無職」の男性の割合が多くなっている。

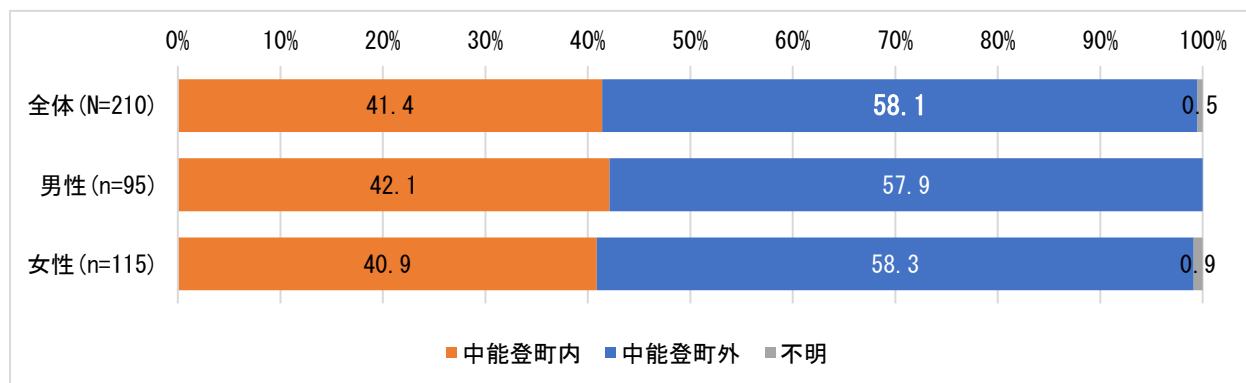
図. 職業



職場の所在地

- ・[全体]「中能登町内」より「中能登町外」で働いている人が多くなっている。

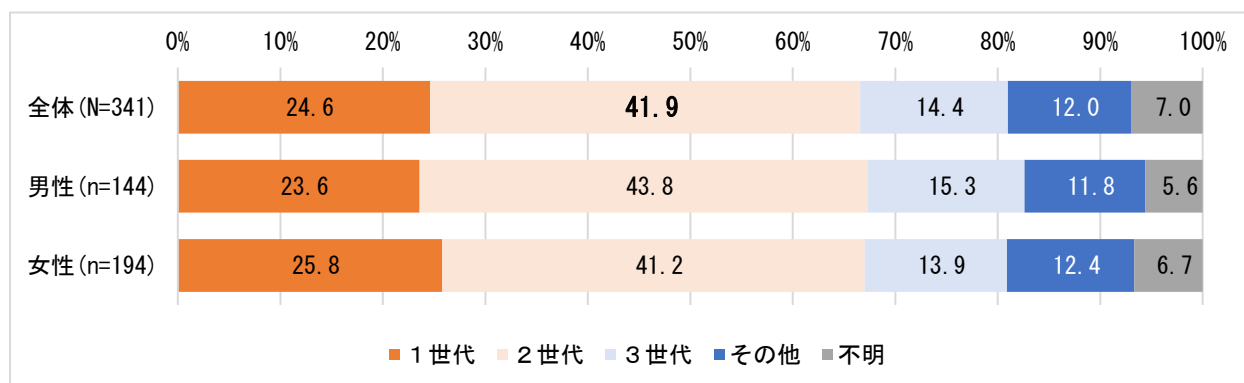
図. 職場の所在地



同居家族

- ・[全体]「2世代」(41.9%)が最も多く、次いで「1世代」(24.6%)となっている。

図. 同居家族

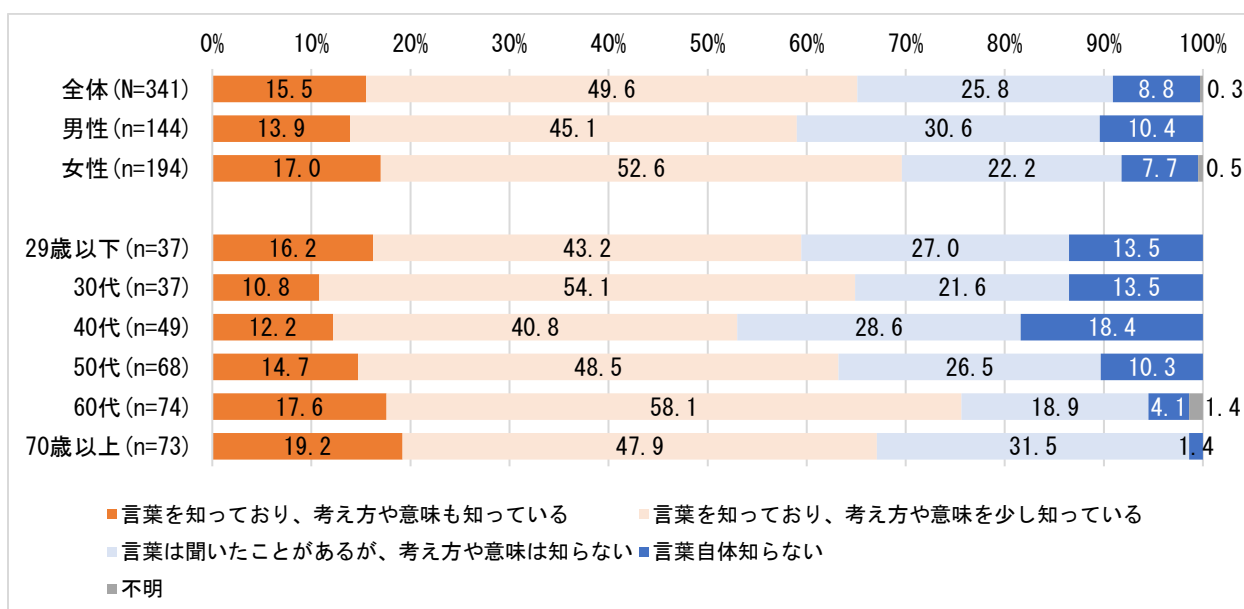


(1)社会の状況について

男女共同参画という言葉の認知度

- ・[全体]「言葉を知っており、考え方や意味を少し知っている」(49.6%)が最も多く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、考え方や意味は知らない」(25.8%)となっている。
- ・[男女別]「言葉を知っており、考え方や意味も知っている」と答えた割合は男性より女性が多く、「言葉自体知らない」と答えた割合は女性より男性が多くなっている。
- ・[年代別]「言葉を知っており、考え方や意味も知っている」と答えた年代は「29歳以下」と高い年代が多く、「言葉自体知らない」と答えた割合は若い年代が多くなっている。

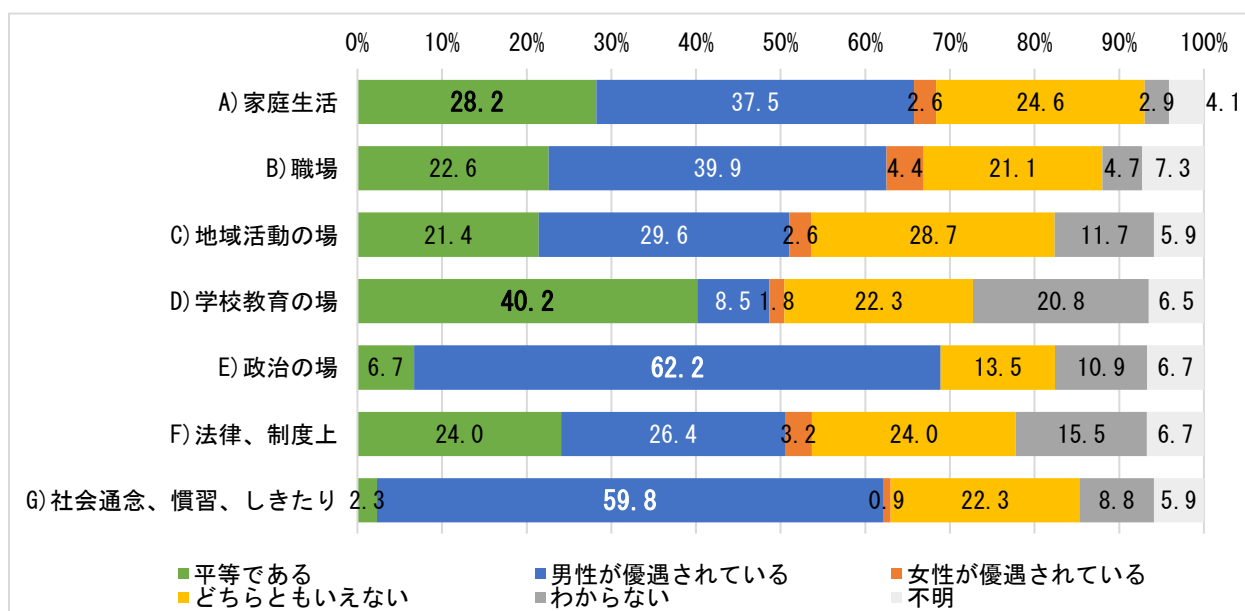
図. 男女共同参画という言葉の周知度



身の回りの社会状況の中での男女平等

- ・[全体]「平等である」と感じている項目は、「学校教育の場」(40.2%)が最も多く、次いで「家庭生活」(28.2%)となっている。
- ・[全体]「政治の場」や「社会通念、慣習、しきたり」は「男性が優遇されている」と感じている割合が約60%と多くなっている。

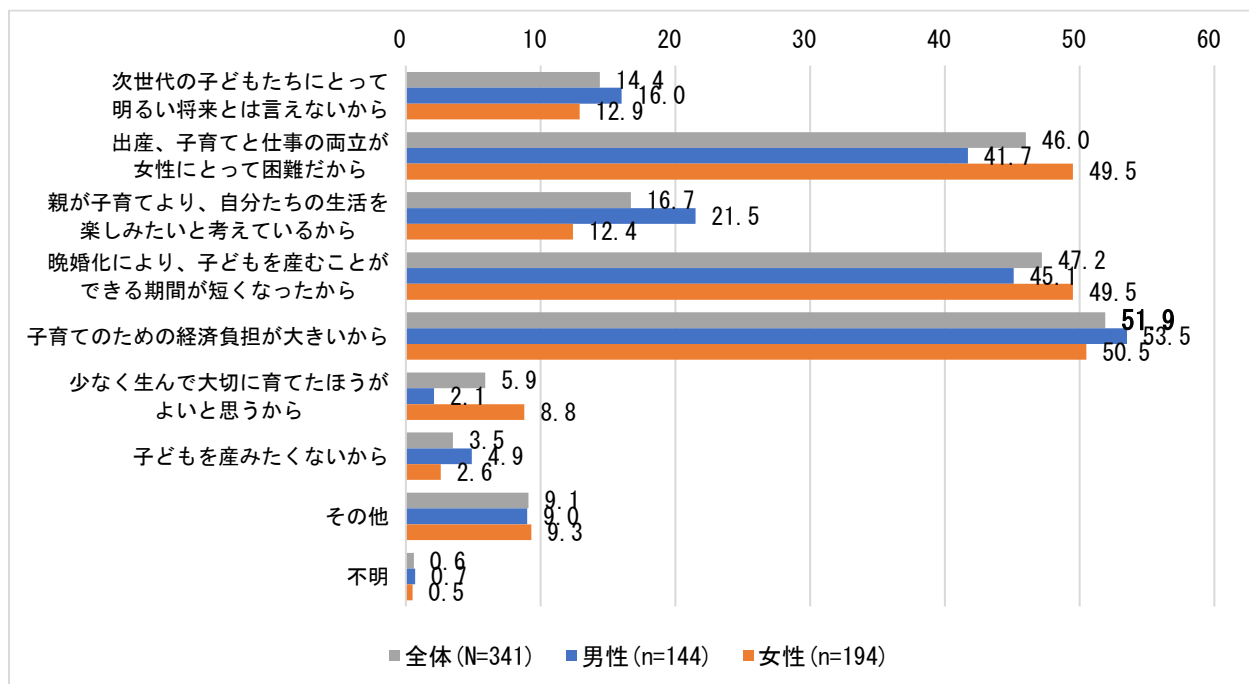
図. 身の回りの社会状況の中での男女平等 (N=341)



出生数が減ってきている理由

- ・[全体]「子育てのための経済負担が大きいから」(51.9%)が最も多くなっている。
- ・[男女別]男性は、「子育てのための経済的負担が大きいから」(53.5%)が最も多く、次いで「晩婚化により、子どもを産むことができる期間が短くなったから」(45.1%)となっている。また、全体平均に比した男性の割合をみると、「親が子育てより、自分たちの生活を楽しみたいと考えているから」が全体平均に比べて約5ポイント多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「子育てのための経済的負担が大きいから」(50.5%)が最も多く、次いで「出産、子育てと仕事の両立が女性にとって困難だから」「晩婚化により、子どもを産むことができる期間が短くなったから」(各々49.5%)となっている。また、全体平均に比した女性の割合をみると、「出産、子育てと仕事の両立が女性にとって困難だから」「晩婚化により、子どもを産むことができる期間が短くなったから」「少なく生んで大切に育てたほうがよいと思うから」が多くなっている。

図. 出生数が減ってきている理由

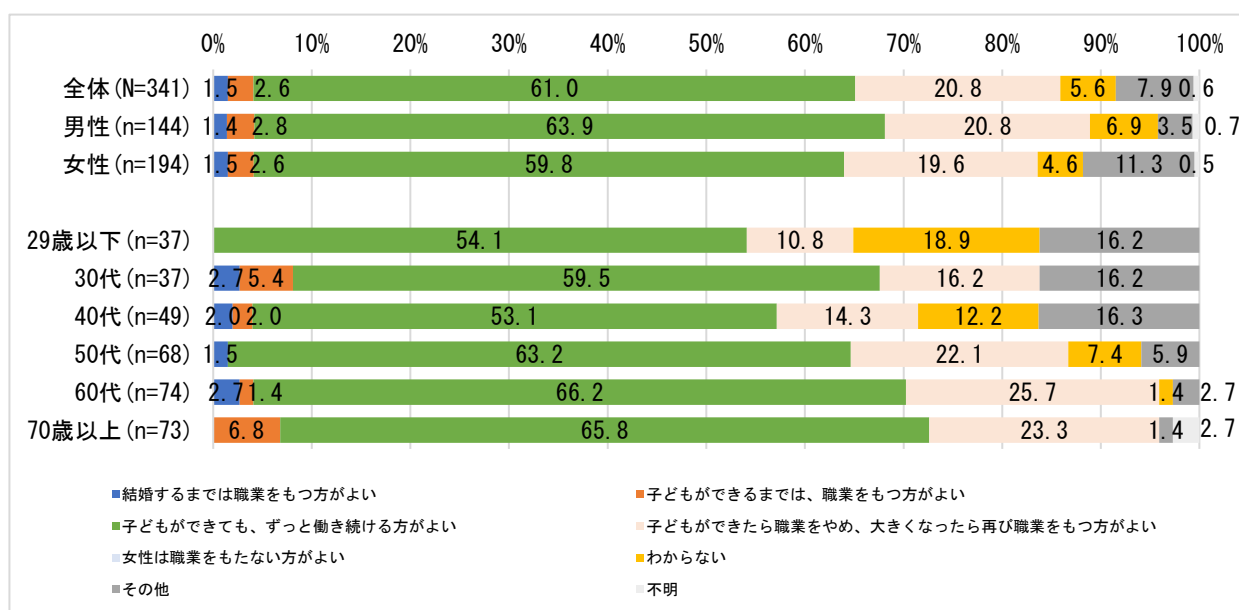


(2) 家庭生活の環境等について

一般的に女性が職業をもつことに対する考え

- ・[全体]「子どもができて、ずっと働き続ける方がよい」(61.0%) が最も多く、次いで「子どもができたらか職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(20.8%) となっており、結婚や出産を機に家庭に入ることを希望する人は1割に満たない。
- ・[全体]「女性は職業をもたない方がよい」と答えた人はいない。
- ・[男女別]「子どもができて、ずっと働き続ける方がよい」と答えた割合は女性より男性が多くなっている。

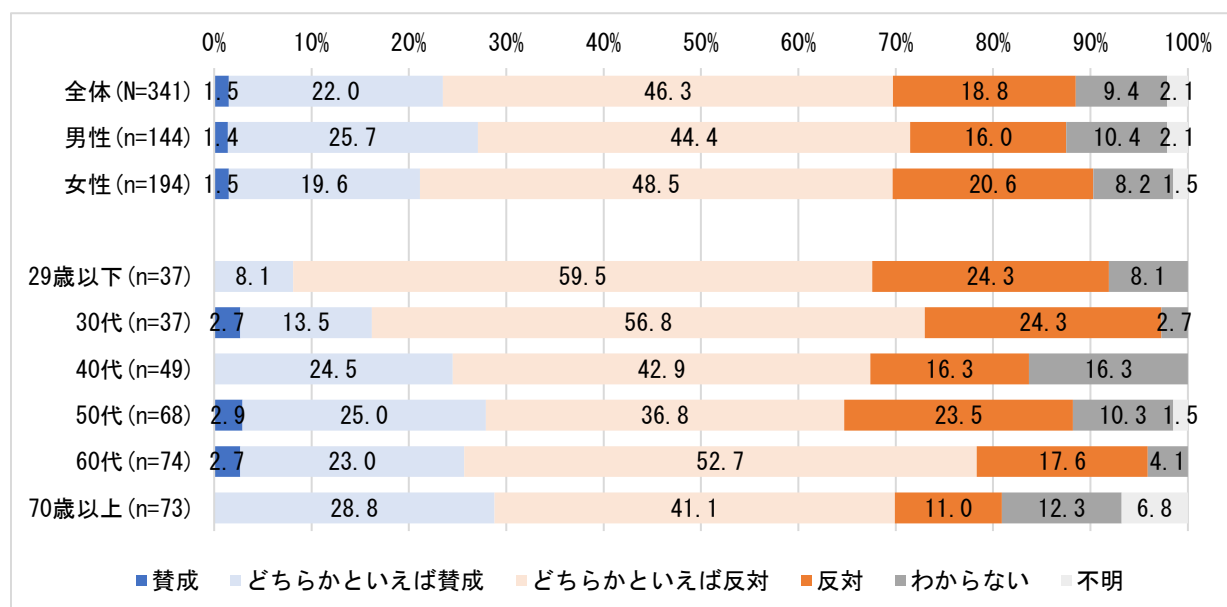
図. 一般的に女性が職業をもつことに対する考え



男は仕事、女は家庭という考え方について

- ・[全体]「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「反対」(：「どちらかといえば反対」+「反対」)が6割以上となっている。
- ・[男女別]「反対」の割合は男性より女性が多くなっている。
- ・[年代別]「賛成」(：「賛成」+「どちらかといえば賛成」)の割合は若い年代ほど少なくなっている。

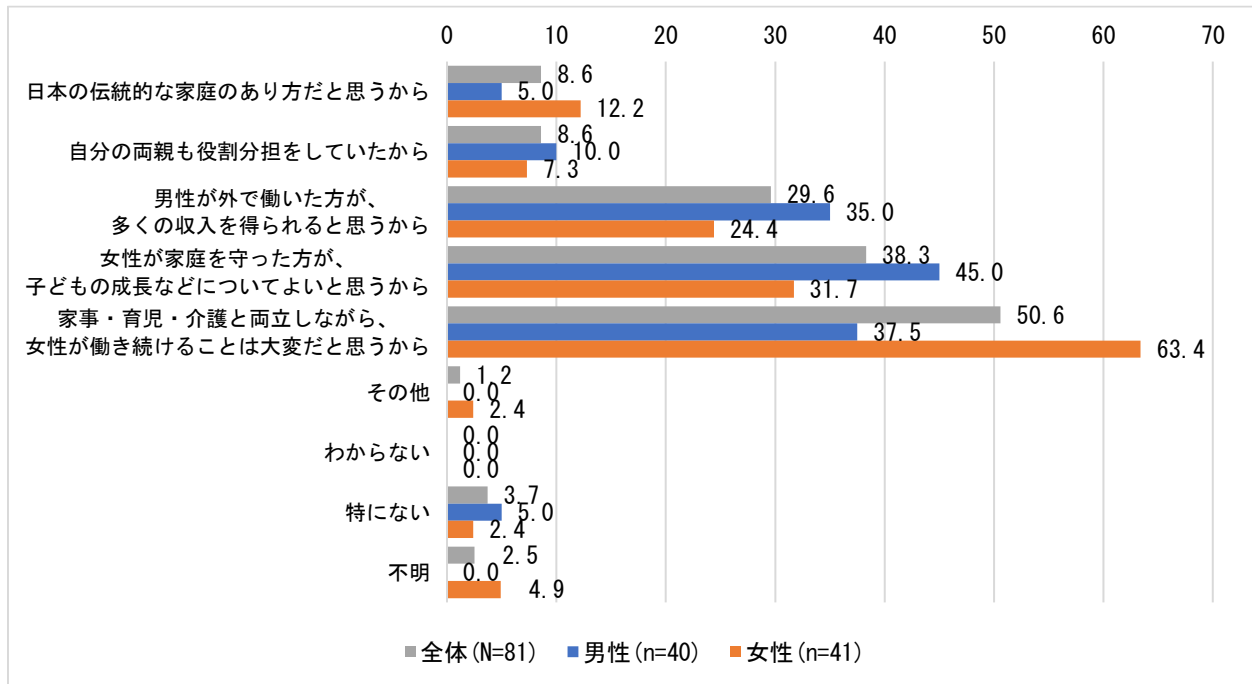
図. 「男は仕事、女は家庭」という考えについて



(賛成の理由)

- ・[全体]「家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから」(50.6%)が最も多くなっている。
- ・[男女別]男性は、「女性が家庭を守った方が、子どもの成長などについてよいと思うから」(45.0%)が最も多く、次いで「家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから」(37.5%)となっている。また、全体平均に比した男性の割合をみると、「女性が家庭を守った方が、子どもの成長などについてよいと思うから」「男性が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから」が全体平均より5ポイント以上多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから」(63.4%)が最も多く、次いで「女性が家庭を守った方が、子どもの成長などについてよいと思うから」(31.7%)となっている。また、全体平均に比した女性の割合をみると、「家事・育児・介護と両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから」が全体平均より10ポイント以上多くなっている。

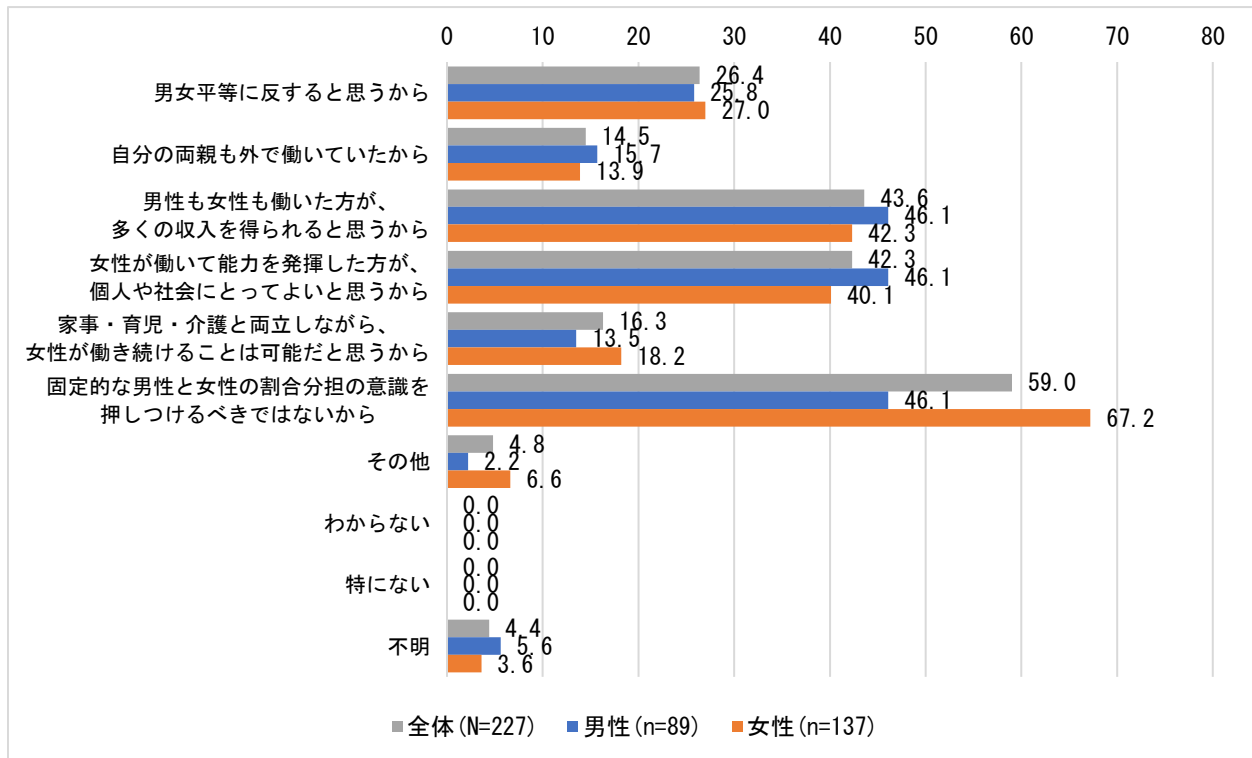
図.「男は仕事、女は家庭」という考えに賛成の理由



(反対の理由)

- ・[全体]「固定的な男性と女性の割合分担の意識を押しつけるべきではないから」(59.0%)が最も多くなっている。
- ・[男女別]男性は、「男性も女性も働いた方が、多くの収入を得られると思うから」「女性が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとってよいと思うから」「固定的な男性と女性の割合分担の意識を押しつけるべきではないから」(各々46.1%)が最も多くなっている。また、全体平均に比べた男性の割合をみると、「自分の両親も外で働いていたから」「男性も女性も働いた方が、多くの収入を得られると思うから」「女性が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから」が多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「固定的な男性と女性の割合分担の意識を押しつけるべきではないから」(67.2%)が最も多く、次いで「男性も女性も働いた方が、多くの収入を得られると思うから」(42.3%)となっている。また、全体平均に比べた女性の割合をみると、「固定的な男性と女性の割合分担の意識を押しつけるべきではないから」が全体平均より 10 ポイント近く多くなっている。

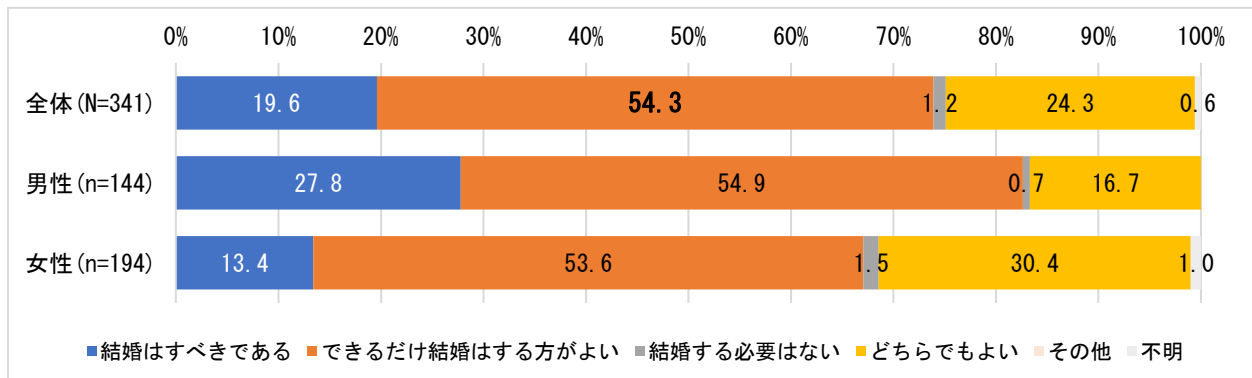
図.「男は仕事、女は家庭」という考えに反対の理由



結婚観について

- ・[全体]「できるだけ結婚する方がよい」が最も多く、50%以上となっている。
- ・[男女別]「結婚はすべきである」と答えている割合は女性より男性が多くなっている。

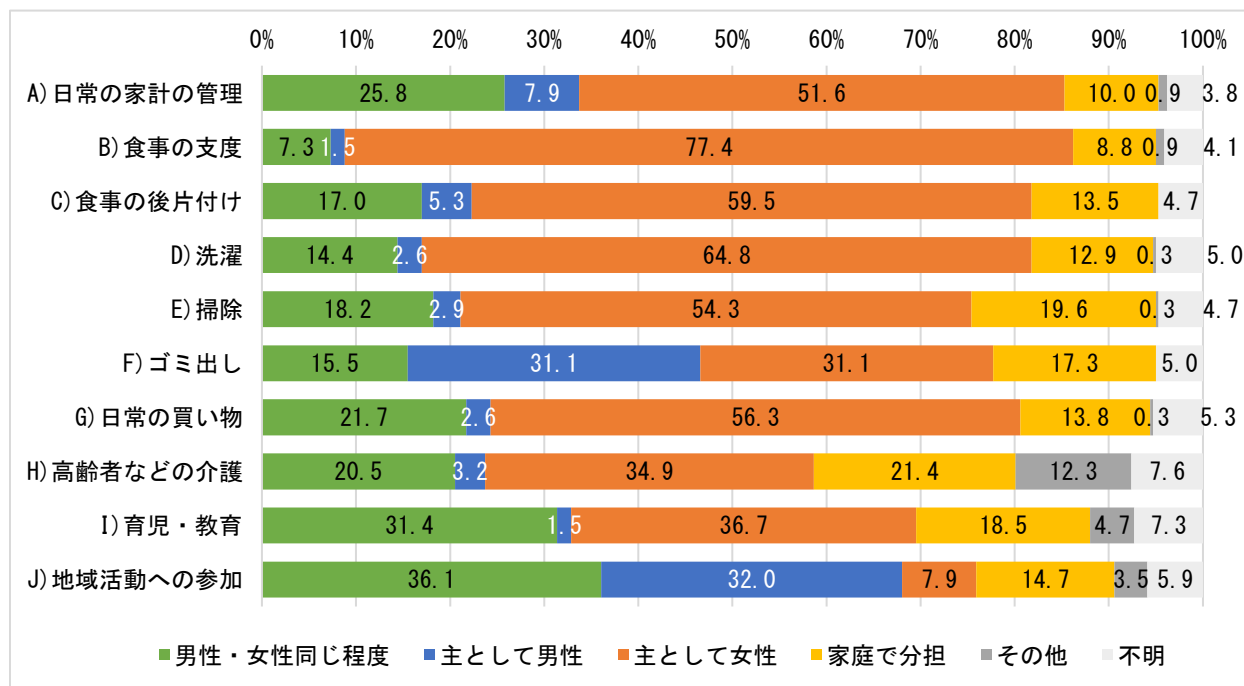
図. 結婚観に対する考え



家庭の仕事の役割

- ・[全体]「男性・女性同じ程度」と感じている項目をみると、「地域活動の場」(36.1%)が最も多く、次いで「育児・教育」(31.4%)となっている。
- ・[全体]「主として男性」の項目をみると、「地域活動の場」(40.3%)や「ゴミ出し」(34.0%)が多くなっているが、「ゴミ出し」や「地域活動の場」を除く項目は「主として女性」が担っている割合が多くなっている。

図. 家庭の仕事の役割

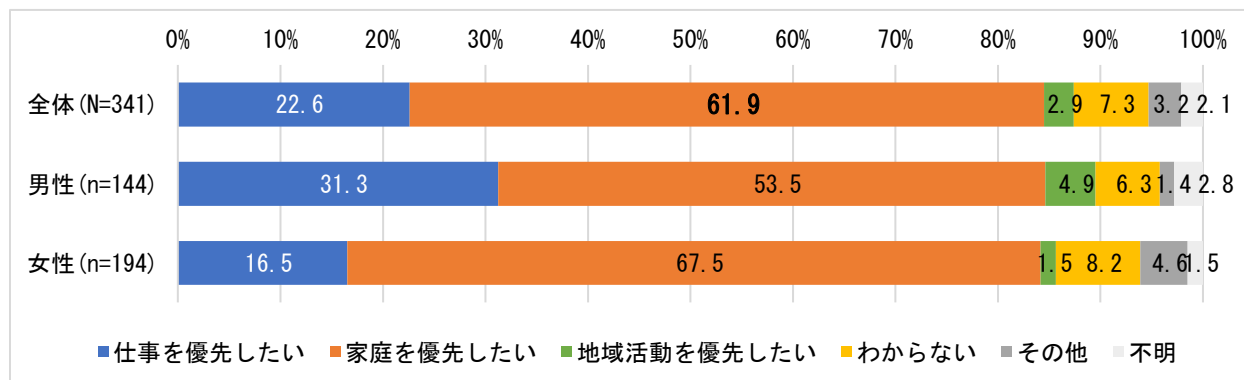


仕事、家庭、地域活動の優先度

(理想)

- ・[全体][男女別]「家庭を優先したい」が最も多くなっている。

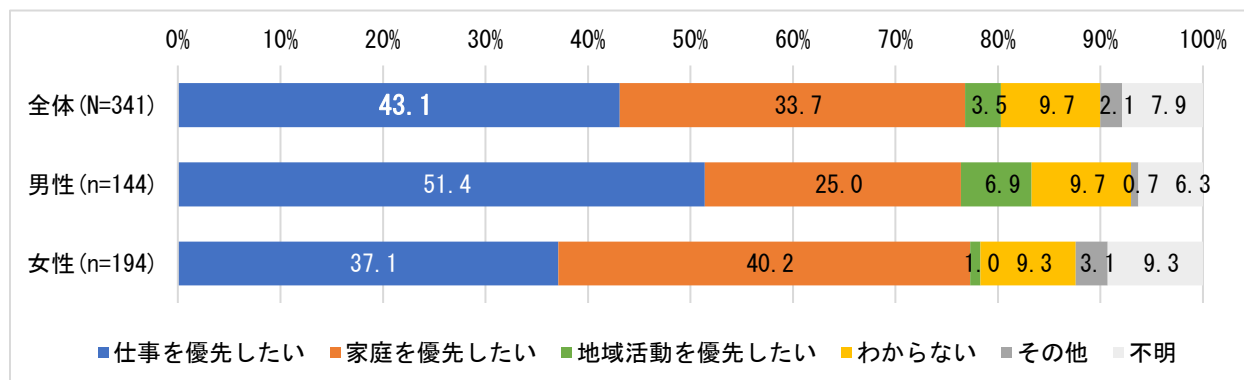
図. 生活における「仕事」「家庭」「地域活動」の理想の優先度



(現状)

- ・[全体]「仕事を優先したい」(43.1%) が最も多くなっている。
- ・[男女別]男女ともに「仕事を優先したい」と答えている人の割合が理想に比べて増えている。

図. 生活における「仕事」「家庭」「地域活動」の現状の優先度

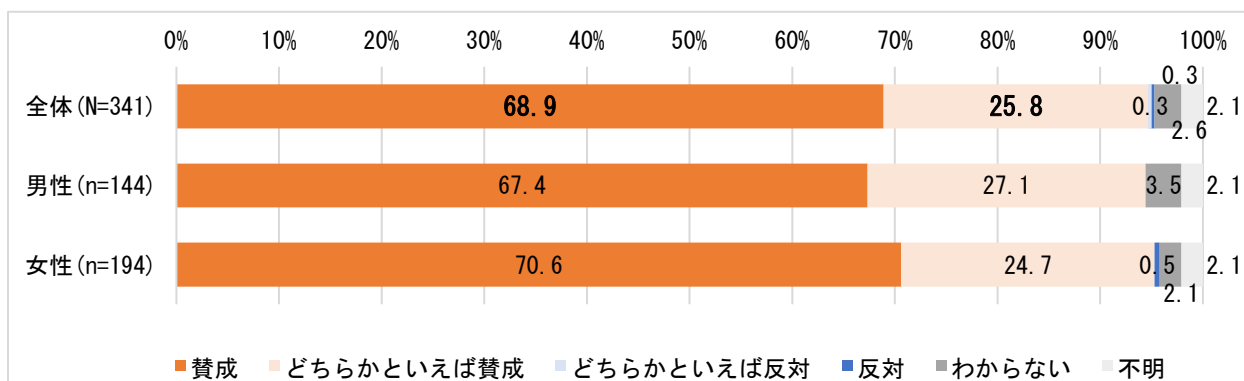


子どものしつけや教育について

(女の子も自分の考えを持ち、経済的に自立できる職業人としての教育が必要)

- ・[全体]「賛成」(：「賛成」+「どちらかといえば賛成」) が 90%以上となっている。
- ・[男女別]男女ともに(：「賛成」+「どちらかといえば賛成」) が 90%以上となっている。

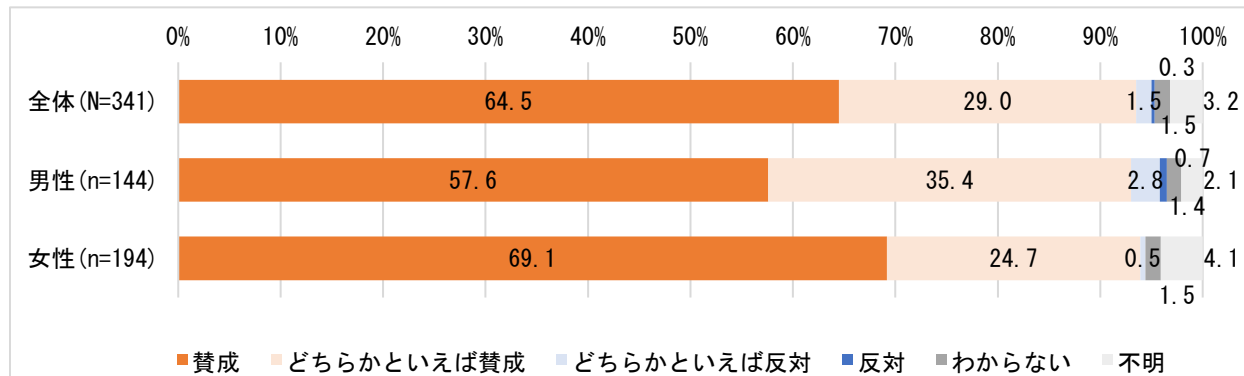
図. 「女の子も自分の考えを持ち、経済的に自立できる職業人としての教育が必要」



(男の子も炊事、掃除、洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる)

- ・[全体]「賛成」(：「賛成」+「どちらかといえば賛成」) が 90%以上となっている。
- ・[男女別]男女ともに(：「賛成」+「どちらかといえば賛成」) が 90%以上となっている。

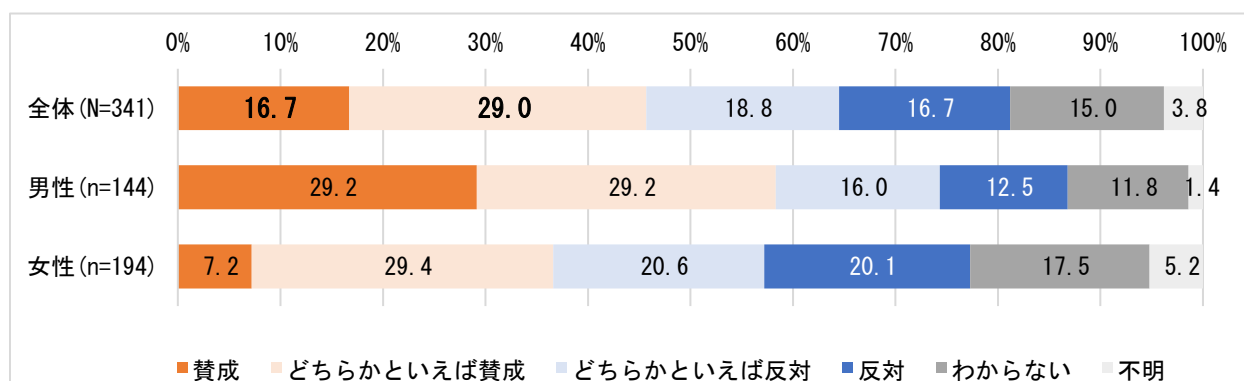
図. 「男の子も炊事、掃除、洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる」



(男女にはそれぞれの役割があるので、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる)

- ・[全体]「賛成」(：「賛成」+「どちらかといえば賛成」)が50%未満となっている。
- ・[男女別]女性に比べて男性の「賛成」の割合が多くなっている。

図. 「男女にはそれぞれの役割があるので、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」

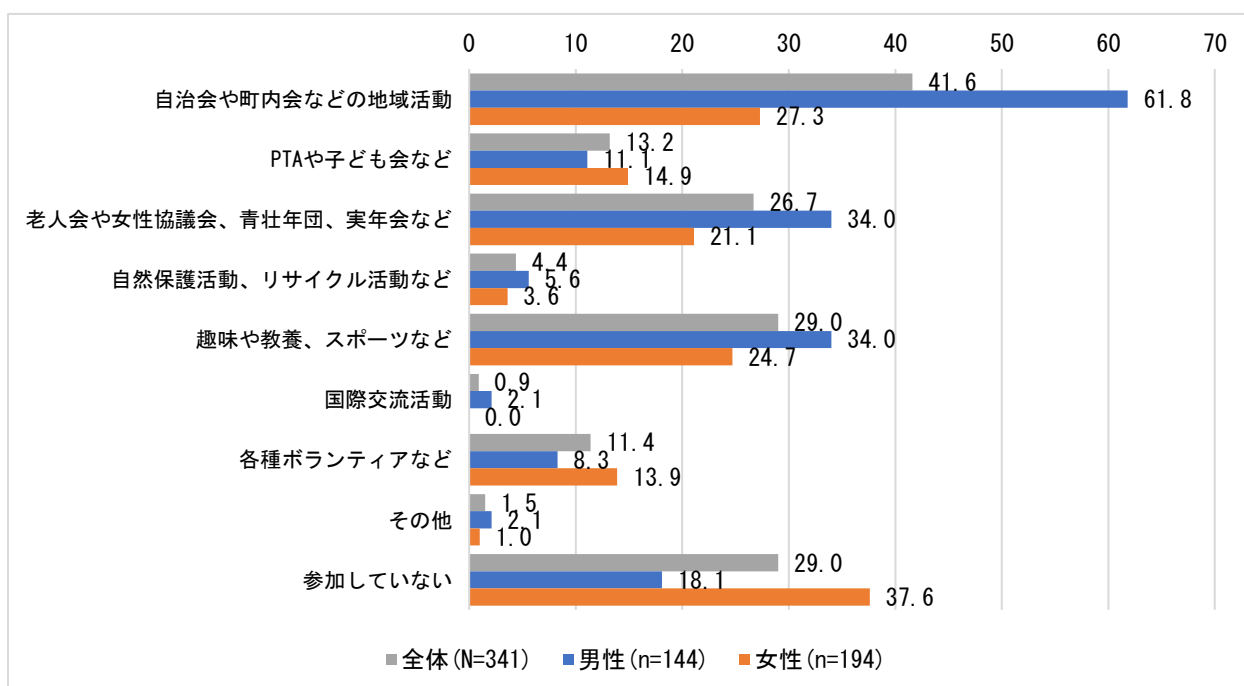


(3)地域とのつながりについて

仕事以外に家庭の外で参加している活動

- ・[全体]「自治会や町内会などの地域活動」(41.6%)が最も多くなっている。
- ・[男女別] 男性は、「自治会や町内会などの地域活動」(61.8%)が最も多く、次いで「老人会や女性協議会、青壮年団、実年会など」「趣味や教養、スポーツ等」(各々34.0%)となっている。また、全体平均に比べた男性の割合をみると、「自治会や町内会などの地域活動」が全体平均より 20 ポイント近く多くなっている。
- ・[男女別] 女性は、「参加していない」(37.6%)が最も多く、次いで「趣味や教養、スポーツなど」(24.7%)となっている。また、全体平均に比べた女性の割合をみると、「参加していない」が全体平均より 10 ポイント近く多くなっている。

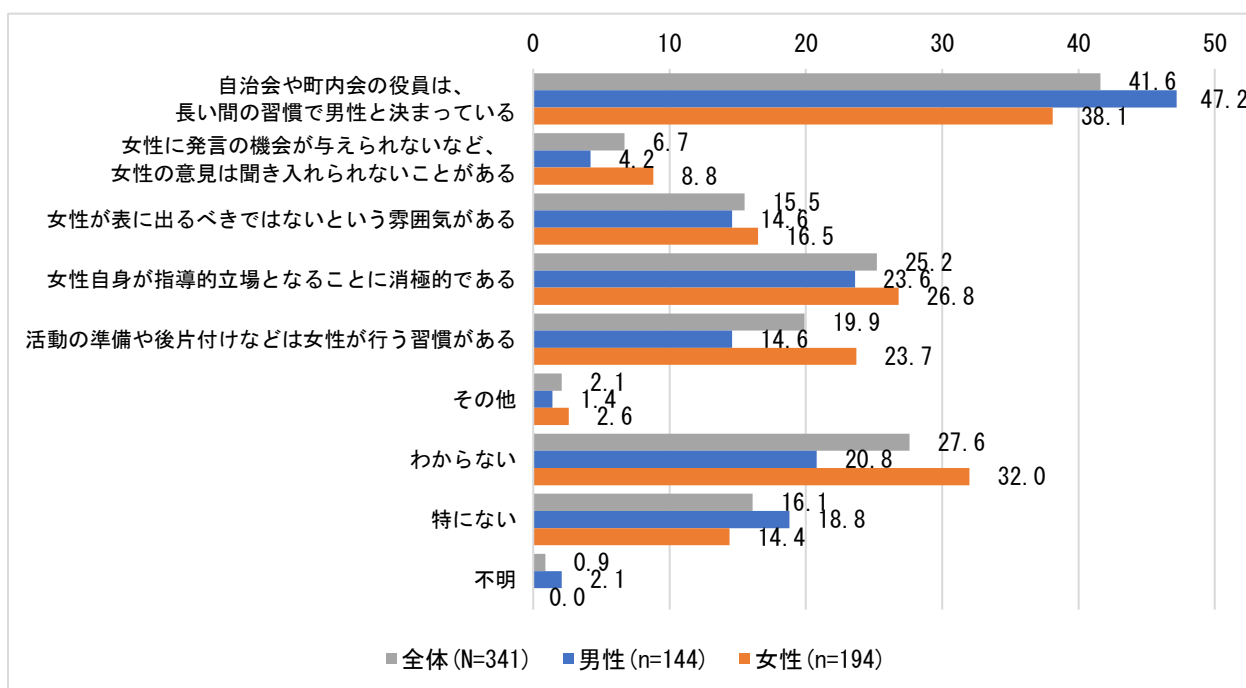
図. 仕事以外に家庭の外で参加している活動



住んでいる地域の活動の状況

- ・[全体]「自治会や町内会の役員は、長い間の習慣で男性と決まっている」(41.6%) が最も多くなっている。
- ・[男女別]男性は、「自治会や町内会の役員は、長い間の習慣で男性と決まっている」(47.2%) が最も多く、次いで「女性自身が指導的立場になることに消極的である」(23.6%) となっている。また、全体平均に比した男性の割合をみると、「自治会や町内会の役員は、長い間の習慣で男性と決まっている」が全体平均より 5 ポイント近く多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「自治会や町内会の役員は、長い間の習慣で男性と決まっている」(38.1%) が最も多く、次いで「わからない」(32.0%) となっている。また、全体平均に比した女性の割合をみると、「活動の準備や後片付けなどは女性が行う習慣がある」や「わからない」が全体平均より 4 ポイント近く多くなっている。

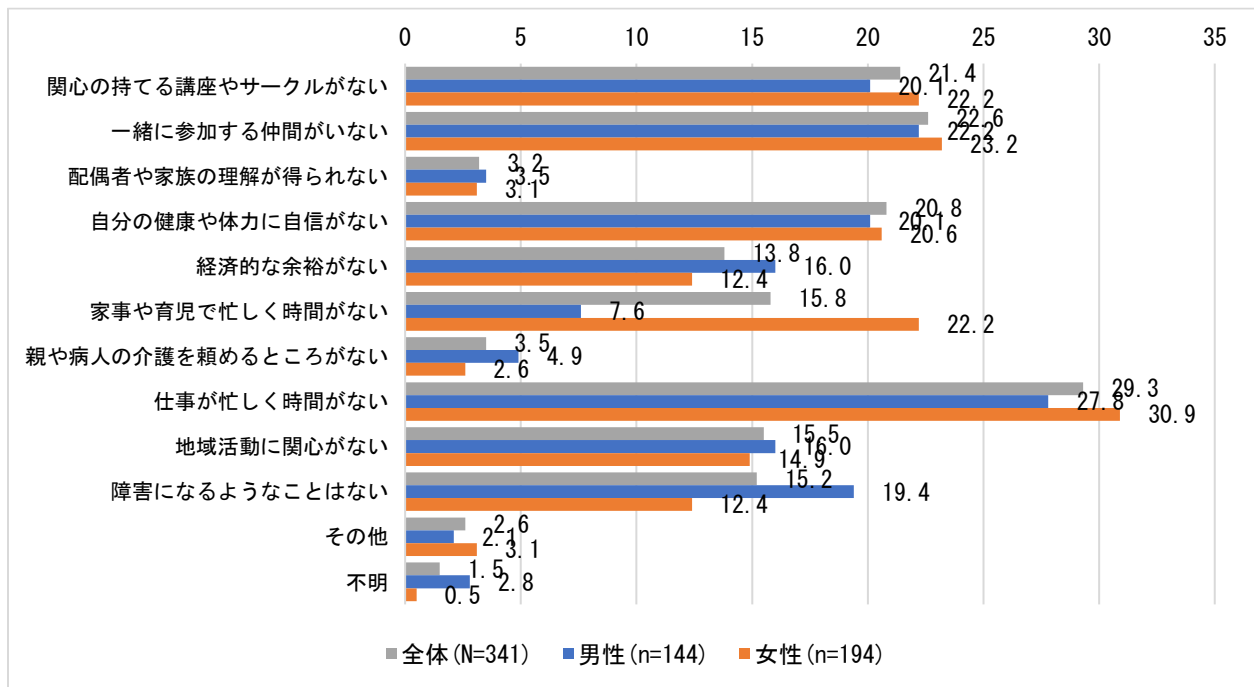
図. 住んでいる地域の活動の状況



地域活動への参加に障害になること

- ・[全体]「仕事が忙しく時間がない」(29.3%) が最も多くなっている。
- ・[男女別]男性は、「仕事が忙しく時間がない」(27.8%) が最も多く、次いで「一緒に参加する仲間がいない」(22.2%) となっている。また、全体平均に比した男性の割合をみると、「障害になるようなことはない」が全体平均より 4 ポイント近く多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「仕事が忙しく時間がない」(30.9%) が最も多く、次いで「一緒に参加する仲間がいない」(23.2%) となっている。また、全体平均に比した女性の割合をみると、「家事や育児で忙しく時間がない」が全体平均より 7 ポイント以上多くなっている。

図. 地域活動へ参加しようとする場合に障害になること

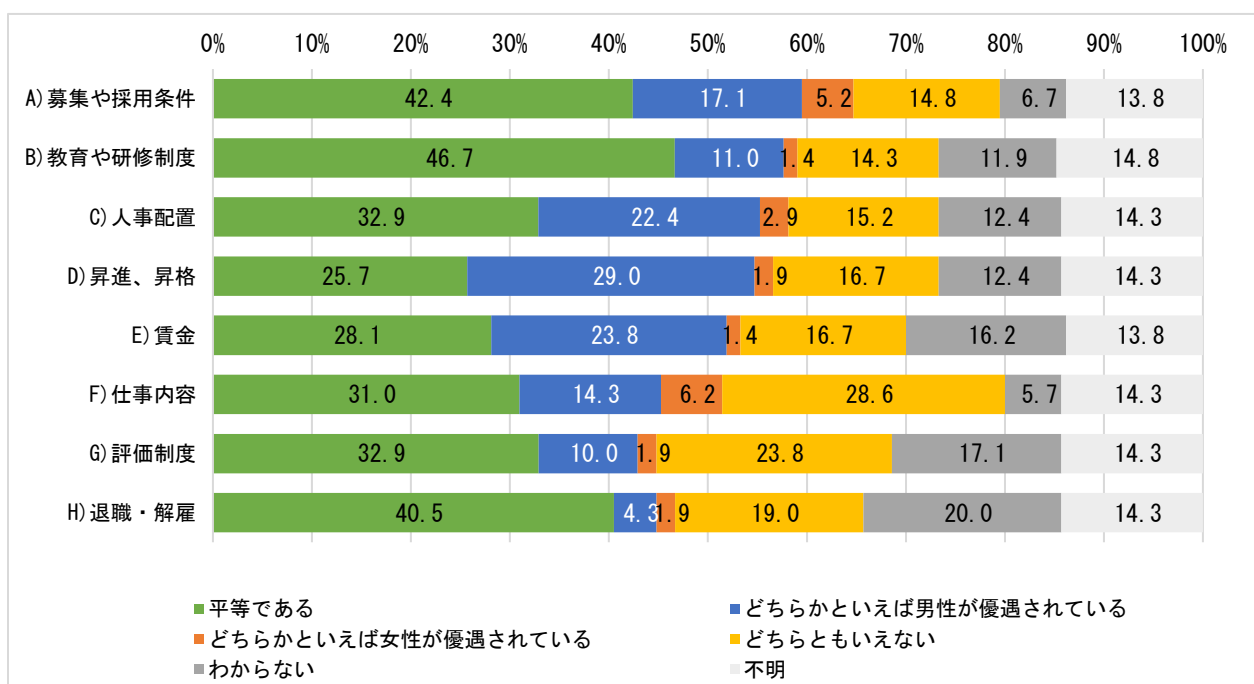


(4)仕事や職場について

職場における男女平等

- ・[全体]「平等である」と感じている項目をみると、「教育や研修制度」(46.7%)が最も多く、次いで「募集や採用条件」(42.4%)となっている。
- ・[全体]「人事配置」「昇進、昇格」「賃金」は、他の項目に比べて「男性が優遇されている」と答えている割合が約2割以上と多くなっている。
- ・[全体]「賃金」「仕事内容」「評価制度」「退職・解雇」は、他の項目に比べて「どちらともいえない・わからない」と答えている割合が3割以上と多くなっている。

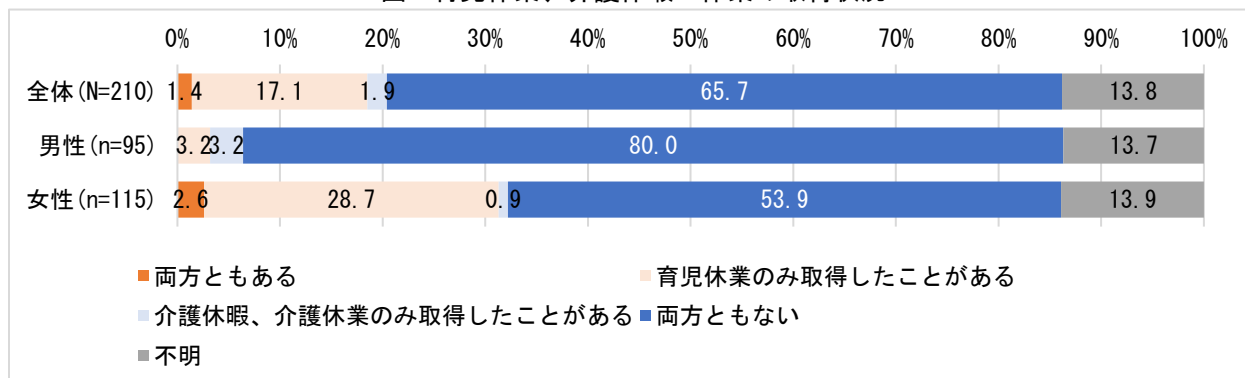
図. 職場における男女平等



育児休業、介護休暇・休業の取得状況

- ・[全体]「両方ともある」と答えている割合は、10%に満たない。
- ・[男女別]「休業・休暇を取得したことがある」(：「両方ともある」+「育児休業のみ取得したことがある」+「介護休暇、介護休業のみ取得したことがある」)の割合は男性より女性が多くなっている。

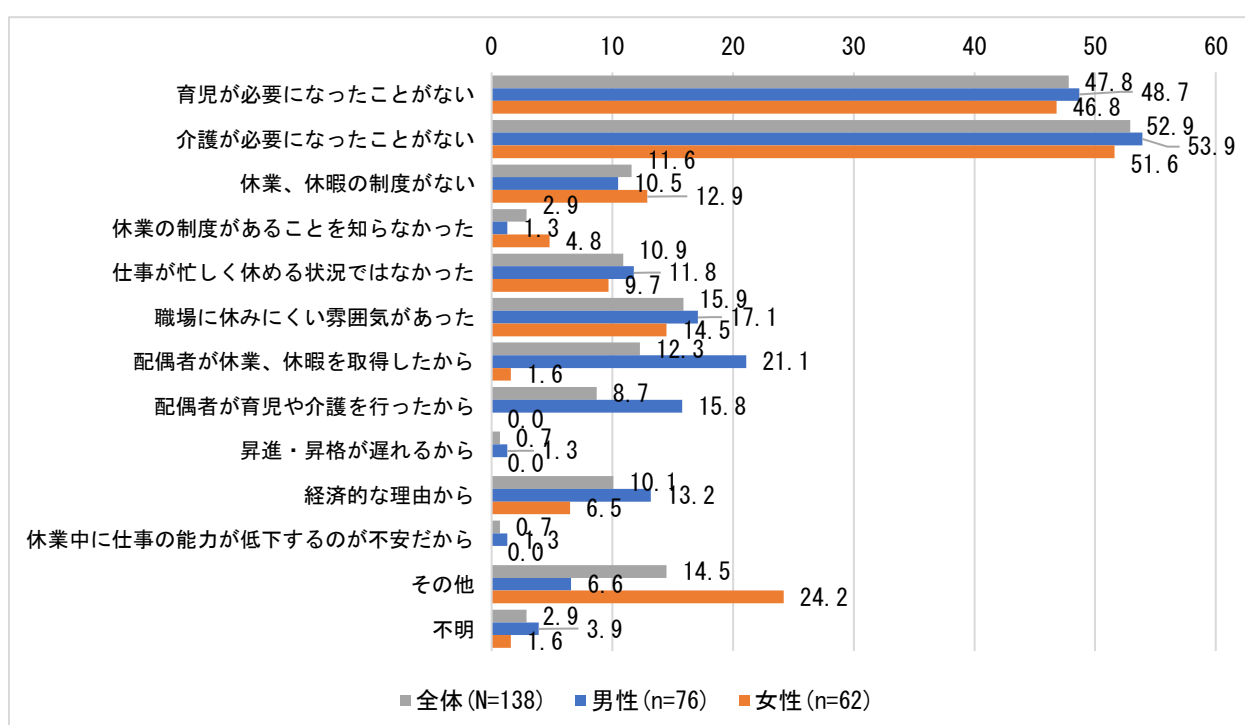
図. 育児休業、介護休暇・休業の取得状況



取得したことがない理由

- ・[全体]「介護が必要になったことがない」(52.9%)が最も多くなっている。
- ・[男女別]男性は、「介護が必要になったことがない」(53.9%)が最も多く、次いで「育児が必要になったことがない」(48.7%)となっている。また、全体平均に比した男性の割合をみると、「配偶者が休業、休暇を取得したから」「配偶者が育児や介護を行ったから」が全体平均より5ポイント以上多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「介護が必要になったことがない」(51.6%)が最も多く、次いで「育児が必要になったことがない」(46.8%)となっている。また、全体平均に比した女性の割合をみると、「休業、休暇の制度がない」「休業の制度があることを知らなかった」が全体平均より多くなっている。

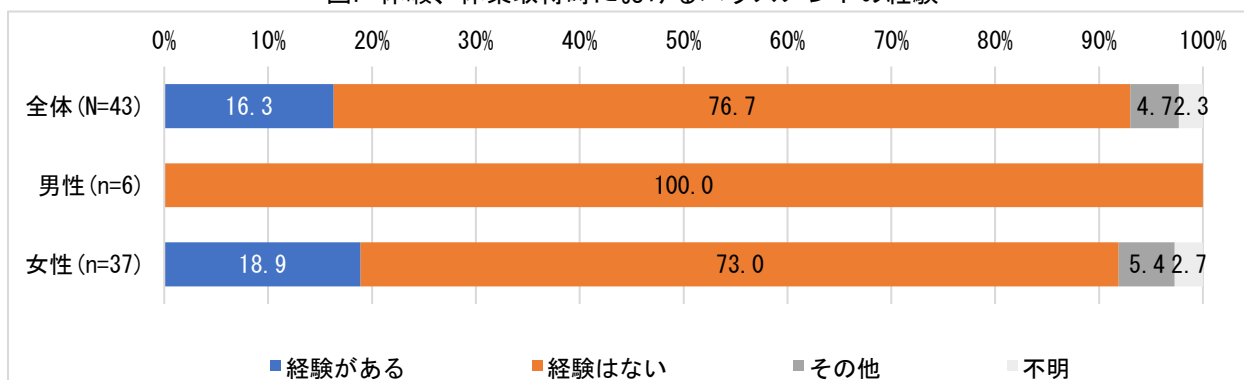
図. 休暇、休業を取得したことがない理由



取得時のハラスメント

- ・[全体]「経験がある」と回答した人は16.3%となっている。
- ・[男女別]男性は経験がある人はいないが、女性は18.9%が経験している。また、全体平均に比べた女性の割合をみると、「経験がある」人は全体平均より3ポイント近く多くなっている。

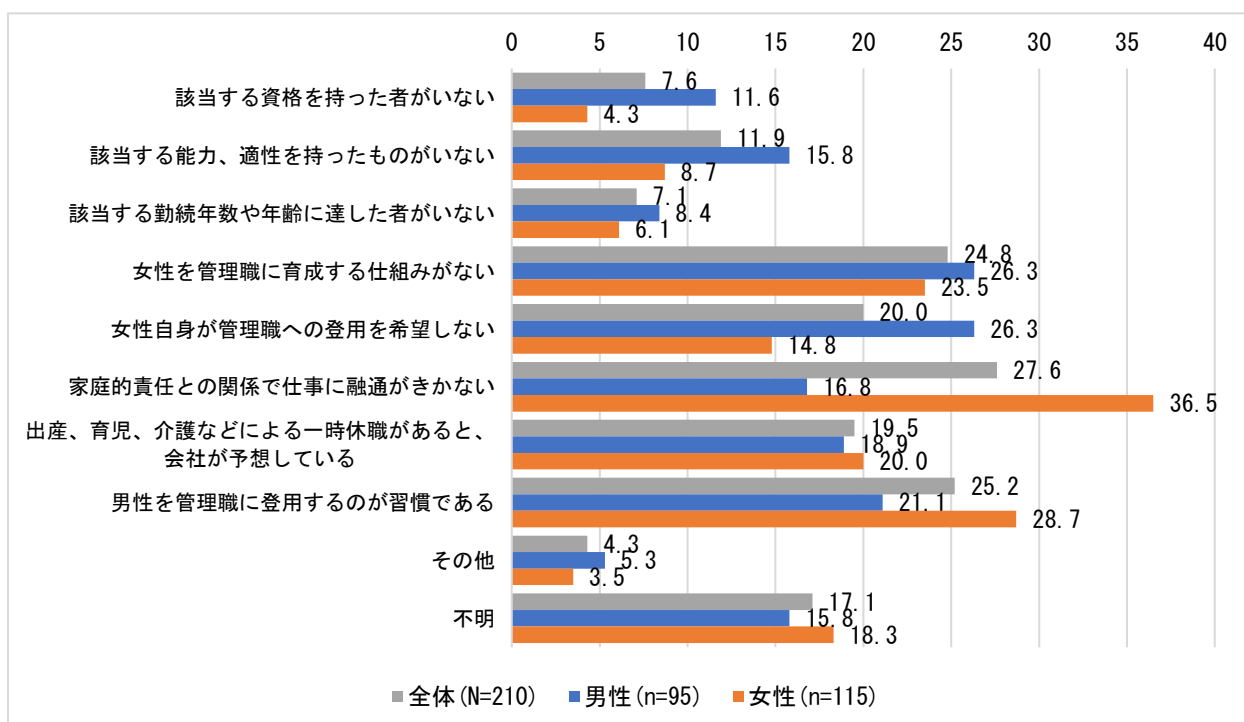
図. 休暇、休業取得時におけるハラスメントの経験



女性管理職が少ない理由

- ・[全体]「家庭的責任との関係で仕事に融通がきかない」(27.6%)が最も多くなっている。
- ・[男女別]男性は、「女性を管理職に育成する仕組みがない」「女性自身が管理職への登用を希望しない」(各々26.3%)が最も多く、次いで「男性を管理職に登用するのが習慣である」(21.1%)となっている。また、全体平均に比べた男性の割合をみると、「女性自身が管理職への登用を希望しない」が全体平均より5ポイント以上多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「家庭的責任との関係で仕事に融通がきかない」(36.5%)が最も多く、次いで「男性を管理職に登用するのが習慣である」(28.7%)となっている。また、全体平均に比べた女性の割合をみると、「家庭的責任との関係で仕事に融通がきかない」が全体平均より約10ポイント多くなっている。

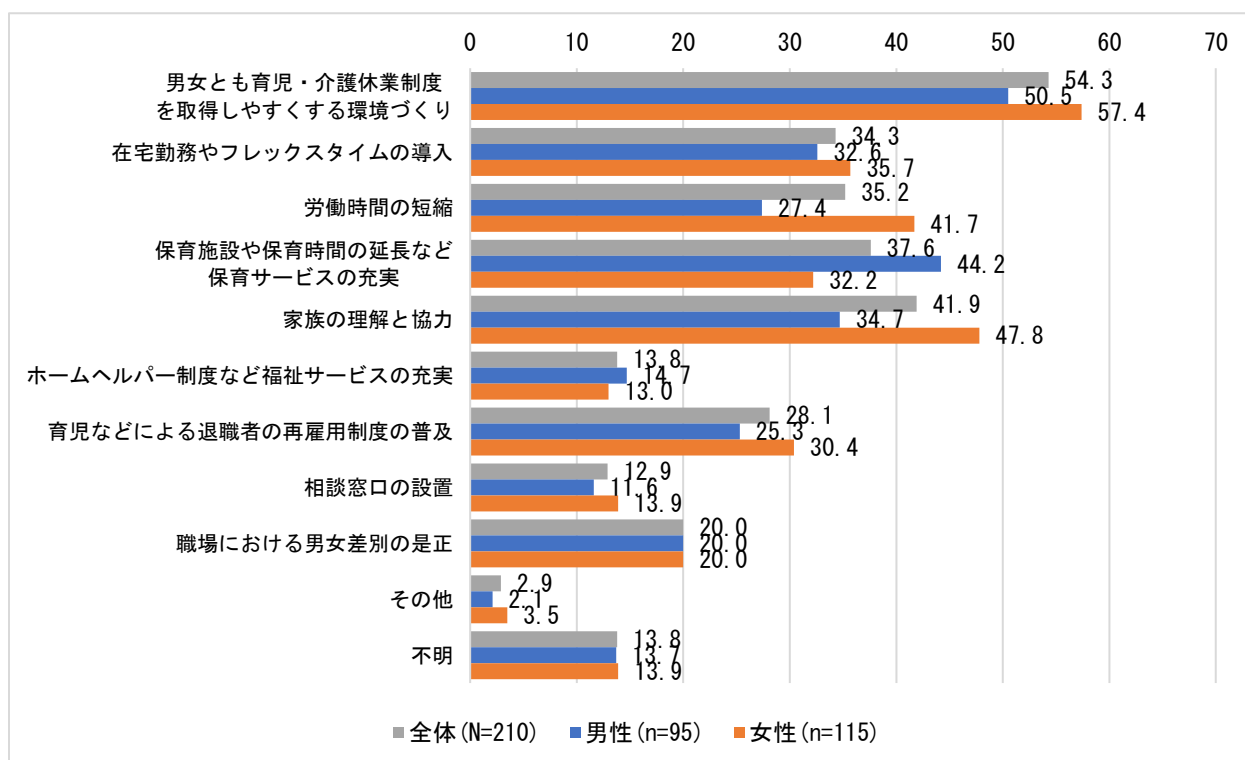
図. 女性管理職が少ない理由



女性が働き続けるために必要なこと

- ・[全体]「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすくする環境づくり」(54.3%)が最も多くなっている。
- ・[男女別]男性は、「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすくする環境づくり」(50.5%)が最も多く、次いで「保育施設や保育時間の延長など保育サービスの充実」(44.2%)となっている。また、全体平均に比した男性の割合をみると、「保育施設や保育時間の延長など保育サービスの充実」が全体平均より6ポイント以上多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすくする環境づくり」(57.4%)が最も多く、次いで「家族の理解と協力」(47.8%)となっている。また、全体平均に比した女性の割合をみると、「労働時間の短縮」「家族の理解と協力」が全体平均より5ポイント以上多くなっている。

図. 女性が働き続けるために必要なこと

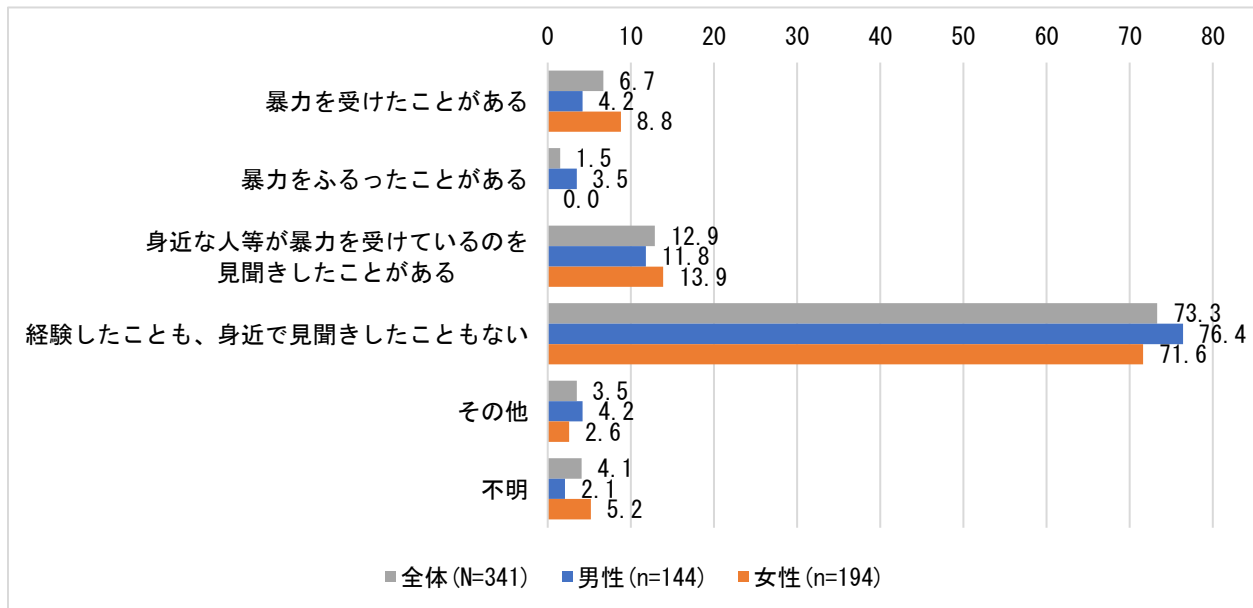


(5)日常生活におけるDV等について

日常生活における暴力

- ・[全体]「経験したことも、身近で見聞きしたこともない」(73.3%)が最も多くなっているが、「暴力を受けたことがある」と回答している人も6.7%となっている。
- ・[男女別]男性は、「経験したことも、身近で見聞きしたこともない」(76.4%)が最も多く、次いで「身近な人等が暴力を受けているのを見聞きしたことがある」(11.8%)となっている。また、全体平均に比した男性の割合をみると、「暴力をふるったことがある」「経験したことも、身近で見聞きしたこともない」が多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「経験したことも、身近で見聞きしたこともない」(71.6%)が最も多く、次いで「身近な人等が暴力を受けているのを見聞きしたことがある」(13.9%)となっている。また、全体平均に比した女性の割合をみると、「暴力を受けたことがある」「身近な人等が暴力を受けているのを見聞きしたことがある」が多くなっている。

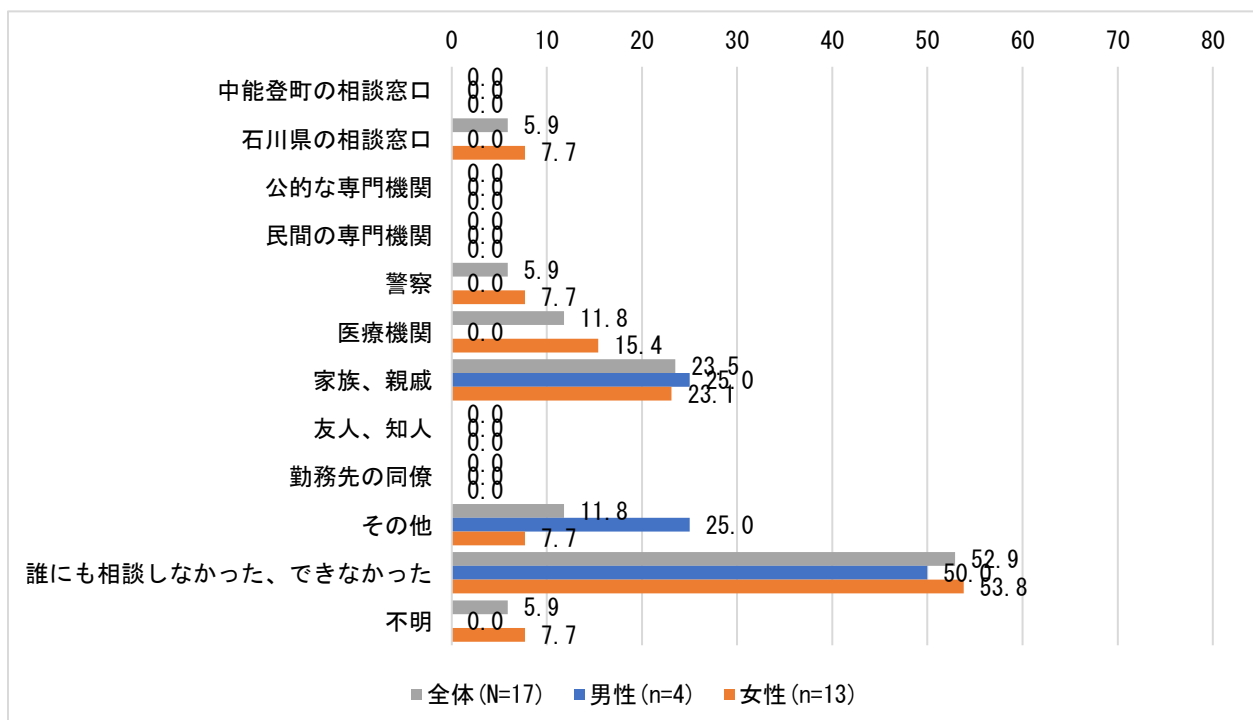
図. 日常生活における暴力



被害を受けた後の相談について

- ・[全体]「誰にも相談しなかった、できなかった」(52.9%)が最も多くなっている。なお、「中能登町の相談窓口」と回答した人はいない。
- ・[男女別]男性は、「誰にも相談しなかった、できなかった」(50.0%)が最も多く、次いで「家族・親戚」(25.0%)となっている。また、全体平均に比した男性の割合をみると、「家族、親戚」が多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「誰にも相談しなかった、できなかった」(53.8%)が最も多く、次いで「家族・親戚」(23.1%)となっている。また、全体平均に比した女性の割合をみると、「石川県の相談窓口」「警察」「医療機関」「誰にも相談しなかった、できなかった」となっている。

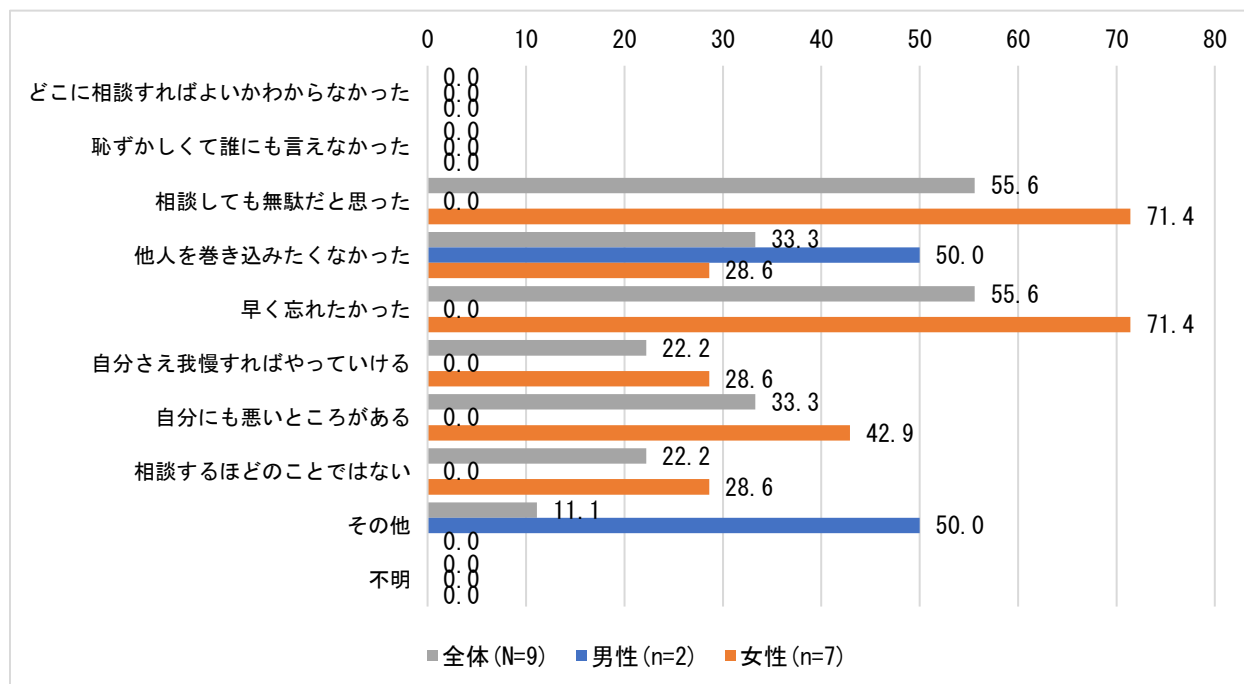
図. 被害を受けた後の相談について



被害後相談できなかった理由

- ・[全体]「相談しても無駄だと思った」(55.6%)が最も多くなっている。
- ・[男女別]男性は、「他人をまきこみたくなかった」(50.0%)が最も多くなっている。また、全体平均に比した男性の割合をみると、「他人を巻き込みたくなかった」が全体平均より15ポイント以上多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「相談しても無駄だと思った」「早く忘れたかった」(各々71.4%)が最も多くなっている。また、全体平均に比した女性の割合をみると、「相談しても無駄だと思った」「早く忘れたかった」が全体平均より15ポイント以上多くなっている。

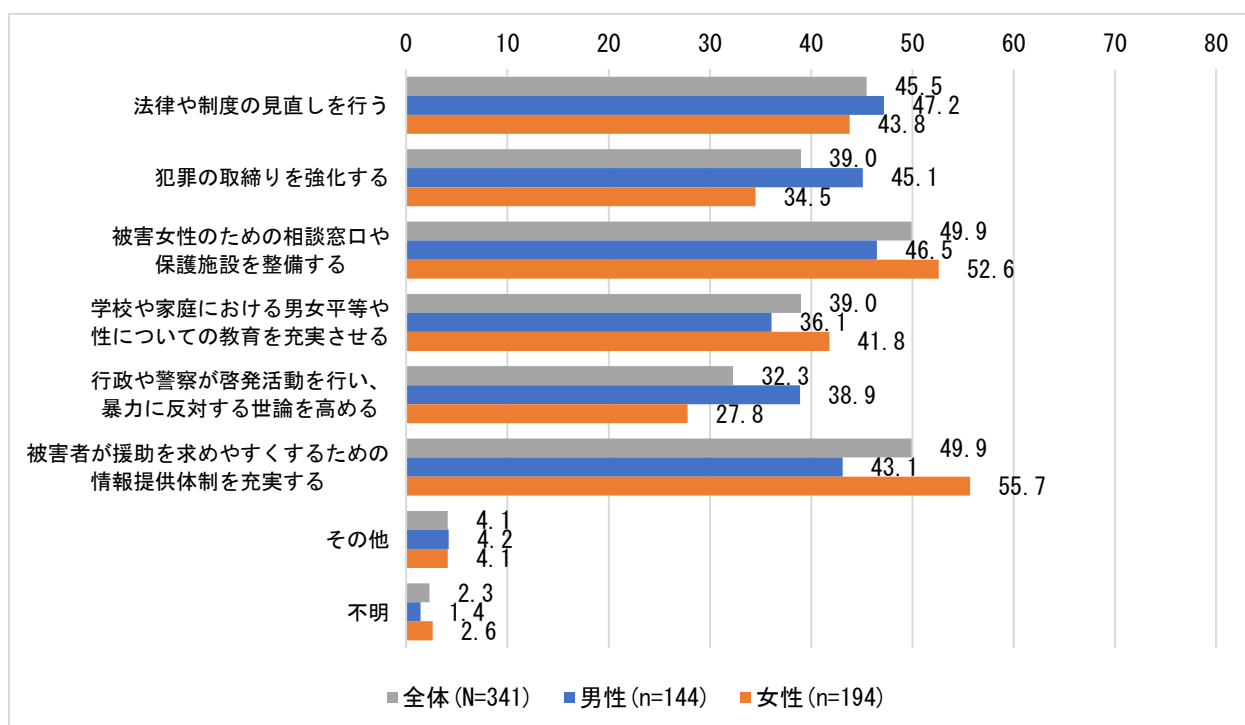
図. 誰にも相談しなかった、できなかった理由



性犯罪、暴力等をなくすためには

- ・[全体]「被害女性のための相談窓口や保護施設を整備する」「被害者が援助を求めやすくするための情報提供体制を充実する」(各々49.9%)が最も多くなっている。
- ・[男女別]男性は、「法律や制度の見直しを行う」(47.2%)が最も多く、次いで「被害女性のための相談窓口や保護施設を整備する」(46.5%)となっている。また、全体平均に比した男性の割合をみると、「犯罪の取締りを強化する」「行政や警察が啓発活動を行い、暴力に反対する世論を高める」が全体平均より5ポイント以上多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「被害者が援助を求めやすくするための情報提供体制を充実する」(55.7%)が最も多く、次いで「被害女性のための相談窓口や保護施設を整備する」(52.6%)となっている。また、全体平均に比した女性の割合をみると、「被害者が援助を求めやすくするための情報提供体制を充実する」が全体平均より5ポイント以上多くなっている。

図. 性犯罪、売春婦、配偶者や恋人から受ける暴力、セクハラ等をなくするために必要なこと

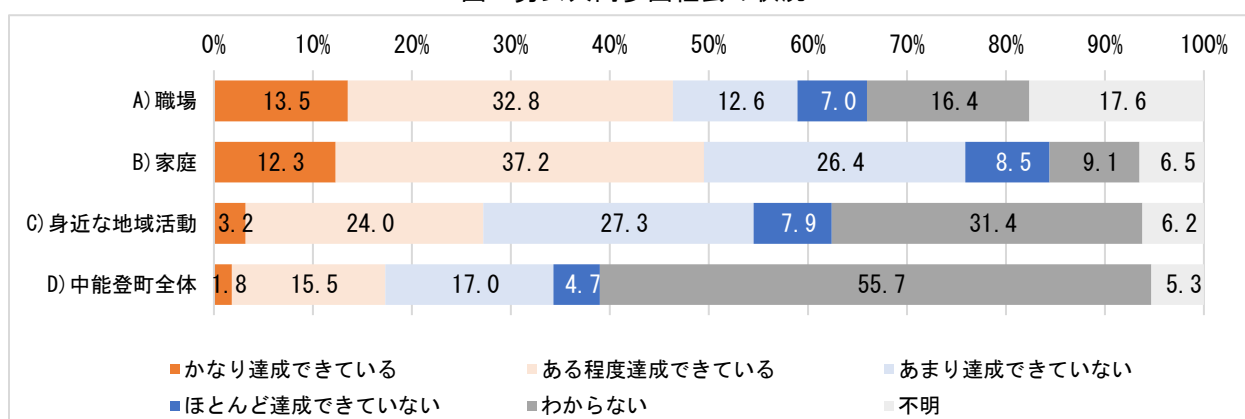


(6)男女共同参画社会のためにできること

男女共同参画社会の状況

- ・[全体]「達成できている」(：「かなり達成できている」+「ある程度達成できている」)と感じている項目をみると、「家庭」(49.5%)が最も多く、次いで「職場」(46.3%)となっている。なお、「中能登町全体」の達成度は17.3%にとどまっている。
- ・[男女別]「達成できている」と感じている割合は、男性は「家庭」(50.0%)が最も多く、次いで「職場」(48.0%)となっており、女性も「家庭」(49.5%)が最も多く、次いで「職場」(45.8%)となっている。

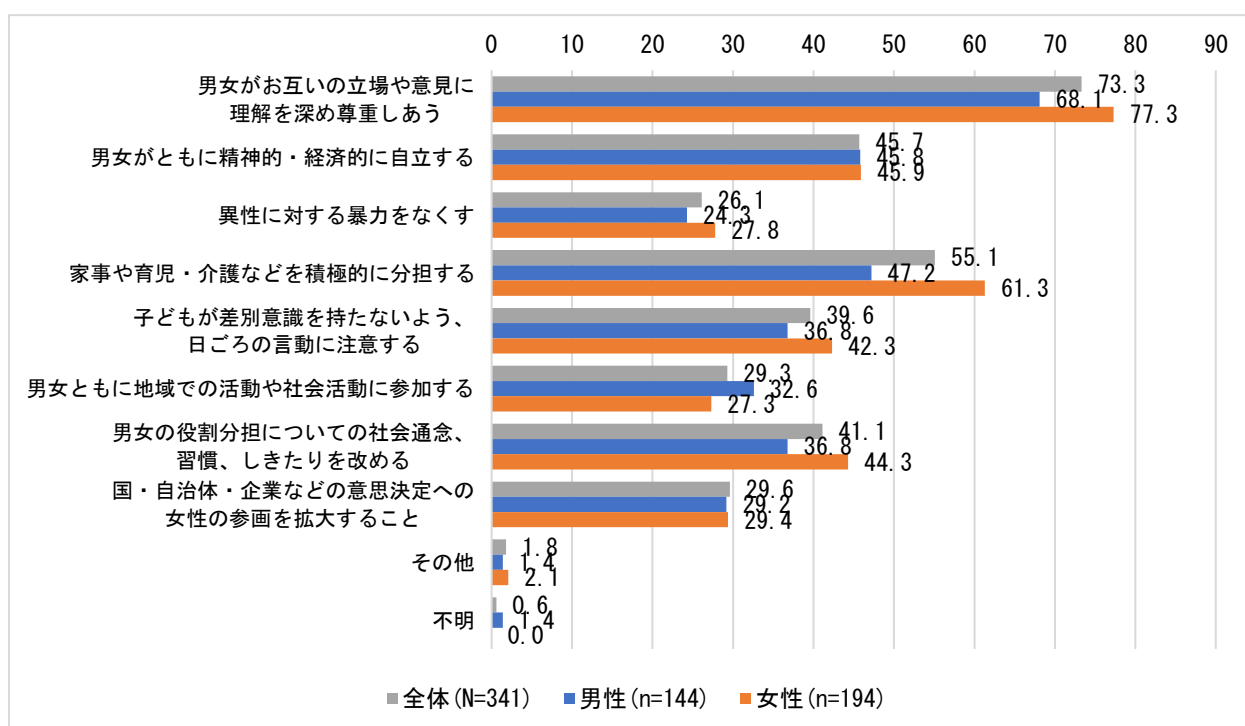
図. 男女共同参画社会の状況



男女が互いに人権を尊重し、利益も責任も共に担い、生きやすい社会を実現するために必要なこと

- ・[全体]「男女がお互いの立場や意見に理解を深め尊重しあう」(73.3%)が最も多くなっている。
- ・[男女別]男性は、「男女がお互いの立場や意見に理解を深め尊重しあう」(68.1%)が最も多く、次いで「家事や育児・介護などを積極的に分担する」(47.2%)となっている。また、全体平均に比べた男性の割合をみると、「男女ともに地域での活動や社会活動に参加する」が多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「男女がお互いの立場や意見に理解を深め尊重しあう」(77.3%)が最も多く、次いで「家事や育児・介護などを積極的に分担する」(61.3%)となっている。また、全体平均に比べた女性の割合をみると、「男女がお互いの立場や意見に理解を深め尊重しあう」「家事や育児・介護などを積極的に分担する」「男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改める」が全体平均より3ポイント以上多くなっている。

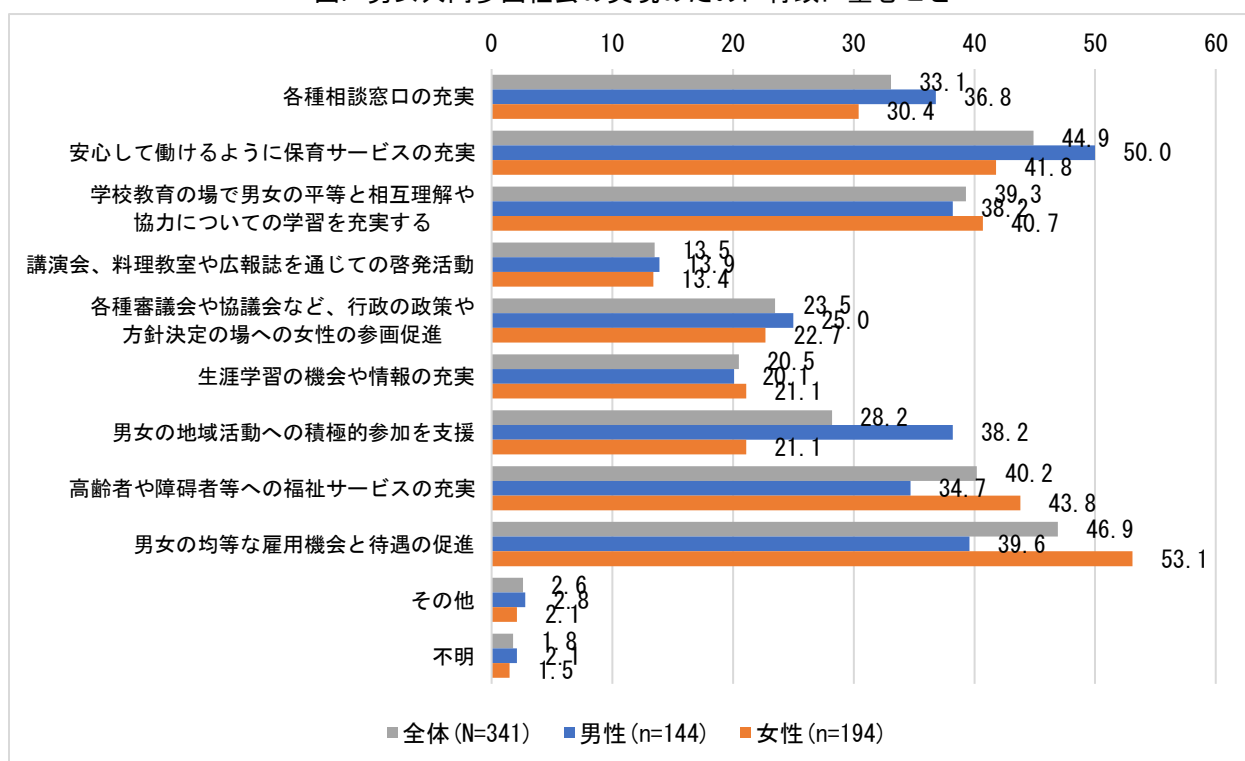
図. 男女が互いに人権を尊重し、利益も責任も共に担い、生きやすい社会を実現するために必要なこと



男女共同参画社会の実現のために行政に望むこと

- ・[全体]「男女の均等な雇用機会と待遇の促進」(46.9%)が最も多くなっている。
- ・[男女別]男性は、「安心して働けるように保育サービスの充実」(50.0%)が最も多く、次いで「男女の均等な雇用機会と待遇の促進」(39.6%)となっている。また、全体平均に比べた男性の割合をみると、「安心して働けるように保育サービスの充実」「男女の地域活動への積極的参加を支援」が全体平均より5ポイント以上多くなっている。
- ・[男女別]女性は、「男女の均等な雇用機会と待遇の促進」(53.1%)が最も多く、次いで「高齢者や障害者等への福祉サービスの充実」(43.8%)となっている。また、全体平均に比べた女性の割合をみると、「男女の均等な雇用機会と待遇の促進」が全体平均より5ポイント以上多くなっている。

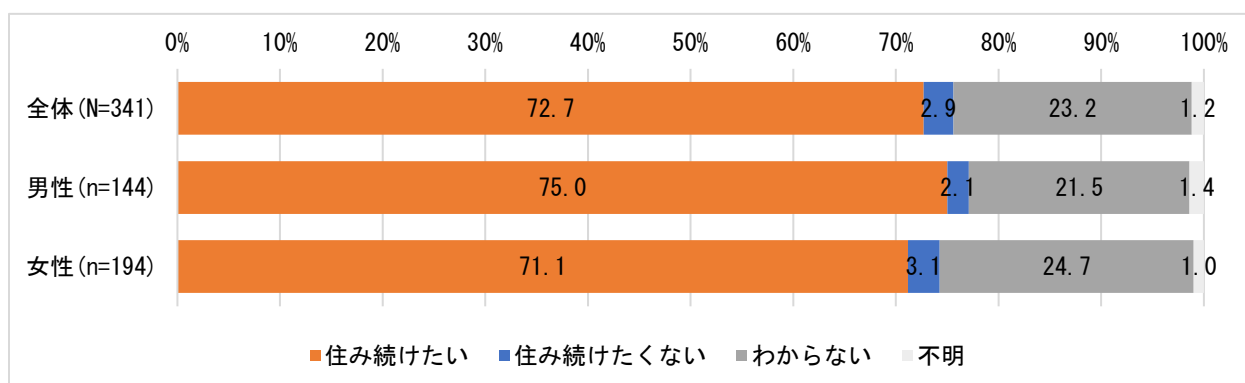
図. 男女共同参画社会の実現のために行政に望むこと



中能登町への今後の居住意向

- ・[全体]「住み続けたい」と答えている割合は、70%を超えている。
- ・[男女別]「住み続けたい」と答えた人の割合は女性より男性が多くなっている。

図. 中能登町への今後の居住意向



その理由

(住み続けたい)

性別	年代	内容
男性	29 歳以下	・家業があるから。 ・悪いところもあるけど、良いところもたくさんあるし、良い人たちもいるし、ただ飲食店が少ないのが残念なところ。 ・住みやすいから。
	30 代	・長年住んでいる為。
	40 代	・住みなれた町だから。 ・行政サービスが充実している。 ・家を建てたので住まざるをえない。

		・住み良い町です。 ・子育てに関して手厚い制度がある。
	50 代	・家が有るから。 ・生まれ育った町。 ・特に不満もない為。 ・日本中だいたい同じ。 ・生まれ育った町だから。 ・地方の町としては、比較的施設・医療・気候など恵まれていると思うから。
	60 代	・自宅があるから。 ・他の市町にくらべていろいろな優遇の度合いがいい。プレミアムなど井田地内にほとんど用がたりるから。スーパーなど。
	70 歳以上	・生活環境が良い。 ・この年になって、新しい土地での生活は考えられない。 ・慣れた場所を替えたくない。 ・人間関係が良く地域交流がやりやすい。 ・自宅が中能登町にある。
女性	29 歳以下	・安心して暮らしていけると思うから。 ・福利厚生がしっかりしている。 ・新しい場所での生活の再構築は面倒だから。 ・他の市町村と比べてもやっぱり地元が一番住みやすいと思うから。 ・子どもに対する補助がしっかりしているから。
	30 代	・手当てが充実しているから。ただ役場で働いている男性の態度がデカイのをなおしてほしい。学校・保育園であいさつはしても無視の方がいて、とっても気分が悪いです。 ・ふるさとなので。家族がいるので。 ・家を建てたらしやうがない
	40 代	・中能登町は何も無いからこそいろんなチャンスがあると思う。チャレンジ。 ・家を買ったから。ローンが残っているから。 ・子どものためにお金を使っている。
女性	50 代	・豊富な自然に恵まれているのに大きな災害もなく、平和で、そんなに不便でもない。素張らしい環境だと思えるからです。 ・ふるさとだから。子育てにやさしいから。 ・家を建てたので。 ・生活支援が充実している。 ・生まれてずっと住んでいるから。
	60 代	・嫁に来たため、ここが第 2 の実家だから。 ・自然が豊かで、大きな町への交通の便もよい。 ・生まれ、育った町なので。 ・高齢なので他の地域へ移動する事を考えた事がない。 ・住み慣れたから。 ・状況が許す限り、住みたいが介護やその他の事由で今後どうなるか不安がある。
	70 歳以上	・そこそこ住みやすいから。 ・生活が、おちついているから。 ・残り少ない人生ですから。

(住み続けたくない)

性別	年代	内容
男性	50 代	・田んぼを持たない者にとっては、田んぼのことを中心に進められがちな在所の活動は、慣習だらけでうっとうしく、メリットが少ない。
	70 歳以上	・行政が町内会に依存しすぎ、そして町内会は言いなり、又逆も言える。
女性	29 歳以下	・職場がないから。コミュニティがせますぎる
不明	不明	・高齢者による高齢者のための町づくりしかないから。

(わからない)

性別	年代	内容
男性	29 歳以下	・今後の人生したい。 ・将来について深く考えておらず、近くなったとき考えたいから。
	30 代	・施設がものたりない。繁華街がない。欲しい物が近くにない。品数・品揃えが少ない。大型商業施設が少ない。 ・仕事の都合。
	40 代	・いやがらせされる土地だし。 ・自分の考えや環境の変化により、最適な居住地も変わる可能性があると思うからです。 ・中能登町の将来が不安。
男性	50 代	・先のことはわからない。 ・税が高いと思う。 ・中能登町に住み続けるというこだわりはない。
	60 代	・あしたのことなど答えようがない。
	70 歳以上	・不便。
女性	29 歳以下	・現在住んでいるところも良い環境だから。 ・夫との関係次第。子供が大きくなり家から出ていった後も一緒に居たいと思うなら住み続けるが、嫌なら出て行くから。
	30 代	・公園など遊ぶ施設も他市町より良くないし、道の駅も残念だし魅力はない。しかし、家を建ててしまったからには住んでいくことになるかと。 ・実家の両親の介護が必要になったり、離婚や夫と死別した際には実家に帰ることはあると思う。現在の生活状況であれば、住み続けたい。 ・レストランやお店が少ない。 ・子育ての環境として悪くはないが、子どもによりチャンスと刺激を与えるには定住するか迷う。
	40 代	・家がないし、金沢や遠方に行くのが、不便にかんじています。
	50 代	・中能登町に住み続けたいと思う一方で、色々な地域でも生活したいという夢もある。
	60 代	・中能登町に住みたいと思っこだわりはない。 ・町長、町議員等の活動が目に見えず信頼できない。 ・あまり、魅力のある町と思えない。町長・議員の若がえりを望む。

3. 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うこと

ができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう

に努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握

し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこ

これらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣

府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5. 中能登町男女共同参画推進条例

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 町の責務
- 第5条 町民の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 性別による権利侵害の禁止
- 第8条 行動計画
- 第9条 積極的改善措置
- 第10条 調査研究
- 第11条 啓発等
- 第12条 苦情等への対応
- 第13条 町民等の活動に対する支援
- 第14条 推進体制の整備
- 第15条 年次報告
- 第16条 男女共同参画審議会
- 第17条 審議会の任務
- 第18条 審議会の組織等
- 第19条 委任

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための基本的事項を定めることにより、町の施策を総合的かつ効果的に実施し、もって人権を尊重した男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的言動により他の者を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）に対して身体的、精神的、経済的、又は性的な危害及び苦痛を与える暴力的言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女一人ひとりが、個人としてその尊厳が重んじられ、性別により差別されることなく、個性や能力を発揮できる機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映し、男女の社会における活動の選択に対し中立でない影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定に共同して参画できる機会が確保されること。
- (4) 家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関して双方の意思が尊重され、かつ、健康な生活を営む権利が確保されること。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、推進施策を実施するに当たっては、町民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組まなければならない。

3 町は、男女共同参画の推進を図るため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、職場における活動において男女が対等に参画する機会を確保するとともに、職業生活と家庭生活及びその他の活動とを両立して行うことができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

（行動計画）

第8条 町長は、推進施策並びに町民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、町民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 町長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（積極的改善措置）

第9条 町長その他町の執行機関は、その設置する付属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、第18条第3項の規定に準じて、男女の均衡を図るよう努めなければならない。

2 町は、社会のあらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び町民と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

（調査研究）

第10条 町は、推進施策を策定し、効果的に実施するための調査研究を行うものとする。

（啓発等）

第11条 町は、男女共同参画について、広く町民及び事業者の理解を深めるため、その啓発及び学習の促進等に積極的に努めなければならない。

（苦情等への対応）

第12条 町は、町民又は事業者から、町が実施する推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び性別に基づく差別に関する相談を受けた場合は、関係機関との連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（町民及び事業者の活動に対する支援）

第13条 町は、町民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 町は、男女共同参画社会を推進するため、必要な体制の整備に努めなければならない。

(年次報告)

第15条 町は、推進施策の実施状況等について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

(男女共同参画審議会)

第16条 男女共同参画に関する重要な事項を調査及び審議するため、中能登町男女共同参画審議会を（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の任務)

第17条 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について、町長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、町長に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第18条 審議会は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから町長が委嘱する委員15名以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満にならないようにしなければならない。

4 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第18条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

6. 中能登町男女共同参画審議会委員名簿

(令和3年3月現在 敬称略)

	氏名	所属	役職	備考
1	亀井 弘美	女性協議会	会長	
2	駒井 奈美	教育委員会	委員	
3	水田 富美子	社会教育委員	委員	
4	角 久子	公民館運営審議会	委員長	
5	常陸 純子	人権擁護委員	委員長	
6	屋敷 保子	男女共同参画推進員の会	副部長	
7	眞鍋 知子	金沢大学人間社会研究域	教授	
8	久保 勝康	区長会	副会長	
9	田中 栄一	商工会	事務局長	
10	大西 誠	鹿西高等学校	校長	
11	山口 満	校長会	会長	鳥屋小学校
12	出雲 哲夫	実年会	会長	
	加賀 忠夫	実年会	会長	第5回審議会より
13	大森 定良	スポーツ推進委員	委員長	
14	堂口 輝雄	青壮年協議会	会長	
15	高名 雅弘	中能登町役場	参事兼総務課長	

7. 第3期中能登町男女共同参画行動計画の策定経過

令和2年度中能登町男女共同参画審議会

年	月 日	概要
令和2年	7月20日	第1回令和2年度中能登町男女共同参画審議会の開催
	10月8日	第2回令和2年度中能登町男女共同参画審議会の開催
令和3年	1月25日	第3回令和2年度中能登町男女共同参画審議会の開催
	2月26日	第4回令和2年度中能登町男女共同参画審議会（書面審議）の開催
	3月30日	第5回令和2年度中能登町男女共同参画審議会の開催

8. 中能登町男女共同参画推進員の会設置要綱

平成23年6月30日

告示第38号

改正 平成25年5月29日告示第41号

(設置)

第1条 本町における男女共同参画社会の実現を目指し、地域や職場での普及啓発活動を積極的に推進、支援するため、中能登町男女共同参画推進員の会（以下「本会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(委員の任期)

第3条 推進員の任期は2年間とする。ただし、欠員により新たに推進員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 会長は、推進員の中より互選により選出する。

2 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第5条 副会長は推進員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第6条 本会の運営に関する事務を行うため、中能登町役場企画課内に事務局を置く。

(会議)

第7条 本会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 本会の決議は、出席者の2分の1以上の賛成をもって決するものとする。

(部会)

第8条 特定な事項について協議を行うため、本会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が推進員の中から指名した者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第9条 部会長は部会員の中から互選により選出し、副部会長は部会長の指名する部会員をもって充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年5月29日告示第41号）

この告示は、平成25年6月4日から施行する。

別表（第2条関係）

選出母体等	定数
当町在住の石川県男女共同参画推進員	若干名
当町在住の石川県男女共同参画応援団員	若干名
一般町民代表及び企業推薦者	50人以内

9.用語集

・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女だれもが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

・パワーハラスメント

職場のパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

・セクシュアルハラスメント

職場において行われる労働者の意に反する性的な言動により、労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることをいいます。

・妊娠・出産・育児休業等ハラスメント

職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業、介護休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業・介護休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいいます。

これらは、マタニティハラスメント（マタハラ）、パタニティハラスメント（パタハラ）、ケアハラスメント（ケアハラ）と言われることもあります。

・ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦、恋人・パートナーなど親密な関係にある人、またはあった人からの身体的、心理的、性的または経済的な苦痛を与える暴力的な行為その他心身に有害な影響を及ぼす発言または行動をいう。

・家族経営協定

経営方針や役割分担、就業条件、収益配分などについて、家族の合意のもとに取り決めた文書で行うこと。

・エンパワーメント

本来の力を引き出すことをいい、女性のエンパワーメントとは、女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野において、自分で意思決定し、行動できる能力をつけ、力を持つことをいう。

・ジェンダー

社会的・文化的に形成された男女の性別による差異をいう。男らしさ、女らしさなどといった言葉で表現されるもの。

・フレックスタイム（自由勤務時間制）

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び就業の時刻を決定することができる変形労働時間制のひとつ。

・ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機

会を積極的に提供することをいう。

・男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

・男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明かにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として公布、施行された。

・男女雇用機会均等法（正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とする法律。

・育児・介護休業法（正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律」）

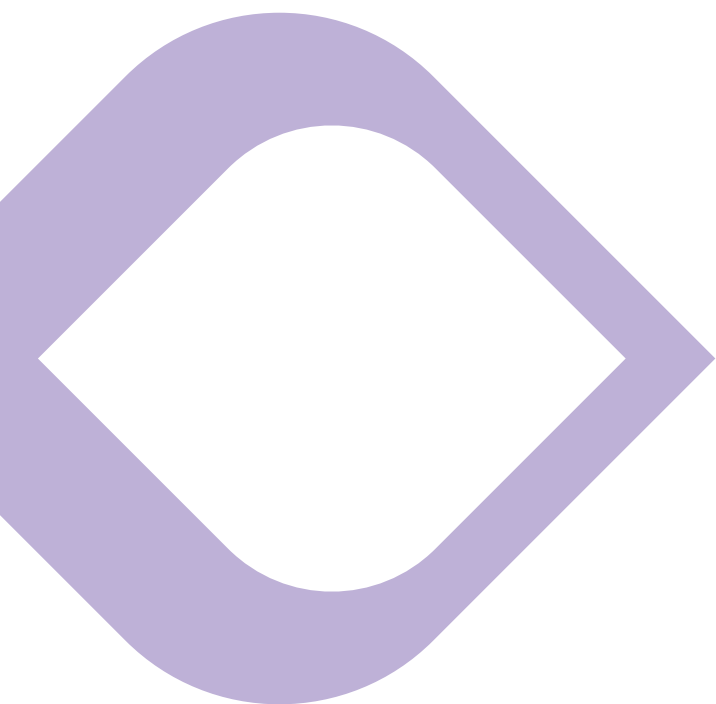
1 歳未満の子を養育する労働者、または介護が必要な家族を抱えた労働者が子の養育または、家族の介護のための休業を事業主に申し出ることが出来ることや、育児・介護を行う労働者の深夜業の制限など、労働者の職業生活と家庭生活との両立支援を目的とする法律。

・配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成 16 年 12 月 2 日施行）では、配偶者からの暴力を、「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからである。

ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。



第3期 中能登町男女共同参画行動計画

令和3年3月

発行・編集：中能登町 企画課

〒929-1792 石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地

TEL：0767-74-1234(代) FAX：0767-74-1300

E-Mail：kikaku@town.nakanoto.ishikawa.jp